

令和6年度
第2回秋田地方最低賃金審議会
議事次第及び資料項目

令和6年7月29日（月）
秋田合同庁舎 第1会議室（5階）

次 第

- 1 開 会
- 2 議 題
 - （1）令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について（伝達）
 - （2）賃金実態調査結果について
 - （3）その他

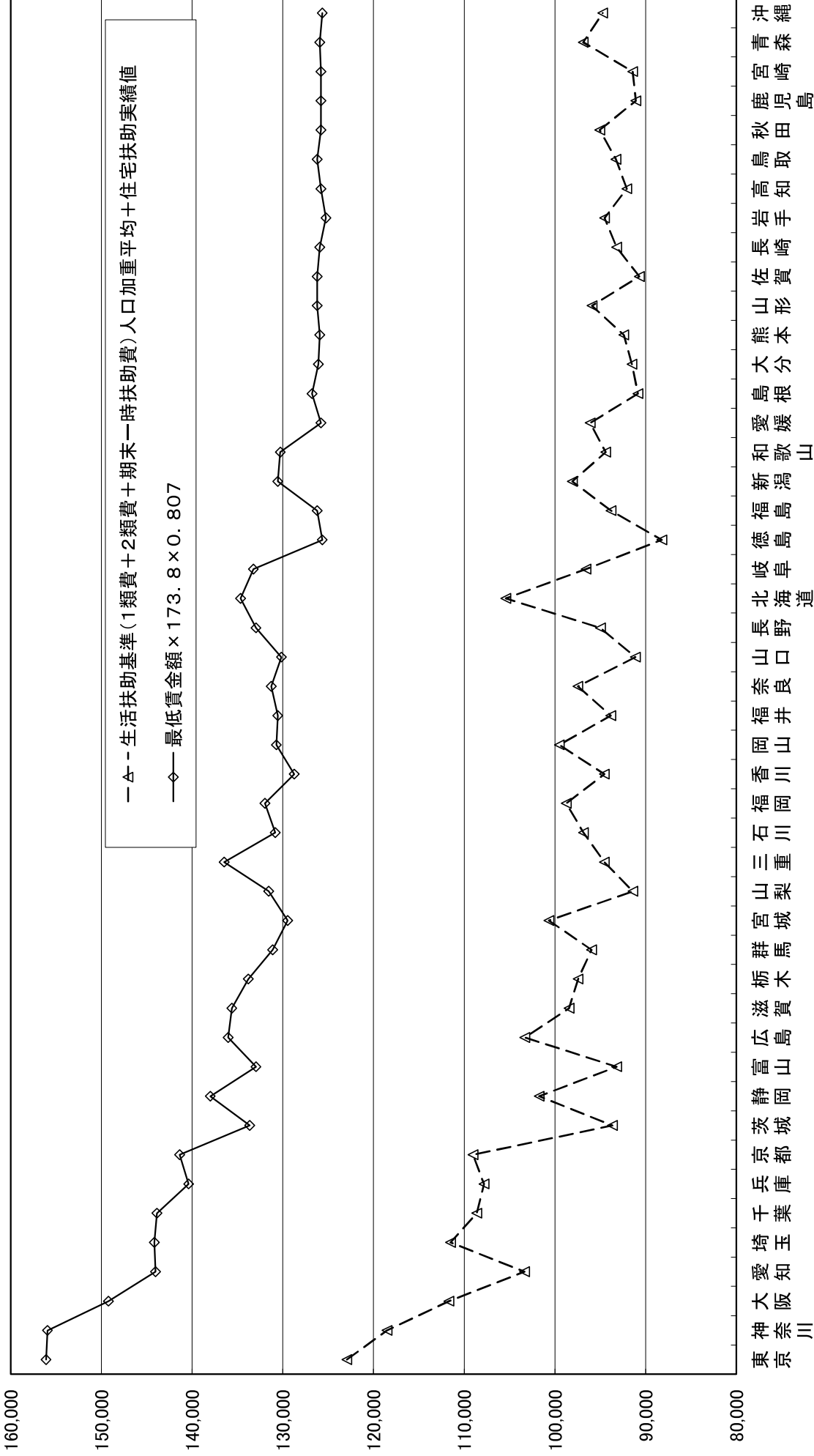
資 料

- 1 生活保護と最低賃金との比較関係資料
- 2 令和6年賃金改定状況調査結果
- 3 令和6年度賃金実態調査結果報告（抜粋）
- 4 秋田地方最低賃金審議会日程（案）
- 5 秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書（写）
- 6 秋田弁護士会会長声明（写）
- 7 秋田地方最低賃金審議会秋田県最低賃金専門部会委員名簿

生活保護と最低賃金

生活保護（生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）＋住宅扶助）と最低賃金

単位：円



注1)生活扶助基準(1類費＋2類費＋期末一時扶助費)は18～19歳単身のものである。

注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータは令和4年度、最低賃金のデータは令和5年度のものである。

注4)0.807は時間額853円で月173.8時間働いた場合の令和4年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	令和4年度データに基づく乖離額 (A)	令和5年度地域別最低賃金引上げ額 (B)	最新の乖離額 (C) (=A-B)	昨年度の目安小委で示した乖離額 (D)	(E) (=C-D)	乖離の変動額			
						最低賃金の引上げによる影響額 (e①)	可処分所得比率の変動(0.816→0.807)による影響額 (e②)	生活扶助基準の見直し、国勢調査の更新による影響額 (e③)	住宅扶助実績値の増減による影響額 (e④)
北海道	△168	40	△208	△178	△31	△40	8	0	1
青森	△162	45	△207	△173	△35	△45	8	0	3
岩手	△180	39	△219	△192	△27	△39	7	0	4
宮城	△165	40	△205	△176	△30	△40	8	0	3
秋田	△175	44	△219	△185	△34	△44	7	0	3
山形	△170	46	△216	△179	△37	△46	8	0	2
福島	△189	42	△231	△200	△31	△42	7	0	3
茨城	△243	42	△285	△252	△33	△42	7	0	1
栃木	△218	41	△259	△226	△34	△41	8	0	0
群馬	△211	40	△251	△218	△33	△40	8	0	0
埼玉	△192	41	△233	△201	△32	△41	9	0	1
千葉	△209	42	△251	△219	△33	△42	9	0	1
東京都	△195	41	△236	△207	△30	△41	10	0	2
神奈川県	△226	41	△267	△235	△32	△41	9	0	△1
新潟	△191	41	△232	△201	△31	△41	8	0	2
富山	△243	40	△283	△253	△30	△40	7	0	3
石川	△200	42	△242	△210	△33	△42	8	0	2
福井	△219	43	△262	△230	△32	△43	7	0	4
山梨	△246	40	△286	△254	△32	△40	7	0	1
長野	△231	40	△271	△240	△31	△40	7	0	1
岐阜	△221	40	△261	△231	△31	△40	8	0	2
静岡	△219	40	△259	△228	△30	△40	8	0	2
愛知県	△249	41	△290	△258	△32	△41	8	0	1
三重	△259	40	△299	△270	△29	△40	7	0	3
滋賀	△225	40	△265	△236	△29	△40	8	0	3
京都	△191	40	△231	△199	△32	△40	9	0	0
大阪	△227	41	△268	△236	△32	△41	9	0	0
兵庫県	△191	41	△232	△200	△32	△41	8	0	0
奈良	△201	40	△241	△210	△30	△40	8	0	2
和歌山	△216	40	△256	△225	△31	△40	7	0	1
鳥取	△189	46	△235	△195	△40	△46	7	0	△1
島根	△209	47	△256	△219	△37	△47	7	0	3
岡山	△182	40	△222	△192	△30	△40	8	0	2
広島	△193	40	△233	△202	△32	△40	8	0	0
山口	△238	40	△278	△245	△33	△40	7	0	0
徳島	△226	41	△267	△235	△32	△41	7	0	2
香川	△204	40	△244	△212	△32	△40	7	0	0
愛媛	△168	44	△212	△178	△34	△44	8	0	3
高知	△196	44	△240	△204	△37	△44	7	0	0
福岡	△196	41	△237	△205	△32	△41	8	0	1
佐賀	△206	47	△253	△216	△38	△47	7	0	2
長崎	△188	45	△233	△197	△37	△45	7	0	1
熊本	△194	45	△239	△204	△35	△45	7	0	3
大分	△201	45	△246	△210	△37	△45	7	0	1
宮崎	△201	44	△245	△209	△36	△44	7	0	1
鹿児島	△204	44	△248	△212	△35	△44	7	0	2
沖縄	△177	43	△220	△185	△35	△43	7	0	0

※1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。
 ※2 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際などに端数処理を行うため、必ずしもE=e①+e②+e③+e④とならない。

生活保護と最低賃金の比較について（令和6年度）

秋田労働局賃金室

I 前 提

- 若年単身 → 生活保護基準では18～19歳・単身世帯
- 冬季加算地区 → I区
- 県内級地別人口 → 2級地-1 : 307,672人（秋田市）
3級地-1 : 453,457人（能代市など8市）
3級地-2 : 198,373人（潟上市など16市町村）
計 959,502人

※令和2年国勢調査による市町村別の人口

II 生活保護（令和4年度）

(1) 生活扶助基準

① 第1類費及び第2類費 基準額

$$\begin{array}{ccc} 2級地-1 & 3級地-1 & 3級地-2 \\ (71,460円 \times 307,672人 + 68,430円 \times 453,457人 + 66,940円 \times 198,373人) \div 959,502人 \\ = \underline{69,093.54円} \quad (1円未満第3位以下切捨て) \end{array}$$

② 第2類費 冬季加算（1か月平均）

級地別の冬季加算（1か月平均）

$$\text{秋田県：(I区・1人)} \quad 12,780円 \times 7 \div 12 = \underline{7,455.00円} \quad (1円未満第3位以下切捨て)$$

③ 期末一時扶助費（1か月平均）

級地別の期末一時扶助費（1か月平均）

$$2級地-1 : 12,880円 \times 1 \div 12 = 1,073.33円$$

$$3級地-1 : 11,610円 \times 1 \div 12 = 967.50円$$

$$3級地-2 : 10,970円 \times 1 \div 12 = 914.16円$$

$$(1,073.33円 \times 307,672人 + 967.50円 \times 453,457人 + 914.16円 \times 198,373人) \div 959,502人 \\ = \underline{990.40円} \quad (1円未満第3位以下切捨て)$$

生活扶助基準（1類費及び2類費＋2類費（冬季加算込み）＋期末一時扶助費）

$$= \text{①} + \text{②} + \text{③}$$

$$= 69,093.54円 + 7,455.00円 + 990.40円 = \underline{77,538.94円} \quad (1円未満第3位以下切捨て)$$

(2) 住宅扶助実績値 (4年度)

被保護世帯数 → 秋田市： 3,593 世帯
秋田県 (秋田市を除く)： 5,189 世帯
計 8,782 世帯

住宅扶助実績値 → 秋田市： 22,476.8 円
秋田県 (秋田市を除く)： 14,098.0 円

※令和4年被保護者調査年次調査 (個別調査) 第3-10表により示される秋田市、秋田県の単身被保護世帯数及び同世帯1世帯当たり住宅扶助の値。

$$(22,476.8 \text{ 円} \times 3,593 \text{ 世帯} + 14,098.0 \text{ 円} \times 5,189 \text{ 世帯}) \div 8,782 \text{ 世帯} \\ = \underline{\underline{17,526.03 \text{ 円}}} \text{ (1円未満第3位以下切捨て)}$$

(3) 生活扶助基準+住宅扶助実績

以上 (1)、(2) より、

$$\text{生活扶助基準} + \text{住宅扶助実績値} = 77,538.94 + 17,526.03 = \underline{\underline{95,065 \text{ 円}}} \text{ (1円未満四捨五入)}$$

III 最低賃金との比較

時給 853 円 (令和4年秋田県最低賃金額) で月 173.8 時間 (週 40 時間) 働いた場合の1か月の収入 (手取額) は、

$$853 \text{ 円} \times 173.8 \text{ 時間} \times 0.807 = \underline{\underline{119,639 \text{ 円}}} \text{ (1円未満四捨五入)}$$

※0.807 は、佐賀県の令和4年度最低賃金額 853 円で月 173.8 時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

したがって、令和4年度データに基づく生活保護と最低賃金の差額は

$$\text{生活保護} - \text{最低賃金 (手取額)} = 95,065 - 119,639 = \blacktriangle 24,574 \text{ 円}$$

であり、この差額を 173.8 時間で割って1時間あたりとして、0.807 で割って手取額から額面に換算すると

$$\blacktriangle 24,574 \div 173.8 \div 0.807 = \underline{\underline{\blacktriangle 175 \text{ 円}}} \text{ (1円未満四捨五入)}$$

となり、175 円最低賃金が生活保護の水準を上回っている。

令和5年度の地域別最低賃金引上げ額 44 円を足すと、

$$175 + 44 = 219 \text{ 円}$$

となり、令和5年地域別最低賃金引上げ後は、219 円最低賃金が生活保護を上回っている。

令和 6 年賃金改定状況調査結果

< 調査の概要 >

1. 調査の地域 全国
2. 調査産業 日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づく次の産業
 - (ア) 製造業
 - (イ) 卸売業，小売業
 - (ウ) 学術研究，専門・技術サービス業
 - (エ) 宿泊業，飲食サービス業
 - (オ) 生活関連サービス業，娯楽業
 - (カ) 医療，福祉
 - (キ) サービス業（他に分類されないもの）

3. 調査事業所

(1) 数 16,373 事業所

(2) 選定の方法

事業所母集団データベース（令和 3 年次フレーム（確報））を母集団とし、常用労働者数が 30 人未満の企業に属する民営事業所から、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において 1 人 1 時間あたり賃金上昇率の標準誤差が 0.20% となるよう標本サイズを決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記 2 に掲げる 7 つの産業で、事業所規模は 1～9 人と 10～29 人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	7,030	2,026	28.8%
B ランク	5,261	1,698	32.3%
C ランク	4,082	1,425	34.9%
合計	16,373	5,149	31.4%

4. 集計労働者 29,463 人

（うち、令和 5 年 6 月と令和 6 年 6 月の両方に在籍していた労働者は 24,639 人（83.6%））

5. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

(1) 事業所に関する事項

イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和 6 年 6 月 1 日現在〕

ロ 事業所の労働者数〔令和 6 年 6 月 1 日現在〕

ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の 1 日の所定労働時間数〔令和 6 年 6 月分〕

ニ 事業所の年間所定労働日数〔令和 4 年度分、令和 5 年度分〕

ホ 賃金改定の状況〔令和 6 年 1 月～6 月〕

(2) 労働者に関する事項

イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和 6 年 6 月 1 日現在〕

ロ 賃金形態〔令和 5 年 6 月分、令和 6 年 6 月分〕

ハ 基本給額、諸手当〔令和 5 年 6 月分、令和 6 年 6 月分（見込額）〕

ニ 月間所定労働日数、1 日の所定労働時間数〔令和 5 年 6 月分、令和 6 年 6 月分〕

6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第1表 賃金改定実施状況別事業所割合

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業							
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所				
		7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所		7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所		7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所		7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				
A	100.0	42.3	0.9	39.2	17.6	100.0	44.2	1.1	40.0	14.7	100.0	39.0	1.3	40.1	19.6	100.0	48.6	0.2	36.0	15.2
B	100.0	43.4	0.5	41.6	14.6	100.0	46.0	1.2	35.7	17.1	100.0	42.4	0.4	43.9	13.3	100.0	53.5	0.0	27.7	18.9
C	100.0	42.4	0.9	37.1	19.6	100.0	40.7	1.8	31.7	25.8	100.0	41.8	1.1	37.6	19.4	100.0	49.4	1.5	36.5	12.5
計	100.0	42.8	0.7	40.1	16.4	100.0	44.7	1.2	37.1	16.9	100.0	41.1	0.8	41.6	16.5	100.0	50.6	0.3	32.7	16.4
R5年	100.0	43.5	0.7	38.4	17.4	100.0	45.1	0.8	34.9	19.2	100.0	39.7	0.9	38.9	20.5	100.0	51.0	0.9	36.0	12.2

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）							
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所				
		7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所		7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所		7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所		7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所		
A	100.0	28.5	0.0	51.9	19.5	100.0	32.6	1.8	48.4	17.2	100.0	61.8	0.3	19.4	18.5	100.0	43.5	1.2	40.3	14.9
B	100.0	32.4	0.7	49.8	17.0	100.0	28.7	0.0	61.4	9.9	100.0	63.5	0.0	22.3	14.2	100.0	39.7	0.7	46.7	12.9
C	100.0	33.9	0.0	43.5	22.5	100.0	28.7	1.7	48.5	21.1	100.0	64.4	0.5	17.9	17.2	100.0	38.3	0.5	45.4	15.7
計	100.0	31.2	0.4	49.7	18.8	100.0	30.3	0.9	54.5	14.3	100.0	62.9	0.2	20.5	16.4	100.0	40.9	0.8	44.2	14.0
R5年	100.0	34.6	0.2	46.7	18.5	100.0	34.1	1.0	49.5	15.3	100.0	62.3	0.3	21.4	16.0	100.0	42.1	1.2	45.2	11.5

第2表 事業所の平均賃金改定率

ランク	賃金引上げ実施事業所								賃金引下げ実施事業所								賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計							
	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究・ 専門・ 技術 サービス業	宿泊業、 飲食 サービス業	生活関 連サ ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービス (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究・ 専門・ 技術 サービス業	宿泊業、 飲食 サービス業	生活関 連サ ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービス (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究・ 専門・ 技術 サービス業	宿泊業、 飲食 サービス業	生活関 連サ ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービス (他に 分類さ れない もの)
A	4.7	4.5	5.1	4.5	5.0	5.6	3.7	4.8	-12.0	-7.3	-17.8	-1.5	-7.8	-27.5	-1.4	1.9	1.9	1.8	2.2	1.4	1.7	2.2	2.1	
B	4.5	4.2	5.1	4.8	4.1	5.0	3.9	4.1	-10.8	-13.7	-22.4	-1.1			-0.0	1.9	1.8	2.1	2.5	1.3	1.4	2.5	1.6	
C	4.5	3.4	4.4	3.9	6.0	4.7	4.4	4.6	-9.2	-6.6	-10.8	-20.2	-2.7	-12.0	-1.8	1.8	1.2	1.7	1.6	2.0	1.3	2.7	1.8	
計	4.6	4.3	5.0	4.5	4.7	5.3	3.9	4.5	-11.1	-10.2	-17.5	-12.3	-6.6	-22.8	-0.8	1.9	1.8	1.9	2.3	1.5	1.5	2.4	1.8	
R 5 年	4.3	4.2	4.4	4.8	4.5	5.3	3.5	4.2	-14.2	-13.2	-15.0	-2.3	-34.0	-0.8	-5.8	1.8	1.8	1.6	2.4	1.5	1.4	2.2	1.7	

(注) 空欄は該当する数値がないことを示す。

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.5%	3.2%	5.0%	0.55	1.5%	3.0%	5.0%	0.58	1.6%	3.2%	5.2%	0.56	2.2%	3.5%	5.0%	0.40
B	1.6%	3.2%	5.2%	0.56	1.8%	3.0%	5.0%	0.53	1.9%	3.5%	5.6%	0.53	2.0%	3.5%	5.5%	0.50
C	1.5%	3.2%	5.5%	0.63	1.1%	3.0%	5.0%	0.65	1.7%	3.2%	5.3%	0.56	2.0%	3.2%	5.0%	0.47
計	1.6%	3.2%	5.2%	0.56	1.6%	3.0%	5.0%	0.57	1.7%	3.4%	5.3%	0.53	2.0%	3.5%	5.2%	0.46
R5年	1.3%	2.9%	5.0%	0.64	1.6%	3.0%	5.0%	0.57	1.4%	3.0%	5.0%	0.60	1.5%	3.0%	5.7%	0.70

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.8%	4.1%	7.0%	0.63	1.3%	3.1%	8.0%	1.08	1.5%	2.7%	4.5%	0.56	1.5%	3.2%	5.1%	0.56
B	1.0%	3.7%	5.9%	0.66	1.9%	3.8%	6.7%	0.63	1.4%	2.5%	5.1%	0.74	1.7%	3.6%	5.0%	0.46
C	2.6%	4.5%	8.0%	0.60	1.5%	3.7%	5.8%	0.58	1.4%	3.0%	5.4%	0.67	2.0%	3.0%	5.0%	0.50
計	1.2%	4.0%	6.7%	0.69	1.5%	3.5%	8.0%	0.93	1.4%	2.7%	5.0%	0.67	1.7%	3.3%	5.0%	0.50
R5年	1.3%	3.0%	5.0%	0.62	1.3%	3.1%	7.0%	0.92	1.0%	2.0%	4.2%	0.80	1.5%	2.7%	5.0%	0.65

(注) 1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

2 分散係数 = $\frac{\text{第3・四分位数 (Q3)} - \text{第1・四分位数 (Q1)}}{\text{中位数 (Q2)}} \times 1/2$

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 ランク	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業（他に分類されないもの）															
	賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率															
	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月														
男	A	1,601	1,637	2.2	2.3	1.8	1,641	1,670	1.8	2.3	1,838	1,875	2.0	2.6	1,261	1,306	3.6	2.8	1,452	1,484	2.2	1.1	1,615	1,655	2.5	1.8	1,728	1,756	1.6	3.2
	B	1,383	1,416	2.4	2.0	2.3	1,377	1,409	2.3	1.5	1,705	1,724	1.1	2.1	1,140	1,165	2.2	2.4	1,249	1,288	3.1	2.3	1,443	1,475	2.2	1.9	1,430	1,467	2.6	1.3
	C	1,253	1,287	2.7	2.1	2.2	1,270	1,298	2.2	2.2	1,554	1,602	3.1	0.9	1,071	1,094	2.1	2.2	1,107	1,146	3.5	3.4	1,255	1,296	3.3	1.8	1,410	1,444	2.4	1.6
計	1,454	1,488	2.3	2.1	1.9	1,464	1,495	2.1	1.9	1,756	1,787	1.8	2.2	1,177	1,210	2.8	2.6	1,315	1,351	2.7	1.8	1,487	1,523	2.4	1.9	1,547	1,580	2.1	2.2	
男	A	1,838	1,873	1.9	2.0	2.0	1,887	1,925	2.0	2.5	2,104	2,138	1.6	3.1	1,443	1,504	4.2	1.5	1,688	1,690	0.1	1.8	1,882	1,959	4.1	1.3	1,871	1,900	1.5	1.6
	B	1,591	1,618	1.7	1.6	1.8	1,579	1,607	1.8	1.4	1,999	2,017	0.9	1.5	1,301	1,302	0.1	1.0	1,493	1,525	2.1	2.1	1,753	1,735	-1.0	1.2	1,602	1,635	2.1	0.8
	C	1,418	1,460	3.0	1.6	2.2	1,406	1,437	2.2	2.0	1,776	1,827	2.9	0.3	1,189	1,239	4.2	2.3	1,228	1,283	4.5	3.3	1,448	1,494	3.2	0.1	1,529	1,577	3.1	1.3
計	1,669	1,701	1.9	1.8	1.8	1,673	1,706	2.0	2.0	2,028	2,058	1.5	2.2	1,350	1,384	2.5	1.3	1,536	1,559	1.5	2.1	1,763	1,795	1.8	1.1	1,699	1,732	1.9	1.2	
女	A	1,428	1,463	2.5	2.6	1.7	1,414	1,438	1.7	2.2	1,601	1,643	2.6	2.5	1,163	1,199	3.1	3.6	1,341	1,385	3.3	0.6	1,574	1,609	2.2	1.9	1,520	1,548	1.8	5.2
	B	1,232	1,268	2.9	2.1	2.8	1,181	1,214	2.8	1.7	1,452	1,474	1.5	2.8	1,082	1,116	3.1	2.8	1,136	1,181	4.0	2.7	1,403	1,439	2.6	1.9	1,186	1,228	3.5	2.4
	C	1,138	1,168	2.6	2.3	2.2	1,144	1,169	2.2	2.4	1,342	1,388	3.4	1.8	1,022	1,037	1.5	2.2	1,037	1,071	3.3	3.4	1,225	1,264	3.2	2.0	1,183	1,214	2.6	2.2
計	1,298	1,333	2.7	2.3	2.3	1,267	1,296	2.3	1.9	1,516	1,550	2.2	2.6	1,103	1,135	2.9	3.1	1,209	1,252	3.6	1.9	1,447	1,484	2.6	1.9	1,321	1,357	2.7	3.8	

(円、%)

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

就業 形態 ランク	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業（他に分類されないもの）										
	賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率										
	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月									
A	1,601	1,637	2.2	2.3	1.7	1.8	2.3	1,838	1,875	2.0	2.6	3.6	2.8	1,452	1,484	2.2	1.1	1,615	1,655	2.5	1.8	1,728	1,756	1.6	3.2
B	1,383	1,416	2.4	2.0	2.3	2.3	1.5	1,705	1,724	1.1	2.1	2.2	2.4	1,249	1,288	3.1	2.3	1,443	1,475	2.2	1.9	1,430	1,467	2.6	1.3
C	1,253	1,287	2.7	2.1	2.2	2.2	2.2	1,554	1,602	3.1	0.9	2.1	2.2	1,107	1,146	3.5	3.4	1,255	1,296	3.3	1.8	1,410	1,444	2.4	1.6
計	1,454	1,488	2.3	2.1	2.1	2.1	1.9	1,756	1,787	1.8	2.2	2.6	2.6	1,315	1,351	2.7	1.8	1,487	1,523	2.4	1.9	1,547	1,580	2.1	2.2
A	1,827	1,867	2.2	2.2	1.5	1.7	1.9	1,934	1,980	2.4	2.5	5.4	1.2	1,668	1,705	2.2	1.8	1,751	1,801	2.9	2.2	1,898	1,933	1.8	3.4
B	1,543	1,571	1.8	2.0	2.5	1.9	1.8	1,801	1,814	0.7	1.8	-1.3	2.7	1,428	1,444	1.1	2.5	1,504	1,533	1.9	1.6	1,548	1,587	2.5	1.2
C	1,366	1,407	3.0	1.9	2.1	2.9	2.0	1,621	1,668	2.9	1.2	1.8	1.5	1,224	1,249	2.0	2.9	1,309	1,355	3.5	1.7	1,459	1,503	3.0	1.2
計	1,629	1,664	2.1	2.0	2.1	1.9	1.9	1,847	1,881	1.8	2.1	2.1	2.2	1,502	1,526	1.6	2.2	1,562	1,601	2.5	1.8	1,669	1,708	2.3	2.3
A	1,281	1,309	2.2	2.6	2.7	1.9	3.2	1,437	1,440	0.2	3.2	2.6	3.5	1,228	1,253	2.0	-0.2	1,477	1,507	2.0	1.6	1,347	1,360	1.0	2.3
B	1,131	1,171	3.5	1.7	1.7	3.5	0.9	1,281	1,324	3.4	3.3	3.6	2.3	1,091	1,150	5.4	2.1	1,353	1,389	2.7	2.4	1,118	1,148	2.7	1.2
C	1,054	1,077	2.2	2.5	2.3	0.7	2.7	1,109	1,166	5.1	-1.1	2.4	2.5	963	1,020	5.9	4.4	1,159	1,190	2.7	1.9	1,194	1,184	-0.8	3.3
計	1,185	1,218	2.8	2.1	2.1	2.5	2.1	1,351	1,373	1.6	3.0	3.2	2.7	1,132	1,178	4.1	1.4	1,388	1,421	2.4	1.9	1,227	1,246	1.5	1.5

(円、%)

第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

性 就業 形態	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業（他に分類されないもの）														
	賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率														
	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月													
ラ ン ク	A	1,611	1,655	2.7	2.4	1,654	1,696	2.5	2.0	1,842	1,891	2.7	3.1	1,274	1,317	3.4	3.8	1,451	1,490	2.7	1.6	1,620	1,667	2.9	2.3	1,744	1,784	2.3	2.2
	B	1,391	1,431	2.9	2.4	1,386	1,428	3.0	1.8	1,723	1,753	1.7	3.1	1,142	1,176	3.0	3.0	1,252	1,295	3.4	3.3	1,446	1,487	2.8	2.3	1,444	1,484	2.8	2.6
	C	1,259	1,298	3.1	2.7	1,237	1,282	3.6	3.0	1,572	1,622	3.2	2.3	1,080	1,101	1.9	3.1	1,108	1,158	4.5	3.1	1,255	1,304	3.9	2.6	1,414	1,452	2.7	2.6
計	1,462	1,503	2.8	2.5	1,501	1,545	2.9	2.5	1,767	1,809	2.4	3.0	1,184	1,220	3.0	3.4	1,316	1,358	3.2	2.6	1,490	1,534	3.0	2.3	1,561	1,600	2.5	2.4	
男	A	1,852	1,898	2.5	2.2	1,849	1,895	2.5	2.2	1,902	1,950	2.5	2.8	1,477	1,531	3.7	2.9	1,688	1,714	1.5	2.1	1,910	1,965	2.9	2.6	1,885	1,926	2.2	2.2
	B	1,599	1,639	2.5	2.3	1,598	1,643	2.8	2.6	1,587	1,634	3.0	3.1	1,290	1,306	1.2	2.0	1,484	1,522	2.6	3.7	1,781	1,801	1.1	2.3	1,609	1,649	2.5	2.4
	C	1,429	1,474	3.1	2.5	1,399	1,450	3.6	2.9	1,414	1,455	2.9	2.0	1,215	1,263	4.0	2.5	1,232	1,290	4.7	3.5	1,453	1,494	2.8	1.5	1,541	1,583	2.7	2.4
計	1,680	1,723	2.6	2.3	1,674	1,720	2.7	2.4	1,684	1,730	2.7	1.9	1,038	2,076	1.9	2.8	1,363	1,400	2.4	2.9	1,787	1,826	2.2	2.4	1,709	1,750	2.4	2.3	
女	A	1,433	1,474	2.9	2.7	1,305	1,349	3.4	2.8	1,423	1,460	2.6	3.4	1,167	1,203	3.1	4.5	1,338	1,382	3.3	1.2	1,575	1,620	2.9	2.2	1,532	1,569	2.4	2.3
	B	1,237	1,277	3.2	2.5	1,148	1,186	3.3	2.7	1,188	1,225	3.1	3.1	1,088	1,129	3.8	3.5	1,143	1,188	3.9	3.0	1,402	1,446	3.1	2.3	1,191	1,231	3.4	2.9
	C	1,141	1,176	3.1	2.8	993	1,030	3.7	3.1	1,152	1,180	2.4	2.6	1,352	1,407	4.1	2.9	1,027	1,039	1.2	3.1	1,224	1,274	4.1	2.7	1,183	1,213	2.5	2.9
計	1,302	1,342	3.1	2.6	1,191	1,231	3.4	2.8	1,276	1,311	2.7	2.2	1,523	1,567	2.9	3.3	1,108	1,143	3.2	3.7	1,447	1,492	3.1	2.3	1,329	1,367	2.9	2.6	
一 般	A	1,836	1,885	2.7	2.4	1,833	1,879	2.5	2.3	1,895	1,941	2.4	1.8	1,934	1,985	2.6	3.1	1,604	1,665	3.8	2.4	1,758	1,813	3.1	2.7	1,910	1,960	2.6	2.3
	B	1,547	1,587	2.6	2.5	1,530	1,571	2.7	2.7	1,558	1,604	3.0	1.8	1,809	1,837	1.5	3.1	1,400	1,419	1.4	3.9	1,510	1,548	2.5	2.4	1,562	1,604	2.7	2.3
	C	1,371	1,418	3.4	2.7	1,326	1,375	3.7	3.0	1,389	1,434	3.2	2.6	1,636	1,687	3.1	2.6	1,250	1,282	2.6	3.0	1,311	1,366	4.2	2.8	1,468	1,512	3.0	2.2
計	1,635	1,680	2.8	2.4	1,619	1,662	2.7	2.6	1,662	1,708	2.8	1.9	1,852	1,894	2.3	3.0	1,458	1,497	2.7	3.0	1,500	1,538	3.0	2.6	1,683	1,728	2.7	2.3	
パ ー ト	A	1,283	1,318	2.7	2.6	1,183	1,223	3.4	2.6	1,250	1,285	2.8	2.3	1,431	1,465	2.4	2.9	1,138	1,173	3.1	4.4	1,224	1,254	2.6	1.8	1,354	1,369	1.1	2.1
	B	1,133	1,175	3.7	2.4	1,112	1,164	4.7	2.1	1,060	1,095	3.3	1.9	1,310	1,349	3.0	2.9	1,060	1,099	3.7	3.1	1,096	1,151	5.0	2.1	1,111	1,145	3.1	3.4
	C	1,058	1,083	2.4	2.7	938	973	3.7	2.6	1,080	1,095	1.4	2.6	1,134	1,171	3.3	-0.8	992	1,008	1.6	3.6	1,155	1,190	3.0	1.8	1,194	1,210	1.3	3.9
計	1,187	1,224	3.1	2.4	1,126	1,171	4.0	2.3	1,140	1,172	2.8	2.2	1,361	1,397	2.6	2.7	1,081	1,116	3.2	3.8	1,132	1,178	4.1	1.9	1,226	1,250	2.0	2.8	

（資料注）第4表①、②の集計労働者29,463人のうち、本表の集計対象となる令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者は24,639人（83.6%）。

（円、%）

参考1 賃金引上げの実施時期別事業所数割合

(%)

ランク	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して			
		変わらない	早い	遅い	その他
A	100.0	79.4	8.5	1.7	10.5
B	100.0	76.4	9.8	2.6	11.3
C	100.0	73.7	13.0	2.0	11.3
計	100.0	77.2	9.7	2.2	11.0
R5年	100.0	76.2	9.2	1.7	12.8

(注) 「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考2 事由別賃金改定未実施事業所割合

(%)

ランク	産 業 計					製 造 業					卸売業, 小売業					学術研究, 専門・技術サービス業								
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	19.5	3.2	16.8	52.2	8.4	100.0	21.5	1.3	17.7	55.4	4.0	100.0	22.7	4.2	14.0	53.2	5.9	100.0	17.3	1.5	12.8	57.5	10.9
B	100.0	17.2	2.9	17.2	56.8	5.9	100.0	24.1	2.5	12.3	55.3	5.8	100.0	16.5	1.6	21.0	55.8	5.0	100.0	24.6	10.4	7.9	51.6	5.6
C	100.0	23.4	2.5	18.6	46.8	8.6	100.0	30.8	4.0	19.5	35.6	10.0	100.0	25.5	2.5	17.4	48.5	6.0	100.0	11.7	4.5	21.5	53.0	9.3
計	100.0	18.9	2.9	17.2	53.7	7.3	100.0	23.7	2.2	15.3	53.4	5.4	100.0	20.1	2.7	17.8	53.8	5.5	100.0	19.5	5.1	11.8	54.8	8.8
R 5 年	100.0	19.7	2.4	13.5	55.4	9.1	100.0	23.0	2.9	12.9	51.7	9.6	100.0	22.9	2.4	14.2	51.3	9.2	100.0	14.8	2.9	13.1	61.6	7.6

ランク	宿泊業, 飲食サービス業					生活関連サービス業, 娯楽業					医療, 福祉					サービス業 (他に分類されないもの)								
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	14.0	2.1	25.7	47.0	11.2	100.0	12.4	2.2	15.1	58.6	11.6	100.0	31.2	7.5	17.9	33.2	10.2	100.0	14.7	3.0	11.5	61.5	9.3
B	100.0	16.1	3.1	21.5	53.0	6.2	100.0	8.1	0.0	14.5	71.5	5.9	100.0	24.4	2.1	15.3	45.7	12.5	100.0	12.2	5.7	14.3	64.0	3.7
C	100.0	21.9	2.7	27.1	38.8	9.4	100.0	21.1	1.4	14.1	55.6	7.9	100.0	31.0	2.7	7.2	43.9	15.2	100.0	15.4	1.0	18.1	56.2	9.3
計	100.0	16.1	2.7	24.0	48.7	8.7	100.0	11.4	1.0	14.7	64.5	8.4	100.0	28.1	4.5	15.5	40.1	11.8	100.0	13.5	4.1	13.9	62.0	6.4
R 5 年	100.0	16.8	1.9	16.9	54.7	9.7	100.0	12.9	1.5	10.8	65.6	9.2	100.0	29.7	3.5	18.5	38.6	9.6	100.0	11.1	2.0	5.9	73.8	7.2

(注) 事由1 昨年同様、7月以降実施の予定
 事由2 昨年は1～6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定
 事由3 昨年は実施したが、今年は凍結の予定
 事由4 昨年は実施していないし、今年も実施しない予定
 事由5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

1 パートタイム労働者比率

(%)

令和5年	令和6年
39.5	40.1

2 男女別労働者数比率

(%)

	令和5年	令和6年
男性	42.1	42.2
女性	57.9	57.8

3 年間所定労働日数（事業所平均）

(日)

令和4年度	令和5年度
241.5	241.6

令和6年度 賃金実態調査結果報告（抜粋）

（秋田県最低賃金）

秋 田 県 労 働 局

目 次

I	秋田県最低賃金実態調査の概要	1
II	調査対象産業集計単位	2
III	秋田県賃金実態調査表（賃金分布の概要）	3
IV	最低賃金改定に伴う未満率及び影響率の推移	4
V	最低賃金基礎調査結果表 令和6年度 総括表（1）	5
	最低賃金基礎調査結果表 令和5年度 総括表（1）	8
	最低賃金基礎調査結果表 令和6年度 総括表（2）	10
VI	全労働者に占めるパート労働者の比率・労働者の男女比	15
VII	統計用語の解説	16

I 賃金実態調査の概要

1 調査の目的

本調査は、秋田地方最低賃金審議会における秋田県最低賃金の改正決定の審議に資するため、適用労働者の賃金実態を的確に把握することを目的に実施したものである。

2 調査対象産業

- ① 製造業 ②卸売・小売業 ③学術、専門・技術サービス業 ④宿泊業、飲食サービス業 ⑤生活関連サービス業、娯楽業
 ⑥ 医療、福祉 ⑦サービス業（他に分類されないもの）⑧情報通信業

3 調査対象事業所規模

- ① 製造業・情報通信業 ～ 常用労働者数1人以上9人以下
 ② 製造業・情報通信業以外（上記②の②～⑦の産業） ～ 常用労働者数1人以上29人以下

4 調査対象月

令和6年6月

5 調査実施期間

令和6年6月1日～7月23日

6 集計方法

秋田労働局において集計し、集計に当たっては令和3年経済センサスー活動調査を基にした母集団を労働者数に還元したものである。

7 集計事業所数及び労働者数

区	分	事業所数	労働者数
地域別最低賃金適用製造業		88事業所	1,152人
地域別最低賃金適用卸売・小売業		214事業所	1,378人
地域別最低賃金適用宿泊業、飲食サービス業		66事業所	378人
地域別最低賃金適用医療、福祉業		111事業所	1,058人
地域別最低賃金適用サービス業		146事業所	805人
地域別最低賃金情報通信業		6事業所	67人
	計	631事業所	4,838人

Ⅱ 調査対象産業集計単位

地域別最低賃金適用産業計

- 1 地域別最低賃金適用製造業
E09～E27 (E231～E232を除く)、E2832、E291～E294、E297、E301、E3023
E31 (E311を除く)、E32
- 2 地域別最低賃金適用卸売・小売業
I50～I55、I56～I58、I590、I5912、I5914、I592、I593、I60、I61
- 3 地域別最低賃金適用宿泊業、飲食サービス業
M75～M77
- 4 地域別最低賃金適用医療、福祉
P83～P85
- 5 地域別最低賃金適用サービス業
L71～L74、N78～N80、R88～R95
- 6 情報通信業
G41

Ⅲ 秋田県賃金実態調査表

(賃金分布の概要)

地域 「県内全地域・地域別最賃対象産業」

秋田労働局 令和6年7月23日作成

賃金分布表 (年齢別計)	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
時間当り平均賃金額	1,048 +1.6%	1,072 +2.3%	1,042 -2.8%	1,050 +0.8%	1,078 +2.7%	1,095 +1.6%	1,138 +3.9%	1,145 +0.6%	1,171 +2.3%	1,195 +2.0%	1,212 +1.4%	1,275 +5.2%
月1人当り労働時間 数	149	149	152	149	147	148	149	144	145	141	146	139
第1・20分位数	660	665	680	695	720	739	762	790	795	822	853	897
第1・10分位数	680	690	696	700	720	750	775	796	800	830	856	900
第1・4分位数	734	750	750	750	781	800	833	843	850	867	900	935
中位数	893	910	900	910	933	951	1,000	1,000	1015	1034	1066	1079
四分位分散係数	0.259	0.257	0.242	0.247	0.224	0.224	0.217	0.224	0.231	0.226	0.212	0.215

※時間当り平均賃金額の前年度との増減率については、小数点第二位を四捨五入

IV 最低賃金改正に伴う未満率及び影響率の推移

秋 田 県 最 低 賃 金		平 成 26 年	平 成 27 年	平 成 28 年	平 成 29 年	平 成 30 年	令 和 元 年	令 和 2 年	令 和 3 年	令 和 4 年	令 和 5 年	令 和 6 年
年	最低賃金	679 円	695 円	716 円	738 円	762 円	790 円	792 円	822 円	853 円	897 円	—
	未 満 率	0.7%	0.6%	0.9%	0.7%	0.9%	0.3%	1.0%	0.8%	1.3%	0.9%	1.3%
	影 響 率	7.6%	9.8%	15.7%	13.5%	16.6%	13.1%	9.1%	18.1%	22.2%	21.9%	—

(注)

- 1 未満率とは、改定前の最低賃金額を下回る労働者の比率（改定前の未満労働者数／総労働者数）をいう。
- 2 影響率とは、改定後の最低賃金額を下回る労働者の比率（改定後の未満労働者数／総労働者数）をいう。
- 3 未満率、影響率は、「賃金実態調査結果（秋田労働局）」により算出した推計値である。

V 令和6年度 最低賃金基礎調査結果表

総括表(1) (産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、地域別、年齢別表)		最低賃金： 897円								
06年 総括表(1)		産業：(全て) 就業形態：(全て) 産別適用除外のみ								
時間当たり所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	規模別			年齢別					
		1~9人	10~29人	30~99人	17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上
計	133,904	57,380	65,625	10,899	340	962	77,088	15,631	16,235	23,647
-	886	737	589	25			681	83	195	392
		(1.0)	(0.9)	(0.2)			(0.9)	(0.5)	(1.2)	(1.7)
887 -	887	762	589	25			706	83	195	392
		(1.0)	(0.9)	(0.2)			(0.9)	(0.5)	(1.2)	(1.7)
888 -	888	762	589	25			706	83	195	392
		(1.0)	(0.9)	(0.2)			(0.9)	(0.5)	(1.2)	(1.7)
889 -	889	762	606	25			723	83	195	392
		(1.0)	(0.9)	(0.2)			(0.9)	(0.5)	(1.2)	(1.7)
890 -	890	789	638	25			749	115	195	392
		(1.1)	(1.4)	(0.2)			(1.0)	(0.7)	(1.2)	(1.7)
891 -	891	789	638	25			749	115	195	392
		(1.1)	(1.4)	(0.2)			(1.0)	(0.7)	(1.2)	(1.7)
892 -	892	789	638	25			749	115	195	392
		(1.1)	(1.4)	(0.2)			(1.0)	(0.7)	(1.2)	(1.7)
893 -	893	789	638	25			749	115	195	392
		(1.1)	(1.4)	(0.2)			(1.0)	(0.7)	(1.2)	(1.7)
894 -	894	969	640	25			751	115	195	573
		(1.2)	(1.7)	(0.2)			(1.0)	(0.7)	(1.2)	(2.4)
895 -	895	969	655	25			751	115	195	588
		(1.2)	(1.7)	(0.2)			(1.0)	(0.7)	(1.2)	(2.5)
896 -	896	1,024	655	25			805	115	195	588
		(1.3)	(1.8)	(0.2)			(1.0)	(0.7)	(1.2)	(2.5)
897 -	897	4,054	3,835	1,087	80	176	3,642	837	1,061	3,180
		(7.1)	(5.8)	(10.0)	(23.5)	(18.2)	(4.7)	(5.4)	(6.5)	(13.4)
898 -	898	4,175	3,924	1,325	80	176	3,938	903	1,091	3,235
		(7.3)	(6.0)	(12.2)	(23.5)	(18.2)	(5.1)	(5.8)	(6.7)	(13.7)
899 -	899	4,413	4,098	1,325	80	190	4,174	950	1,130	3,312
		(7.7)	(6.2)	(12.2)	(23.5)	(19.7)	(5.4)	(6.1)	(7.0)	(14.0)
900 -	900	10,016	8,162	1,824	279	228	8,056	2,319	2,133	6,987
		(17.5)	(12.4)	(16.7)	(82.1)	(23.7)	(10.5)	(14.8)	(13.1)	(29.5)
901 -	901	10,016	8,163	1,824	279	228	8,056	2,319	2,134	6,987
		(17.5)	(12.4)	(16.7)	(82.1)	(23.7)	(10.5)	(14.8)	(13.1)	(29.5)
902 -	902	10,165	8,320	1,824	279	269	8,277	2,347	2,135	7,001
		(17.7)	(12.7)	(16.7)	(82.1)	(28.0)	(10.7)	(15.0)	(13.1)	(29.6)
903 -	903	10,191	8,344	1,905	279	269	8,355	2,347	2,189	7,001
		(17.8)	(12.7)	(17.5)	(82.1)	(28.0)	(10.8)	(15.0)	(13.5)	(29.6)
904 -	904	10,230	8,516	1,944	279	269	8,496	2,418	2,213	7,016
		(17.8)	(13.0)	(17.8)	(82.1)	(28.0)	(11.0)	(15.5)	(13.6)	(29.7)
905 -	905	10,370	8,963	2,041	279	269	8,800	2,479	2,232	7,314
		(18.1)	(13.7)	(18.7)	(82.1)	(28.0)	(11.4)	(15.9)	(13.7)	(30.9)
906 -	906	10,434	10,115	2,043	279	325	9,493	2,683	2,433	7,379
		(18.2)	(15.4)	(18.7)	(82.1)	(33.8)	(12.3)	(17.2)	(15.0)	(31.2)
907 -	907	10,460	10,442	2,049	279	325	9,779	2,683	2,471	7,413
		(18.2)	(15.9)	(18.8)	(82.1)	(33.8)	(12.7)	(17.2)	(15.2)	(31.4)
908 -	908	10,539	10,442	2,063	279	325	9,802	2,683	2,516	7,438
		(18.4)	(15.9)	(18.9)	(82.1)	(33.8)	(12.7)	(17.2)	(15.5)	(31.5)
909 -	909	10,624	10,549	2,171	279	325	9,967	2,683	2,613	7,477
		(18.5)	(16.1)	(19.9)	(82.1)	(33.8)	(12.9)	(17.2)	(16.1)	(31.6)
910 -	910	10,945	11,309	2,264	279	325	10,446	2,819	2,702	7,946
		(19.1)	(17.2)	(20.8)	(82.1)	(33.8)	(13.6)	(18.0)	(16.6)	(33.6)
911 -	911	11,000	11,325	2,397	279	325	10,583	2,846	2,715	7,973
		(19.2)	(17.3)	(22.0)	(82.1)	(33.8)	(13.7)	(18.2)	(16.7)	(33.7)
912 -	912	11,051	11,401	2,416	279	325	10,679	2,849	2,715	8,021
		(19.3)	(17.4)	(22.2)	(82.1)	(33.8)	(13.9)	(18.2)	(16.7)	(33.9)
913 -	913	11,106	11,474	2,646	279	325	10,926	2,942	2,733	8,021
		(19.4)	(17.5)	(24.3)	(82.1)	(33.8)	(14.2)	(18.8)	(16.8)	(33.9)
914 -	914	11,153	11,662	2,738	279	325	11,254	2,942	2,733	8,021
		(19.4)	(17.8)	(25.1)	(82.1)	(33.8)	(14.6)	(18.8)	(16.8)	(33.9)
915 -	915	11,501	11,766	2,769	279	325	11,379	2,927	2,920	8,176
		(20.0)	(17.9)	(25.4)	(82.1)	(33.8)	(14.8)	(18.9)	(18.0)	(34.6)
916	916	11,855	11,813	2,800	279	325	11,636	2,990	2,951	8,288
		(20.7)	(18.0)	(25.7)	(82.1)	(33.8)	(15.1)	(19.1)	(18.2)	(35.1)
917	917	11,886	11,873	3,024	279	325	11,728	2,990	3,041	8,420
		(20.7)	(18.1)	(27.7)	(82.1)	(33.8)	(15.2)	(19.1)	(18.1)	(35.6)
918	918	11,952	12,302	3,028	279	325	11,852	2,990	3,041	8,795
		(20.8)	(18.7)	(27.8)	(82.1)	(33.8)	(15.4)	(19.1)	(18.7)	(37.2)
919	919	11,952	12,437	3,041	279	325	11,894	3,068	3,070	8,795
		(20.8)	(19.0)	(27.9)	(82.1)	(33.8)	(15.4)	(19.6)	(18.9)	(37.2)
920	920	12,892	12,659	3,054	279	325	12,502	3,271	3,163	9,065
		(22.5)	(19.3)	(28.0)	(82.1)	(33.8)	(16.2)	(20.9)	(19.5)	(38.3)
921	921	12,983	12,724	3,081	279	325	12,577	3,297	3,177	9,132
		(22.6)	(19.4)	(28.3)	(82.1)	(33.8)	(16.3)	(21.1)	(19.6)	(38.6)
922	922	13,181	13,120	3,083	279	325	12,841	3,383	3,354	9,203
		(23.0)	(20.0)	(28.3)	(82.1)	(33.8)	(16.7)	(21.6)	(20.7)	(38.9)
923	923	13,282	13,221	3,095	279	325	13,010	3,385	3,392	9,208
		(23.1)	(20.1)	(28.4)	(82.1)	(33.8)	(16.9)	(21.7)	(20.9)	(38.9)
924	924	13,567	13,412	3,143	279	325	13,350	3,441	3,396	9,332
		(23.6)	(20.4)	(28.8)	(82.1)	(33.8)	(17.3)	(22.0)	(20.9)	(39.5)
925	925	13,705	13,781	3,207	279	330	13,727	3,443	3,434	9,481
		(23.9)	(21.0)	(29.4)	(82.1)	(34.2)	(17.8)	(22.0)	(21.2)	(40.1)
926	926	13,874	13,781	3,232	279	330	13,802	3,523	3,446	9,508
		(24.2)	(21.0)	(29.7)	(82.1)	(34.2)	(17.9)	(22.5)	(21.2)	(40.2)
927	927	13,913	13,852	3,252	279	330	13,841	3,551	3,467	9,549
		(24.2)	(21.1)	(29.8)	(82.1)	(34.2)	(18.0)	(22.7)	(21.4)	(40.4)
928	928	14,127	14,028	3,267	279	330	13,962	3,615	3,519	9,717
		(24.6)	(21.4)	(30.0)	(82.1)	(34.2)	(18.1)	(23.1)	(21.7)	(41.1)
929	929	14,248	14,135	3,267	279	330	14,028	3,675	3,560	9,778
		(24.8)	(21.5)	(30.0)	(82.1)	(34.2)	(18.2)	(23.5)	(21.9)	(41.4)
930	930	14,445	15,035	3,369	279	330	14,768	3,909	3,701	9,862
		(25.2)	(22.9)	(30.9)	(82.1)	(34.2)	(19.2)	(25.0)	(22.8)	(41.7)

931	931	32,935 (24.6)	14,483 (25.2)	15,083 (23.0)	3,369 (30.9)	279 (82.1)	330 (34.2)	14,807 (19.2)	3,909 (25.0)	3,749 (23.1)	9,862 (41.7)
932	932	33,030 (24.7)	14,576 (25.4)	15,086 (23.0)	3,369 (30.9)	279 (82.1)	330 (34.2)	14,874 (19.3)	3,909 (25.0)	3,776 (23.3)	9,864 (41.7)
933	933	33,124 (24.7)	14,641 (25.5)	15,114 (23.0)	3,369 (30.9)	279 (82.1)	330 (34.2)	14,899 (19.3)	3,949 (25.3)	3,776 (23.3)	9,892 (41.8)
934	934	33,260 (24.8)	14,641 (25.5)	15,212 (23.2)	3,407 (31.3)	279 (82.1)	330 (34.2)	15,035 (19.5)	3,949 (25.3)	3,776 (23.3)	9,892 (41.8)
935	935	33,499 (25.0)	14,699 (25.6)	15,359 (23.4)	3,441 (31.6)	279 (82.1)	330 (34.2)	15,209 (19.7)	3,981 (25.5)	3,776 (23.3)	9,925 (42.0)
936	936	33,589 (25.1)	14,726 (25.7)	15,392 (23.5)	3,472 (31.9)	279 (82.1)	360 (37.4)	15,268 (19.8)	3,981 (25.5)	3,776 (23.3)	9,925 (42.0)
937	937	33,772 (25.2)	14,794 (25.8)	15,483 (23.6)	3,496 (32.1)	279 (82.1)	360 (37.4)	15,452 (20.0)	3,981 (25.5)	3,776 (23.3)	9,925 (42.0)
938	938	33,923 (25.3)	14,827 (25.8)	15,600 (23.8)	3,496 (32.1)	279 (82.1)	360 (37.4)	15,530 (20.1)	3,981 (25.5)	3,846 (23.7)	9,927 (42.0)
939	939	33,972 (25.4)	14,827 (25.8)	15,649 (23.8)	3,496 (32.1)	279 (82.1)	360 (37.4)	15,562 (20.2)	3,981 (25.5)	3,863 (23.8)	9,927 (42.0)
940	940	34,810 (26.0)	15,162 (26.4)	16,129 (24.6)	3,519 (32.3)	279 (82.1)	360 (37.4)	15,977 (20.7)	4,161 (26.6)	3,972 (24.5)	10,061 (42.5)
941	941	35,105 (26.2)	15,385 (26.8)	16,202 (24.7)	3,519 (32.3)	279 (82.1)	360 (37.4)	16,132 (20.9)	4,192 (26.8)	3,999 (24.6)	10,143 (42.9)
942	942	35,153 (26.3)	15,418 (26.9)	16,217 (24.7)	3,519 (32.3)	279 (82.1)	360 (37.4)	16,147 (20.9)	4,192 (26.8)	4,032 (24.8)	10,143 (42.9)
943	943	35,366 (26.4)	15,418 (26.9)	16,430 (25.0)	3,519 (32.3)	279 (82.1)	360 (37.4)	16,358 (21.2)	4,192 (26.8)	4,033 (24.8)	10,143 (42.9)
944	944	35,767 (26.7)	15,515 (27.0)	16,680 (25.4)	3,572 (32.8)	279 (82.1)	383 (39.8)	16,661 (21.6)	4,230 (27.1)	4,071 (25.1)	10,143 (42.9)
945	945	36,006 (26.9)	15,604 (27.2)	16,797 (25.6)	3,605 (33.1)	279 (82.1)	383 (39.8)	16,836 (21.8)	4,243 (27.1)	4,071 (25.1)	10,195 (43.1)
946	946	36,125 (27.0)	15,639 (27.3)	16,842 (25.7)	3,644 (33.4)	279 (82.1)	383 (39.8)	16,930 (22.0)	4,255 (27.2)	4,083 (25.2)	10,195 (43.1)
947	947	36,271 (27.1)	15,639 (27.3)	16,941 (25.8)	3,691 (33.9)	279 (82.1)	396 (41.1)	16,983 (22.0)	4,282 (27.4)	4,117 (25.4)	10,215 (43.2)
948	948	36,296 (27.1)	15,639 (27.3)	16,966 (25.9)	3,691 (33.9)	279 (82.1)	396 (41.1)	16,983 (22.0)	4,294 (27.5)	4,117 (25.4)	10,227 (43.3)
949	949	36,447 (27.2)	15,684 (27.3)	17,032 (26.0)	3,732 (34.2)	279 (82.1)	396 (41.1)	17,061 (22.1)	4,294 (27.5)	4,117 (25.4)	10,300 (43.6)
950	950	39,263 (29.3)	16,731 (29.2)	18,729 (28.5)	3,803 (34.9)	279 (82.1)	476 (49.4)	18,308 (23.7)	4,536 (29.0)	4,508 (27.8)	11,157 (47.2)
951	951	39,399 (29.4)	16,840 (29.3)	18,756 (28.6)	3,803 (34.9)	279 (82.1)	476 (49.4)	18,430 (23.9)	4,536 (29.0)	4,523 (27.9)	11,157 (47.2)
952	952	39,589 (29.6)	16,840 (29.3)	18,946 (28.9)	3,803 (34.9)	279 (82.1)	476 (49.4)	18,486 (24.0)	4,574 (29.3)	4,562 (28.1)	11,213 (47.4)
953	953	39,726 (29.7)	16,869 (29.4)	19,012 (29.0)	3,845 (35.3)	279 (82.1)	476 (49.4)	18,572 (24.1)	4,574 (29.3)	4,562 (28.1)	11,264 (47.6)
954	954	39,858 (29.8)	16,962 (29.6)	19,051 (29.0)	3,845 (35.3)	279 (82.1)	476 (49.4)	18,679 (24.2)	4,574 (29.3)	4,562 (28.1)	11,289 (47.7)
955	955	40,134 (30.0)	16,995 (29.6)	19,250 (29.3)	3,889 (35.7)	279 (82.1)	476 (49.4)	18,818 (24.4)	4,574 (29.3)	4,633 (28.5)	11,355 (48.0)
956	956	40,203 (30.0)	17,017 (29.7)	19,297 (29.4)	3,889 (35.7)	279 (82.1)	476 (49.4)	18,861 (24.5)	4,586 (29.3)	4,633 (28.5)	11,367 (48.1)
957	957	40,283 (30.1)	17,097 (29.8)	19,297 (29.4)	3,889 (35.7)	279 (82.1)	476 (49.4)	18,914 (24.5)	4,613 (29.5)	4,633 (28.5)	11,367 (48.1)
958	958	40,433 (30.2)	17,181 (29.9)	19,364 (29.5)	3,889 (35.7)	279 (82.1)	476 (49.4)	19,027 (24.7)	4,613 (29.5)	4,671 (28.8)	11,367 (48.1)
959	959	40,543 (30.3)	17,235 (30.0)	19,419 (29.6)	3,889 (35.7)	279 (82.1)	476 (49.4)	19,095 (24.8)	4,613 (29.5)	4,671 (28.8)	11,410 (48.3)
960	960	41,445 (31.0)	17,552 (30.6)	19,971 (30.4)	3,922 (36.0)	279 (82.1)	476 (49.4)	19,601 (25.4)	4,699 (30.1)	4,839 (29.8)	11,552 (48.9)
961	961	41,576 (31.0)	17,602 (30.7)	20,052 (30.6)	3,922 (36.0)	279 (82.1)	476 (49.4)	19,640 (25.5)	4,724 (30.2)	4,905 (30.2)	11,552 (48.9)
962	962	42,376 (31.6)	17,729 (30.9)	20,725 (31.6)	3,922 (36.0)	279 (82.1)	476 (49.4)	20,073 (26.0)	4,751 (30.4)	5,028 (31.0)	11,770 (49.8)
963	963	42,447 (31.7)	17,762 (31.0)	20,763 (31.6)	3,922 (36.0)	279 (82.1)	476 (49.4)	20,141 (26.1)	4,751 (30.4)	5,028 (31.0)	11,773 (49.8)
964	964	42,566 (31.8)	17,774 (31.0)	20,830 (31.7)	3,962 (36.4)	279 (82.1)	476 (49.4)	20,247 (26.3)	4,763 (30.5)	5,028 (31.0)	11,773 (49.8)
965	965	42,984 (32.1)	17,872 (31.1)	21,103 (32.2)	4,009 (36.8)	279 (82.1)	476 (49.4)	20,521 (26.6)	4,837 (30.9)	5,084 (31.3)	11,789 (49.9)
966	966	43,171 (32.2)	17,897 (31.2)	21,265 (32.4)	4,009 (36.8)	279 (82.1)	476 (49.4)	20,660 (26.8)	4,872 (31.2)	5,096 (31.4)	11,789 (49.9)
967	967	43,308 (32.3)	17,992 (31.4)	21,306 (32.5)	4,009 (36.8)	279 (82.1)	517 (53.7)	20,740 (26.9)	4,872 (31.2)	5,111 (31.5)	11,789 (49.9)
968	968	43,602 (32.6)	18,072 (31.5)	21,469 (32.7)	4,061 (37.3)	279 (82.1)	517 (53.7)	20,856 (27.1)	4,912 (31.4)	5,199 (32.0)	11,838 (50.1)
969	969	43,826 (32.7)	18,177 (31.7)	21,539 (32.8)	4,110 (37.7)	279 (82.1)	517 (53.7)	20,976 (27.2)	4,912 (31.4)	5,248 (32.3)	11,894 (50.3)
970	970	44,733 (33.4)	18,643 (32.5)	21,967 (33.5)	4,123 (37.8)	279 (82.1)	517 (53.7)	21,374 (27.7)	5,044 (32.3)	5,440 (33.5)	12,080 (51.1)
971	971	44,908 (33.5)	18,735 (32.7)	21,996 (33.5)	4,177 (38.3)	279 (82.1)	542 (56.3)	21,507 (27.9)	5,044 (32.3)	5,440 (33.5)	12,097 (51.2)
972	972	45,090 (33.7)	18,766 (32.7)	22,146 (33.7)	4,177 (38.3)	279 (82.1)	542 (56.3)	21,556 (28.0)	5,044 (32.3)	5,440 (33.5)	12,230 (51.7)
973	973	45,238 (33.8)	18,781 (32.7)	22,229 (33.9)	4,228 (38.8)	279 (82.1)	565 (58.7)	21,644 (28.1)	5,068 (32.4)	5,452 (33.6)	12,230 (51.7)
974	974	45,309 (33.8)	18,814 (32.8)	22,267 (33.9)	4,228 (38.8)	279 (82.1)	565 (58.7)	21,677 (28.1)	5,068 (32.4)	5,490 (33.8)	12,230 (51.7)
975	975	45,448 (33.9)	18,839 (32.8)	22,381 (34.1)	4,228 (38.8)	279 (82.1)	565 (58.7)	21,768 (28.2)	5,092 (32.6)	5,514 (34.0)	12,230 (51.7)
976	976	45,523 (34.0)	18,914 (33.0)	22,381 (34.1)	4,228 (38.8)	279 (82.1)	565 (58.7)	21,817 (28.3)	5,092 (32.6)	5,540 (34.1)	12,230 (51.7)
977	977	45,876 (34.3)	19,095 (33.3)	22,553 (34.4)	4,228 (38.8)	279 (82.1)	565 (58.7)	21,919 (28.4)	5,130 (32.8)	5,573 (34.3)	12,411 (52.5)
978	978	46,124 (34.4)	19,207 (33.5)	22,665 (34.5)	4,251 (39.0)	279 (82.1)	565 (58.7)	22,081 (28.6)	5,189 (33.2)	5,573 (34.3)	12,437 (52.6)
979	979	46,208 (34.5)	19,207 (33.5)	22,722 (34.6)	4,278 (39.3)	279 (82.1)	565 (58.7)	22,165 (28.8)	5,189 (33.2)	5,573 (34.3)	12,437 (52.6)

V 令和6年度 最低賃金基礎調査結果表

980	980	46,785 (34.9)	19,600 (34.2)	22,906 (34.9)	4,278 (39.3)	279 (82.1)	565 (58.7)	22,362 (29.0)	5,283 (33.8)	5,736 (35.3)	12,560 (53.1)
981	981	46,940 (35.1)	19,648 (34.2)	23,013 (35.1)	4,278 (39.3)	279 (82.1)	601 (62.4)	22,456 (29.1)	5,283 (33.8)	5,736 (35.3)	12,585 (53.2)
982	982	47,102 (35.2)	19,675 (34.3)	23,148 (35.3)	4,278 (39.3)	279 (82.1)	601 (62.4)	22,497 (29.2)	5,312 (34.0)	5,736 (35.3)	12,677 (53.6)
983	983	47,175 (35.2)	19,675 (34.3)	23,221 (35.4)	4,278 (39.3)	279 (82.1)	601 (62.4)	22,571 (29.3)	5,312 (34.0)	5,736 (35.3)	12,677 (53.6)
984	984	47,295 (35.3)	19,727 (34.4)	23,252 (35.4)	4,317 (39.6)	279 (82.1)	601 (62.4)	22,637 (29.4)	5,325 (34.1)	5,763 (35.5)	12,692 (53.7)
985	985	47,515 (35.5)	19,776 (34.5)	23,408 (35.7)	4,330 (39.7)	279 (82.1)	601 (62.4)	22,699 (29.4)	5,363 (34.3)	5,825 (35.9)	12,748 (53.9)
986	986	47,691 (35.6)	19,785 (34.5)	23,576 (35.9)	4,330 (39.7)	279 (82.1)	601 (62.4)	22,756 (29.5)	5,371 (34.4)	5,901 (36.3)	12,783 (54.1)
987	987	47,749 (35.7)	19,808 (34.5)	23,610 (36.0)	4,330 (39.7)	279 (82.1)	601 (62.4)	22,757 (29.5)	5,395 (34.5)	5,934 (36.5)	12,783 (54.1)
988	988	47,878 (35.8)	19,899 (34.7)	23,648 (36.0)	4,330 (39.7)	279 (82.1)	601 (62.4)	22,836 (29.6)	5,445 (34.8)	5,934 (36.5)	12,783 (54.1)
989	989	47,989 (35.8)	19,945 (34.8)	23,686 (36.1)	4,357 (40.0)	279 (82.1)	601 (62.4)	22,920 (29.7)	5,472 (35.0)	5,934 (36.5)	12,783 (54.1)
990	990	48,411 (36.2)	20,255 (35.3)	23,785 (36.2)	4,370 (40.1)	279 (82.1)	601 (62.4)	23,197 (30.1)	5,472 (35.0)	6,079 (37.4)	12,783 (54.1)
991	991	48,508 (36.2)	20,295 (35.4)	23,842 (36.3)	4,370 (40.1)	279 (82.1)	601 (62.4)	23,240 (30.1)	5,472 (35.0)	6,104 (37.6)	12,812 (54.2)
992	992	48,846 (36.5)	20,382 (35.5)	24,079 (36.7)	4,385 (40.2)	279 (82.1)	603 (62.6)	23,415 (30.4)	5,510 (35.2)	6,128 (37.7)	12,912 (54.6)
993	993	48,945 (36.6)	20,435 (35.6)	24,125 (36.8)	4,385 (40.2)	279 (82.1)	603 (62.6)	23,512 (30.5)	5,510 (35.2)	6,130 (37.8)	12,912 (54.6)
994	994	49,116 (36.7)	20,505 (35.7)	24,201 (36.9)	4,410 (40.5)	279 (82.1)	603 (62.6)	23,597 (30.6)	5,535 (35.4)	6,191 (38.1)	12,912 (54.6)
995	995	49,187 (36.7)	20,538 (35.8)	24,239 (36.9)	4,410 (40.5)	279 (82.1)	603 (62.6)	23,635 (30.7)	5,535 (35.4)	6,225 (38.3)	12,912 (54.6)
996	996	49,262 (36.8)	20,575 (35.9)	24,277 (37.0)	4,410 (40.5)	279 (82.1)	603 (62.6)	23,699 (30.7)	5,535 (35.4)	6,235 (38.4)	12,912 (54.6)
997	997	49,394 (36.9)	20,675 (36.0)	24,309 (37.0)	4,410 (40.5)	279 (82.1)	603 (62.6)	23,743 (30.8)	5,535 (35.4)	6,322 (38.9)	12,913 (54.6)
998	999	49,828 (37.2)	20,757 (36.2)	24,656 (37.6)	4,415 (40.5)	279 (82.1)	603 (62.6)	23,991 (31.1)	5,677 (36.3)	6,360 (39.2)	12,918 (54.6)
1000	1009	56,660 (42.3)	24,705 (43.1)	27,345 (41.7)	4,610 (42.3)	340 (100.0)	816 (84.8)	27,611 (35.8)	6,513 (41.7)	6,854 (42.2)	14,527 (61.4)
1010	1019	58,088 (43.4)	25,286 (44.1)	28,171 (42.9)	4,631 (42.5)		816 (84.8)	28,619 (37.1)	6,631 (42.4)	6,967 (42.9)	14,714 (62.2)
1020	1029	60,467 (45.2)	26,002 (45.3)	29,489 (44.9)	4,976 (45.7)		816 (84.8)	30,085 (39.0)	6,745 (43.1)	7,260 (44.7)	15,221 (64.4)
1030	1039	61,907 (46.2)	26,444 (46.1)	30,450 (46.5)	5,014 (46.0)		872 (90.6)	30,833 (40.0)	6,935 (44.4)	7,423 (45.7)	15,504 (65.6)
1040	1049	62,853 (46.9)	26,710 (46.5)	31,016 (47.3)	5,126 (47.0)		872 (90.6)	31,436 (40.8)	7,062 (45.2)	7,484 (46.1)	15,658 (66.2)
1050	1059	64,257 (48.0)	27,457 (47.9)	31,618 (48.2)	5,182 (47.5)		872 (90.6)	32,337 (41.9)	7,131 (45.6)	7,615 (46.9)	15,962 (67.5)
1060	1069	65,893 (49.2)	28,232 (49.2)	32,349 (49.3)	5,312 (48.7)		889 (92.3)	33,480 (43.4)	7,316 (46.8)	7,737 (47.7)	16,132 (68.2)
1070	1079	67,146 (50.1)	28,706 (50.0)	33,058 (50.4)	5,383 (49.4)		889 (92.3)	34,263 (44.4)	7,444 (47.6)	7,884 (48.6)	16,327 (69.0)
1080	1089	68,625 (51.2)	29,403 (51.2)	33,712 (51.4)	5,509 (50.5)		889 (92.3)	35,177 (45.6)	7,706 (49.3)	8,025 (49.4)	16,487 (69.7)
1090	1099	69,407 (51.8)	29,713 (51.8)	33,990 (51.8)	5,704 (52.3)		889 (92.3)	35,691 (46.3)	7,760 (49.6)	8,167 (50.3)	16,561 (70.0)
1100	1199	81,791 (61.1)	34,865 (60.8)	39,780 (60.6)	7,146 (65.6)		909 (94.5)	43,363 (56.3)	9,030 (57.8)	10,035 (61.8)	18,114 (76.6)
1200	1299	91,837 (68.6)	39,089 (68.1)	44,596 (68.0)	8,152 (74.8)		909 (94.5)	49,411 (64.1)	10,632 (68.0)	11,358 (70.0)	19,188 (81.1)
1300	1399	100,506 (75.1)	42,911 (74.8)	48,625 (74.1)	8,970 (82.3)		930 (96.6)	55,536 (72.0)	11,460 (73.3)	12,310 (75.8)	19,931 (84.3)
1400	1499	106,437 (79.5)	45,205 (78.8)	51,731 (78.8)	9,500 (87.2)		962 (100.0)	59,606 (77.3)	12,056 (77.1)	13,042 (80.3)	20,431 (86.4)
1500	1599	112,617 (84.1)	47,759 (83.2)	54,924 (83.7)	9,934 (91.2)			63,535 (82.4)	12,824 (82.0)	13,877 (85.5)	21,079 (89.1)
1600	1699	116,082 (86.7)	49,354 (86.0)	56,657 (86.3)	10,071 (92.4)			65,779 (85.3)	13,118 (83.9)	14,296 (88.1)	21,587 (91.3)
1700	1799	119,763 (89.4)	50,739 (88.4)	58,743 (89.5)	10,281 (94.3)			68,295 (88.6)	13,348 (85.4)	14,753 (90.9)	22,065 (93.3)
1800	1899	122,301 (91.3)	51,970 (90.6)	59,901 (91.3)	10,430 (95.7)			69,927 (90.7)	13,640 (87.3)	15,071 (92.8)	22,362 (94.6)
1900	1999	124,038 (92.6)	52,835 (92.1)	60,719 (92.5)	10,484 (96.2)			70,958 (92.0)	13,954 (89.3)	15,307 (94.3)	22,517 (95.2)
2000		133,904 (100.0)	57,380 (100.0)	65,625 (100.0)	10,899 (100.0)			77,088 (100.0)	15,631 (100.0)	16,235 (100.0)	23,647 (100.0)
月平均賃金額		179,184	176,986	178,881	192,578	31,827	98,233	192,961	197,884	183,537	124,329
時間当たり賃金額		1,275	1,299	1,270	1,176	917	984	1,291	1,328	1,251	1,218
月一人当たり労働時間数		139	135	138	163	35	98	147	145	145	109
第1・20分位数		897	897	897	897	897	897	898	897	897	897
第1・10分位数		900	900	900	898	897	897	900	900	900	897
第1・4分位数		935	930	943	914	900	902	960	930	944	900
中位偏差係数		1,079	1,079	1,077	1,082	967	900	1,136	1,101	1,092	968
四分位偏差係数		0,2146	0,2187	0,2201	0,1793		0,0507	0,2174	0,2262	0,2056	0,1446

【上段】

累積労働者数

【下段】

累積構成比

V 令和5年度 最低賃金基礎調査結果表

総括表(1) (産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、地域別、年齢別表)											最低賃金： 853円
05年		総括表(1)			産業：(全て) 就業形態：(全て)						産別適用除外のみ
時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	規模別			年齢別						
		1～9人	10～29人	30～99人	17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	
計	120,520	49,607	60,146	10,767	268	1,548	74,584	13,952	13,143	17,023	
	円	584	499	85			166	23	131	265	
-	842	(0.5)	(1.0)	(0.1)			(0.2)	(0.2)	(1.0)	(1.6)	
843 -	843	584 (0.5)	499 (1.0)	85 (0.1)			166 (0.2)	23 (0.2)	131 (1.0)	265 (1.6)	
844 -	844	584 (0.5)	499 (1.0)	85 (0.1)			166 (0.2)	23 (0.2)	131 (1.0)	265 (1.6)	
845 -	845	584 (0.5)	499 (1.0)	85 (0.1)			166 (0.2)	23 (0.2)	131 (1.0)	265 (1.6)	
846 -	846	611 (0.5)	505 (1.0)	106 (0.2)		20 (1.3)	166 (0.2)	23 (0.2)	131 (1.0)	271 (1.6)	
847 -	847	613 (0.5)	505 (1.0)	106 (0.2)	2 (0.0)	20 (1.3)	169 (0.2)	23 (0.2)	131 (1.0)	271 (1.6)	
848 -	848	613 (0.5)	505 (1.0)	106 (0.2)	2 (0.0)	20 (1.3)	169 (0.2)	23 (0.2)	131 (1.0)	271 (1.6)	
849 -	849	613 (0.5)	505 (1.0)	106 (0.2)	2 (0.0)	20 (1.3)	169 (0.2)	23 (0.2)	131 (1.0)	271 (1.6)	
850 -	850	875 (0.7)	767 (1.5)	106 (0.2)	2 (0.0)	20 (1.3)	261 (0.4)	23 (0.2)	131 (1.0)	440 (2.6)	
851 -	851	937 (0.8)	829 (1.7)	106 (0.2)	2 (0.0)	20 (1.3)	323 (0.4)	23 (0.2)	131 (1.0)	440 (2.6)	
852 -	852	1,028 (0.9)	858 (1.7)	159 (0.3)	11 (0.1)	20 (1.3)	396 (0.5)	23 (0.2)	131 (1.0)	458 (2.7)	
853 -	853	9,306 (7.7)	3,380 (6.8)	5,225 (8.7)	701 (6.5)	109 (40.8)	125 (8.1)	4,106 (5.5)	1,053 (7.6)	1,100 (8.4)	
854 -	854	9,456 (7.8)	3,486 (7.0)	5,266 (8.8)	704 (6.5)	109 (40.8)	125 (8.1)	4,191 (5.6)	1,053 (7.6)	1,147 (8.7)	
855 -	855	11,676 (9.7)	4,565 (9.2)	6,077 (10.1)	1,033 (9.6)	109 (40.8)	152 (9.8)	5,358 (7.2)	1,194 (8.6)	1,297 (9.9)	
856 -	856	12,183 (10.1)	4,800 (9.7)	6,349 (10.6)	1,033 (9.6)	109 (40.8)	152 (9.8)	5,687 (7.6)	1,231 (8.8)	1,365 (10.4)	
857 -	857	12,371 (10.3)	4,927 (9.9)	6,410 (10.7)	1,033 (9.6)	109 (40.8)	153 (9.9)	5,850 (7.8)	1,231 (8.8)	1,390 (10.6)	
858 -	858	12,486 (10.4)	4,962 (10.0)	6,490 (10.8)	1,033 (9.6)	109 (40.8)	153 (9.9)	5,888 (7.9)	1,248 (8.9)	1,391 (10.6)	
859 -	859	12,592 (10.4)	5,016 (10.1)	6,542 (10.9)	1,033 (9.6)	109 (40.8)	155 (10.0)	5,966 (8.0)	1,248 (8.9)	1,391 (10.6)	
860 -	860	16,922 (14.0)	7,057 (14.2)	8,692 (14.5)	1,173 (10.9)	132 (49.4)	277 (17.9)	8,368 (11.2)	1,769 (12.7)	1,810 (13.8)	
861 -	861	17,047 (14.1)	7,092 (14.3)	8,781 (14.6)	1,173 (10.9)	132 (49.4)	277 (17.9)	8,452 (11.3)	1,769 (12.7)	1,852 (14.1)	
862 -	862	17,461 (14.5)	7,193 (14.5)	9,093 (15.1)	1,175 (10.9)	132 (49.4)	277 (17.9)	8,722 (11.7)	1,912 (13.7)	1,852 (14.1)	
863 -	863	17,560 (14.6)	7,254 (14.6)	9,131 (15.2)	1,175 (10.9)	132 (49.4)	305 (19.7)	8,771 (11.8)	1,933 (13.9)	1,852 (14.1)	
864 -	864	17,685 (14.7)	7,368 (14.9)	9,142 (15.2)	1,175 (10.9)	132 (49.4)	305 (19.7)	8,831 (11.8)	1,998 (14.3)	1,852 (14.1)	
865 -	865	18,146 (15.1)	7,459 (15.0)	9,380 (15.6)	1,307 (12.1)	132 (49.4)	305 (19.7)	8,960 (12.0)	2,143 (15.4)	2,000 (15.2)	
866 -	866	18,349 (15.2)	7,638 (15.4)	9,403 (15.6)	1,307 (12.1)	132 (49.4)	307 (19.8)	9,021 (12.1)	2,225 (15.9)	2,057 (15.7)	
867 -	867	18,386 (15.3)	7,662 (15.4)	9,403 (15.6)	1,321 (12.3)	132 (49.4)	307 (19.8)	9,052 (12.1)	2,225 (15.9)	2,064 (15.7)	
868 -	868	18,610 (15.4)	7,838 (15.8)	9,445 (15.7)	1,327 (12.3)	132 (49.4)	307 (19.8)	9,256 (12.4)	2,245 (16.1)	2,064 (15.7)	
869 -	869	18,859 (15.6)	7,949 (16.0)	9,524 (15.8)	1,385 (12.9)	132 (49.4)	330 (21.3)	9,319 (12.5)	2,280 (16.3)	2,118 (16.1)	
870 -	870	19,976 (16.6)	8,676 (17.5)	9,875 (16.4)	1,425 (13.2)	149 (55.6)	330 (21.3)	9,889 (13.3)	2,515 (18.0)	2,179 (16.6)	
871 -	871	20,080 (16.7)	8,699 (17.5)	9,956 (16.6)	1,425 (13.2)	149 (55.6)	330 (21.3)	9,993 (13.4)	2,515 (18.0)	2,179 (16.6)	
872	872	20,108 (16.7)	8,728 (17.6)	9,956 (16.6)	1,425 (13.2)	149 (55.6)	330 (21.3)	9,993 (13.4)	2,515 (18.0)	2,179 (16.6)	
873	873	20,251 (16.8)	8,755 (17.6)	10,065 (16.7)	1,431 (13.3)	149 (55.6)	357 (23.1)	10,070 (13.5)	2,531 (18.1)	2,186 (16.6)	
874	874	20,332 (16.9)	8,834 (17.8)	10,066 (16.7)	1,431 (13.3)	149 (55.6)	357 (23.1)	10,072 (13.5)	2,531 (18.1)	2,186 (16.6)	
875	875	20,619 (17.1)	8,905 (18.0)	10,270 (17.1)	1,444 (13.4)	149 (55.6)	357 (23.1)	10,213 (13.7)	2,560 (18.4)	2,257 (17.2)	
876	876	20,688 (17.2)	8,953 (18.0)	10,290 (17.1)	1,444 (13.4)	149 (55.6)	357 (23.1)	10,213 (13.7)	2,560 (18.4)	2,303 (17.5)	
877	877	20,765 (17.2)	9,004 (18.2)	10,317 (17.2)	1,444 (13.4)	149 (55.6)	357 (23.1)	10,219 (13.7)	2,580 (18.5)	2,303 (17.5)	
878	878	21,036 (17.5)	9,175 (18.5)	10,409 (17.3)	1,453 (13.5)	149 (55.6)	357 (23.1)	10,420 (14.0)	2,608 (18.7)	2,323 (17.7)	
879	879	21,164 (17.6)	9,175 (18.5)	10,536 (17.5)	1,453 (13.5)	149 (55.6)	357 (23.1)	10,448 (14.0)	2,628 (18.8)	2,323 (17.7)	
880	880	23,272 (19.3)	9,827 (19.8)	11,898 (19.8)	1,548 (14.4)	184 (68.6)	464 (30.0)	11,403 (15.3)	2,897 (20.8)	2,580 (19.6)	
881	881	23,423 (19.4)	9,843 (19.8)	11,997 (19.9)	1,582 (14.7)	184 (68.6)	485 (31.3)	11,496 (15.4)	2,918 (20.9)	2,580 (19.6)	
882	882	23,475 (19.5)	9,843 (19.8)	12,047 (20.0)	1,585 (14.7)	184 (68.6)	485 (31.3)	11,508 (15.4)	2,938 (21.1)	2,593 (19.7)	
883	883	23,679 (19.6)	9,965 (20.1)	12,084 (20.1)	1,630 (15.1)	184 (68.6)	485 (31.3)	11,550 (15.5)	2,938 (21.1)	2,633 (20.0)	
884	884	23,739 (19.7)	9,993 (20.1)	12,117 (20.1)	1,630 (15.1)	184 (68.6)	485 (31.3)	11,595 (15.5)	2,938 (21.1)	2,633 (20.0)	
885	885	24,012 (19.9)	10,110 (20.4)	12,256 (20.4)	1,646 (15.3)	184 (68.6)	492 (31.8)	11,821 (15.8)	2,965 (21.2)	2,636 (20.1)	

		24,229 (20.1)	10,110 (20.4)	12,453 (20.7)	1,667 (15.5)	184 (68.6)	492 (31.8)	11,919 (16.0)	2,969 (21.3)	2,686 (20.4)	5,978 (35.1)
886	886	24,361 (20.2)	10,154 (20.5)	12,533 (20.8)	1,674 (15.5)	184 (68.6)	492 (31.8)	12,007 (16.1)	2,999 (21.5)	2,701 (20.6)	5,978 (35.1)
887	887	24,613 (20.4)	10,275 (20.7)	12,656 (21.0)	1,681 (15.6)	184 (68.6)	499 (32.2)	12,069 (16.2)	3,040 (21.8)	2,791 (21.2)	6,029 (35.4)
888	888	24,693 (20.5)	10,303 (20.8)	12,709 (21.1)	1,681 (15.6)	184 (68.6)	499 (32.2)	12,105 (16.2)	3,040 (21.8)	2,806 (21.3)	6,060 (35.6)
889	889	25,631 (21.3)	10,591 (21.4)	13,325 (22.2)	1,714 (15.9)	225 (84.1)	582 (37.6)	12,433 (16.7)	3,127 (22.4)	2,980 (22.7)	6,284 (36.9)
890	890	25,739 (21.4)	10,591 (21.4)	13,424 (22.3)	1,723 (16.0)	225 (84.1)	582 (37.6)	12,433 (16.7)	3,127 (22.4)	3,088 (23.5)	6,284 (36.9)
891	891	26,020 (21.6)	10,665 (21.5)	13,625 (22.7)	1,730 (16.1)	225 (84.1)	623 (40.3)	12,625 (16.9)	3,169 (22.7)	3,094 (23.5)	6,284 (36.9)
892	892	26,100 (21.7)	10,693 (21.6)	13,675 (22.7)	1,732 (16.1)	225 (84.1)	623 (40.3)	12,654 (17.0)	3,169 (22.7)	3,122 (23.8)	6,307 (37.0)
893	893	26,206 (21.7)	10,720 (21.6)	13,735 (22.8)	1,751 (16.3)	225 (84.1)	623 (40.3)	12,682 (17.0)	3,169 (22.7)	3,200 (24.3)	6,307 (37.0)
894	894	26,279 (21.8)	10,779 (21.7)	13,735 (22.8)	1,765 (16.4)	225 (84.1)	623 (40.3)	12,755 (17.1)	3,169 (22.7)	3,200 (24.3)	6,307 (37.0)
895	895	26,418 (21.9)	10,863 (21.9)	13,791 (22.9)	1,765 (16.4)	225 (84.1)	623 (40.3)	12,882 (17.3)	3,169 (22.7)	3,200 (24.3)	6,319 (37.1)
896	896	26,757 (22.2)	10,976 (22.1)	13,954 (23.2)	1,827 (17.0)	225 (84.1)	623 (40.3)	13,151 (17.6)	3,228 (23.1)	3,210 (24.4)	6,320 (37.1)
897	897	26,872 (22.3)	10,992 (22.2)	14,053 (23.4)	1,827 (17.0)	225 (84.1)	623 (40.3)	13,225 (17.7)	3,228 (23.1)	3,211 (24.4)	6,360 (37.4)
898	898	26,902 (22.3)	10,992 (22.2)	14,083 (23.4)	1,827 (17.0)	225 (84.1)	623 (40.3)	13,254 (17.8)	3,228 (23.1)	3,211 (24.4)	6,360 (37.4)
899	899	31,275 (26.0)	13,384 (27.0)	15,965 (26.5)	1,926 (17.9)	242 (90.3)	1,100 (71.1)	15,704 (21.1)	3,476 (24.9)	3,627 (27.6)	7,126 (41.9)
900	900	31,368 (26.0)	13,415 (27.0)	16,026 (26.6)	1,926 (17.9)	242 (90.3)	1,100 (71.1)	15,776 (21.2)	3,496 (25.1)	3,627 (27.6)	7,126 (41.9)
901	901	31,368 (26.0)	13,415 (27.0)	16,026 (26.6)	1,926 (17.9)	242 (90.3)	1,100 (71.1)	15,776 (21.2)	3,496 (25.1)	3,627 (27.6)	7,126 (41.9)
902	902	31,368 (26.0)	13,415 (27.0)	16,026 (26.6)	1,926 (17.9)	242 (90.3)	1,100 (71.1)	15,776 (21.2)	3,496 (25.1)	3,627 (27.6)	7,126 (41.9)
903	903	32,869 (27.3)	13,822 (27.9)	17,011 (28.3)	2,036 (18.9)	242 (90.3)	1,135 (73.3)	16,310 (21.9)	3,731 (26.7)	3,917 (29.8)	7,534 (44.3)
904	909	35,386 (29.4)	14,713 (29.7)	18,392 (30.6)	2,282 (21.2)	242 (90.3)	1,195 (77.2)	17,852 (23.9)	4,130 (29.6)	4,212 (32.1)	7,754 (45.6)
910	919	37,789 (31.4)	15,436 (31.1)	19,789 (32.9)	2,564 (23.8)	242 (90.3)	1,253 (80.9)	19,604 (26.3)	4,186 (30.0)	4,511 (34.3)	7,993 (47.0)
920	929	39,859 (33.1)	16,139 (32.5)	20,810 (34.6)	2,910 (27.0)	242 (90.3)	1,280 (82.7)	20,685 (27.7)	4,544 (32.6)	4,817 (36.7)	8,292 (48.7)
930	939	41,217 (34.2)	16,722 (33.7)	21,379 (35.5)	3,116 (28.9)	242 (90.3)	1,311 (84.7)	21,485 (28.8)	4,735 (33.9)	4,996 (38.0)	8,449 (49.6)
940	949	43,443 (36.0)	18,026 (36.3)	22,117 (36.8)	3,300 (30.6)	242 (90.3)	1,311 (84.7)	22,901 (30.7)	4,962 (35.6)	5,205 (39.6)	8,823 (51.8)
950	959	45,005 (37.3)	18,685 (37.7)	22,928 (38.1)	3,392 (31.5)	242 (90.3)	1,385 (89.4)	24,182 (32.4)	4,979 (35.7)	5,253 (40.0)	8,964 (52.7)
960	969	46,653 (38.7)	19,340 (39.0)	23,796 (39.6)	3,518 (32.7)	242 (90.3)	1,426 (92.1)	25,243 (33.8)	5,175 (37.1)	5,387 (41.0)	9,179 (53.9)
970	979	48,844 (40.5)	20,294 (40.9)	24,933 (41.5)	3,616 (33.6)	242 (90.3)	1,448 (93.5)	26,721 (35.8)	5,340 (38.3)	5,522 (42.0)	9,570 (56.2)
980	989	49,957 (41.5)	20,706 (41.7)	25,530 (42.4)	3,722 (34.6)	242 (90.3)	1,448 (93.5)	27,533 (36.9)	5,376 (38.5)	5,683 (43.2)	9,676 (56.8)
990	999	64,445 (53.5)	26,850 (54.1)	32,327 (53.7)	5,268 (48.9)	268 (100.0)	1,548 (100.0)	36,576 (49.0)	6,848 (49.1)	7,394 (56.3)	11,810 (69.4)
1000	1099	76,693 (63.6)	31,540 (63.6)	38,622 (64.2)	6,531 (60.7)			44,669 (59.9)	8,052 (57.7)	8,936 (68.0)	13,219 (77.7)
1100	1199	86,342 (71.6)	35,517 (71.6)	43,246 (71.9)	7,578 (70.4)			51,814 (69.5)	9,122 (65.4)	9,716 (73.9)	13,873 (81.5)
1200	1299	94,007 (78.0)	38,578 (77.8)	47,149 (78.4)	8,280 (76.9)			57,145 (76.6)	9,869 (70.7)	10,572 (80.4)	14,605 (85.8)
1300	1399	99,470 (82.5)	40,264 (81.2)	50,113 (83.3)	9,093 (84.5)			61,212 (82.1)	10,542 (75.6)	10,993 (83.6)	14,907 (87.6)
1400	1499	120,520 (100.0)	49,607 (100.0)	60,146 (100.0)	10,767 (100.0)			74,584 (100.0)	13,952 (100.0)	13,143 (100.0)	17,023 (100.0)
1500		180,908	177,389	180,172	201,236	52,857	80,200	191,677	198,558	181,038	130,337
月平均賃金額		1,212	1,217	1,209	1,207	881	905	1,225	1,291	1,193	1,142
時間当平均賃金額		146	143	146	166	59	88	154	149	150	116
月一人当たり労働時間数		853	853	853	853	853	853	853	853	853	853
第1・2 0分位数		856	858	855	860	853	859	860	860	856	853
第1・1 0分位数		900	900	900	933	853	880	923	901	900	860
第1・4分位数		1,066	1,063	1,062	1,104	870	900	1,102	1,107	1,030	950
中位数		0.2118	0.2118	0.2120	0.1976	0.0215	0.0182	0.2058	0.2628	0.1976	0.1544
四分位偏差係数											

【上段】 累積労働者数

【下段】 累積構成比

V 令和6年度 最低賃金基礎調査結果表 (性別、年齢別)

総括表(2) (産業・就業形態別の賃金階級別、性別年齢別表)
06年

産業：(全て) 就業形態：(全て)

産別適用除外のみ

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計		男						女					
	男性計	女性計	17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上	17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上
計	133,904	57,489	27	471	33,868	6,589	6,729	9,806	313	491	43,220	9,043	9,506	13,841
円	1,351	339			154		79	106			527	83	116	286
886	(1.0)	(0.6)			(0.5)		(1.2)	(1.1)			(1.2)	(0.9)	(1.2)	(2.1)
887	1,376	339			154		79	106			552	83	116	286
	(1.0)	(0.6)			(0.5)		(1.2)	(1.1)			(1.3)	(0.9)	(1.2)	(2.1)
888	1,376	339			154		79	106			552	83	116	286
	(1.0)	(0.6)			(0.5)		(1.2)	(1.1)			(1.3)	(0.9)	(1.2)	(2.1)
889	1,393	339			154		79	106			568	83	116	286
	(1.0)	(0.6)			(0.5)		(1.2)	(1.1)			(1.3)	(0.9)	(1.2)	(2.1)
890	1,452	339			154		79	106			595	115	116	286
	(1.1)	(0.6)			(0.5)		(1.2)	(1.1)			(1.4)	(1.3)	(1.2)	(2.1)
891	1,452	339			154		79	106			595	115	116	286
	(1.1)	(0.6)			(0.5)		(1.2)	(1.1)			(1.4)	(1.3)	(1.2)	(2.1)
892	1,452	339			154		79	106			595	115	116	286
	(1.1)	(0.6)			(0.5)		(1.2)	(1.1)			(1.4)	(1.3)	(1.2)	(2.1)
893	1,452	339			154		79	106			595	115	116	286
	(1.1)	(0.6)			(0.5)		(1.2)	(1.1)			(1.4)	(1.3)	(1.2)	(2.1)
894	1,634	520			154		79	287			596	115	116	286
	(1.2)	(0.9)			(0.5)		(1.2)	(2.9)			(1.4)	(1.3)	(1.2)	(2.1)
895	1,649	520			154		79	287			596	115	116	302
	(1.2)	(0.9)			(0.5)		(1.2)	(2.9)			(1.4)	(1.3)	(1.2)	(2.2)
896	1,704	520			154		79	287			651	115	116	302
	(1.3)	(0.9)			(0.5)		(1.2)	(2.9)			(1.5)	(1.3)	(1.2)	(2.2)
897	8,976	2,186	27	107	930	85	267	771	53	69	2,712	752	794	2,409
	(6.7)	(3.8)	(100.0)	(22.6)	(2.7)	(1.3)	(4.0)	(7.9)	(17.0)	(14.1)	(6.3)	(8.3)	(8.4)	(17.4)
898	9,424	2,232		107	961	85	267	786	53	69	2,978	818	824	2,460
	(7.0)	(3.9)		(22.6)	(2.8)	(1.3)	(4.0)	(8.0)	(17.0)	(14.1)	(6.9)	(9.0)	(8.7)	(17.7)
899	9,836	2,255		107	984	85	267	786	53	84	3,190	865	863	2,526
	(7.3)	(3.9)		(22.6)	(2.9)	(1.3)	(4.0)	(8.0)	(17.0)	(17.0)	(7.4)	(9.6)	(9.1)	(18.3)
900	20,001	4,315		107	1,443	826	459	1,454	252	122	6,614	1,493	1,674	5,532
	(14.9)	(7.5)		(22.6)	(4.3)	(12.5)	(6.8)	(14.8)	(80.6)	(24.7)	(15.3)	(16.5)	(17.6)	(40.0)
901	20,003	4,315		107	1,443	826	459	1,454	252	122	6,614	1,493	1,675	5,532
	(14.9)	(7.5)		(22.6)	(4.3)	(12.5)	(6.8)	(14.8)	(80.6)	(24.7)	(15.3)	(16.5)	(17.6)	(40.0)
902	20,308	4,393		107	1,506	826	459	1,469	252	163	6,771	1,521	1,676	5,532
	(15.2)	(7.6)		(22.6)	(4.4)	(12.5)	(6.8)	(15.0)	(80.6)	(33.1)	(15.7)	(16.8)	(17.6)	(40.0)
903	20,440	4,393		107	1,506	826	459	1,469	252	163	6,849	1,521	1,730	5,532
	(15.3)	(7.6)		(22.6)	(4.4)	(12.5)	(6.8)	(15.0)	(80.6)	(33.1)	(15.8)	(16.8)	(18.2)	(40.0)
904	20,690	4,407		107	1,506	826	459	1,483	252	163	6,990	1,592	1,754	5,532
	(15.5)	(7.7)		(22.6)	(4.4)	(12.5)	(6.8)	(15.1)	(80.6)	(33.1)	(16.2)	(17.6)	(18.4)	(40.0)
905	21,374	4,503		107	1,587	840	459	1,483	252	163	7,213	1,639	1,773	5,831
	(16.0)	(7.8)		(22.6)	(4.7)	(12.8)	(6.8)	(15.1)	(80.6)	(33.1)	(16.7)	(18.1)	(18.7)	(42.1)
906	22,592	4,728		107	1,700	888	459	1,548	252	219	7,793	1,795	1,975	5,831
	(16.9)	(8.2)		(22.6)	(5.0)	(13.5)	(6.8)	(15.8)	(80.6)	(44.5)	(18.0)	(19.8)	(20.8)	(42.1)
907	22,951	4,790		107	1,729	888	459	1,582	252	219	8,050	1,795	2,012	5,832
	(17.1)	(8.3)		(22.6)	(5.1)	(13.5)	(6.8)	(16.1)	(80.6)	(44.5)	(18.6)	(19.8)	(21.2)	(42.1)
908	23,043	4,829		107	1,743	888	459	1,606	252	219	8,059	1,795	2,057	5,832
	(17.2)	(8.4)		(22.6)	(5.1)	(13.5)	(6.8)	(16.4)	(80.6)	(44.5)	(18.6)	(19.8)	(21.6)	(42.1)
909	23,344	4,983		107	1,844	888	473	1,645	252	219	8,124	1,795	2,140	5,832
	(17.4)	(8.7)		(22.6)	(5.4)	(13.5)	(7.0)	(16.8)	(80.6)	(44.5)	(18.8)	(19.8)	(22.5)	(42.1)
910	24,518	5,143		107	1,847	888	475	1,799	252	219	8,599	1,932	2,227	6,147
	(18.3)	(8.9)		(22.6)	(5.5)	(13.5)	(7.1)	(18.3)	(80.6)	(44.5)	(19.9)	(21.4)	(23.4)	(44.4)
911	24,722	5,171		107	1,876	888	475	1,799	252	219	8,707	1,959	2,240	6,174
	(18.5)	(9.0)		(22.6)	(5.5)	(13.5)	(7.1)	(18.3)	(80.6)	(44.5)	(20.1)	(21.7)	(23.6)	(44.6)
912	24,868	5,173		107	1,878	888	475	1,799	252	219	8,802	1,961	2,240	6,222
	(18.6)	(9.0)		(22.6)	(5.5)	(13.5)	(7.1)	(18.3)	(80.6)	(44.5)	(20.4)	(21.7)	(23.6)	(45.0)

913 -	913	25,226 (18.8)	5,262 (9.2)		1,911 (5.6)	929 (14.1)	490 (7.3)	1,799 (18.3)	19,964 (26.1)	252 (80.6)	219 (44.5)	9,015 (20.9)	2,013 (22.3)	2,242 (23.6)	6,222 (45.0)
914 -	914	25,554 (19.1)	5,345 (9.3)		1,994 (5.9)	929 (14.1)	490 (7.3)	1,799 (18.3)	20,209 (26.4)	252 (80.6)	219 (44.5)	9,260 (21.4)	2,013 (22.3)	2,242 (23.6)	6,222 (45.0)
915 -	915	26,037 (19.4)	5,357 (9.3)		2,005 (5.9)	929 (14.1)	490 (7.3)	1,799 (18.3)	20,680 (27.1)	252 (80.6)	219 (44.5)	9,374 (21.7)	2,028 (22.4)	2,430 (25.6)	6,378 (46.1)
916	916	26,469 (19.8)	5,517 (9.6)		2,082 (6.1)	929 (14.1)	490 (7.3)	1,883 (19.2)	20,952 (27.4)	252 (80.6)	219 (44.5)	9,554 (22.1)	2,061 (22.8)	2,460 (25.9)	6,406 (46.3)
917	917	26,784 (20.0)	5,556 (9.7)		2,109 (6.2)	929 (14.1)	502 (7.5)	1,883 (19.2)	21,228 (27.8)	252 (80.6)	219 (44.5)	9,620 (22.3)	2,061 (22.8)	2,539 (26.7)	6,537 (47.2)
918	918	27,282 (20.4)	5,783 (10.1)		2,141 (6.3)	929 (14.1)	502 (7.5)	2,083 (21.2)	21,494 (28.1)	252 (80.6)	219 (44.5)	9,711 (22.5)	2,061 (22.8)	2,539 (26.7)	6,711 (48.5)
919	919	27,430 (20.5)	5,789 (10.1)		2,141 (6.3)	929 (14.1)	502 (7.5)	2,083 (21.2)	21,641 (28.3)	252 (80.6)	219 (44.5)	9,753 (22.6)	2,139 (23.7)	2,568 (27.0)	6,711 (48.5)
920	920	28,605 (21.4)	6,090 (10.6)		2,326 (6.9)	956 (14.5)	502 (7.5)	2,172 (22.2)	22,515 (29.5)	252 (80.6)	219 (44.5)	10,176 (23.5)	2,315 (25.6)	2,660 (28.0)	6,893 (49.8)
921	921	28,788 (21.5)	6,102 (10.6)		2,339 (6.9)	956 (14.5)	502 (7.5)	2,172 (22.2)	22,686 (29.7)	252 (80.6)	219 (44.5)	10,239 (23.7)	2,342 (25.9)	2,675 (28.1)	6,960 (50.3)
922	922	29,385 (21.9)	6,193 (10.8)		2,384 (7.0)	1,001 (15.2)	502 (7.5)	2,172 (22.2)	23,192 (30.4)	252 (80.6)	219 (44.5)	10,456 (24.2)	2,382 (26.3)	2,851 (30.0)	7,031 (50.8)
923	923	29,599 (22.1)	6,259 (10.9)		2,447 (7.2)	1,003 (15.2)	504 (7.5)	2,172 (22.2)	23,340 (30.5)	252 (80.6)	219 (44.5)	10,563 (24.4)	2,382 (26.3)	2,888 (30.4)	7,036 (50.8)
924	924	30,123 (22.5)	6,476 (11.3)		2,504 (7.4)	1,035 (15.7)	508 (7.5)	2,296 (23.4)	23,646 (30.9)	252 (80.6)	219 (44.5)	10,846 (25.1)	2,406 (26.6)	2,888 (30.4)	7,036 (50.8)
925	925	30,693 (22.9)	6,655 (11.6)		2,579 (7.6)	1,035 (15.7)	546 (8.1)	2,362 (24.1)	24,038 (31.5)	252 (80.6)	223 (45.4)	11,148 (25.8)	2,408 (26.6)	2,888 (30.4)	7,119 (51.4)
926	926	30,887 (23.1)	6,724 (11.7)		2,592 (7.7)	1,091 (16.6)	546 (8.1)	2,362 (24.1)	24,163 (31.6)	252 (80.6)	223 (45.4)	11,210 (25.9)	2,432 (26.9)	2,900 (30.5)	7,146 (51.6)
927	927	31,017 (23.2)	6,786 (11.8)		2,592 (7.7)	1,091 (16.6)	567 (8.4)	2,403 (24.5)	24,231 (31.7)	252 (80.6)	223 (45.4)	11,249 (26.0)	2,460 (27.2)	2,901 (30.5)	7,146 (51.6)
928	928	31,422 (23.5)	6,897 (12.0)		2,592 (7.7)	1,091 (16.6)	567 (8.4)	2,515 (25.6)	24,524 (32.1)	252 (80.6)	223 (45.4)	11,370 (26.3)	2,524 (27.9)	2,963 (31.1)	7,203 (52.0)
929	929	31,650 (23.6)	7,019 (12.2)		2,592 (7.7)	1,152 (17.5)	567 (8.4)	2,575 (26.3)	24,631 (32.2)	252 (80.6)	223 (45.4)	11,436 (26.5)	2,524 (27.9)	2,993 (31.5)	7,203 (52.0)
930	930	32,849 (24.5)	7,232 (12.6)		2,654 (7.8)	1,166 (17.7)	657 (9.3)	2,621 (26.7)	25,617 (33.5)	252 (80.6)	223 (45.4)	12,114 (28.0)	2,742 (30.3)	3,044 (32.0)	7,242 (52.3)
931	931	32,935 (24.6)	7,232 (12.6)		2,654 (7.8)	1,166 (17.7)	657 (9.3)	2,621 (26.7)	25,704 (33.6)	252 (80.6)	223 (45.4)	12,153 (28.1)	2,742 (30.3)	3,092 (32.5)	7,242 (52.3)
932	932	33,030 (24.7)	7,232 (12.6)		2,654 (7.8)	1,166 (17.7)	657 (9.3)	2,621 (26.7)	25,799 (33.8)	252 (80.6)	223 (45.4)	12,220 (28.3)	2,742 (30.3)	3,119 (32.8)	7,243 (52.3)
933	933	33,124 (24.7)	7,232 (12.6)		2,654 (7.8)	1,166 (17.7)	657 (9.3)	2,621 (26.7)	25,893 (33.9)	252 (80.6)	223 (45.4)	12,245 (28.3)	2,783 (30.8)	3,119 (32.8)	7,271 (52.5)
934	934	33,260 (24.8)	7,329 (12.7)		2,752 (8.1)	1,166 (17.7)	657 (9.3)	2,621 (26.7)	25,931 (33.9)	252 (80.6)	223 (45.4)	12,283 (28.4)	2,783 (30.8)	3,119 (32.8)	7,271 (52.5)
935	935	33,499 (25.0)	7,389 (12.9)		2,778 (8.2)	1,166 (17.7)	657 (9.3)	2,654 (27.1)	26,110 (34.2)	252 (80.6)	223 (45.4)	12,431 (28.8)	2,815 (31.1)	3,119 (32.8)	7,271 (52.5)
936	936	33,589 (25.1)	7,389 (12.9)		2,778 (8.2)	1,166 (17.7)	657 (9.3)	2,654 (27.1)	26,200 (34.3)	252 (80.6)	254 (51.6)	12,490 (28.9)	2,815 (31.1)	3,119 (32.8)	7,271 (52.5)
937	937	33,772 (25.2)	7,478 (13.0)		2,867 (8.5)	1,166 (17.7)	657 (9.3)	2,654 (27.1)	26,295 (34.4)	252 (80.6)	254 (51.6)	12,584 (29.1)	2,815 (31.1)	3,119 (32.8)	7,271 (52.5)
938	938	33,923 (25.3)	7,494 (13.0)		2,867 (8.5)	1,166 (17.7)	672 (10.0)	2,656 (27.1)	26,429 (34.6)	252 (80.6)	254 (51.6)	12,663 (29.3)	2,815 (31.1)	3,175 (33.4)	7,271 (52.5)
939	939	33,972 (25.4)	7,511 (13.1)		2,867 (8.5)	1,166 (17.7)	688 (10.2)	2,656 (27.1)	26,461 (34.6)	252 (80.6)	254 (51.6)	12,695 (29.4)	2,815 (31.1)	3,175 (33.4)	7,271 (52.5)
940	940	34,810 (26.0)	7,640 (13.3)		2,908 (8.6)	1,211 (18.4)	688 (10.2)	2,699 (27.5)	27,170 (35.6)	252 (80.6)	254 (51.6)	13,069 (30.2)	2,950 (32.6)	3,284 (34.5)	7,361 (53.2)
941	941	35,105 (26.2)	7,723 (13.4)		2,908 (8.6)	1,211 (18.4)	715 (10.6)	2,756 (28.1)	27,382 (35.8)	252 (80.6)	254 (51.6)	13,223 (30.6)	2,981 (33.0)	3,284 (34.5)	7,388 (53.4)
942	942	35,153 (26.3)	7,738 (13.5)		2,923 (8.6)	1,211 (18.4)	715 (10.6)	2,756 (28.1)	27,415 (35.9)	252 (80.6)	254 (51.6)	13,223 (30.6)	2,981 (33.0)	3,317 (34.9)	7,388 (53.4)

943	943	35,366 (26.4)	7,869 (13.7)		107 (22.6)	3,054 (9.0)	1,211 (18.4)	715 (10.6)	2,756 (28.1)	27,498 (36.0)	252 (80.6)	254 (51.6)	13,305 (30.8)	2,981 (33.0)	3,318 (34.9)	7,388 (53.4)
944	944	35,767 (26.7)	7,972 (13.9)		107 (22.6)	3,157 (9.3)	1,211 (18.4)	715 (10.6)	2,756 (28.1)	27,795 (36.4)	252 (80.6)	277 (56.3)	13,504 (31.2)	3,019 (33.4)	3,356 (35.3)	7,388 (53.4)
945	945	36,006 (26.9)	7,997 (13.9)		107 (22.6)	3,157 (9.3)	1,211 (18.4)	715 (10.6)	2,780 (28.4)	28,010 (36.7)	252 (80.6)	277 (56.3)	13,679 (31.6)	3,031 (33.5)	3,356 (35.3)	7,414 (53.6)
946	946	36,125 (27.0)	8,029 (14.0)		107 (22.6)	3,189 (9.4)	1,211 (18.4)	715 (10.6)	2,780 (28.4)	28,096 (36.8)	252 (80.6)	277 (56.3)	13,740 (31.8)	3,044 (34.0)	3,368 (35.4)	7,414 (53.6)
947	947	36,271 (27.1)	8,042 (14.0)		119 (25.3)	3,189 (9.4)	1,211 (18.4)	715 (10.6)	2,780 (28.4)	28,229 (36.9)	252 (80.6)	277 (56.3)	13,793 (31.9)	3,071 (34.0)	3,402 (35.8)	7,435 (53.7)
948	948	36,296 (27.1)	8,042 (14.0)		119 (25.3)	3,189 (9.4)	1,211 (18.4)	715 (10.6)	2,780 (28.4)	28,254 (37.0)	252 (80.6)	277 (56.3)	13,793 (31.9)	3,083 (34.1)	3,402 (35.8)	7,447 (53.8)
949	949	36,447 (27.2)	8,042 (14.0)		119 (25.3)	3,189 (9.4)	1,211 (18.4)	715 (10.6)	2,780 (28.4)	28,406 (37.2)	252 (80.6)	277 (56.3)	13,872 (32.1)	3,083 (34.1)	3,402 (35.8)	7,520 (54.3)
950	950	39,283 (29.3)	8,912 (15.5)		158 (33.4)	3,603 (10.6)	1,333 (20.2)	846 (12.6)	2,946 (30.0)	30,351 (39.7)	252 (80.6)	318 (64.7)	14,705 (34.0)	3,202 (35.4)	3,663 (38.5)	8,210 (59.3)
951	951	39,399 (29.4)	8,944 (15.6)		158 (33.4)	3,634 (10.7)	1,333 (20.2)	846 (12.6)	2,946 (30.0)	30,456 (39.9)	252 (80.6)	318 (64.7)	14,795 (34.2)	3,202 (35.4)	3,677 (38.7)	8,210 (59.3)
952	952	39,589 (29.6)	9,054 (15.7)		158 (33.4)	3,650 (10.8)	1,333 (20.2)	885 (13.1)	3,002 (30.6)	30,535 (40.0)	252 (80.6)	318 (64.7)	14,837 (34.3)	3,240 (35.8)	3,677 (38.7)	8,210 (59.3)
953	953	39,726 (29.7)	9,083 (15.8)		158 (33.4)	3,676 (10.9)	1,333 (20.2)	885 (13.1)	3,005 (30.6)	30,643 (40.1)	252 (80.6)	318 (64.7)	14,895 (34.5)	3,240 (35.8)	3,677 (38.7)	8,260 (59.7)
954	954	39,858 (29.8)	9,132 (15.9)		158 (33.4)	3,701 (10.9)	1,333 (20.2)	885 (13.1)	3,029 (30.9)	30,726 (40.2)	252 (80.6)	318 (64.7)	14,978 (34.7)	3,240 (35.8)	3,677 (38.7)	8,260 (59.7)
955	955	40,134 (30.0)	9,189 (16.0)		158 (33.4)	3,758 (11.1)	1,333 (20.2)	885 (13.1)	3,029 (30.9)	30,945 (40.5)	252 (80.6)	318 (64.7)	15,060 (34.8)	3,240 (35.8)	3,749 (39.4)	8,326 (60.2)
956	956	40,203 (30.0)	9,223 (16.0)		158 (33.4)	3,779 (11.2)	1,333 (20.2)	885 (13.1)	3,042 (31.0)	30,980 (40.6)	252 (80.6)	318 (64.7)	15,082 (35.0)	3,253 (36.0)	3,749 (39.4)	8,326 (60.2)
957	957	40,283 (30.1)	9,223 (16.0)		158 (33.4)	3,779 (11.2)	1,333 (20.2)	885 (13.1)	3,042 (31.0)	31,060 (40.6)	252 (80.6)	318 (64.7)	15,136 (35.0)	3,280 (36.3)	3,749 (39.4)	8,326 (60.2)
958	958	40,433 (30.2)	9,310 (16.2)		158 (33.4)	3,828 (11.3)	1,333 (20.2)	923 (13.7)	3,042 (31.0)	31,123 (40.7)	252 (80.6)	318 (64.7)	15,199 (35.2)	3,280 (36.3)	3,749 (39.4)	8,326 (60.2)
959	959	40,543 (30.3)	9,353 (16.3)		158 (33.4)	3,828 (11.3)	1,333 (20.2)	923 (13.7)	3,084 (31.5)	31,191 (40.8)	252 (80.6)	318 (64.7)	15,266 (35.3)	3,280 (36.3)	3,749 (39.4)	8,326 (60.2)
960	960	41,445 (31.0)	9,605 (16.7)		158 (33.4)	3,907 (11.5)	1,333 (20.2)	989 (14.7)	3,191 (32.5)	31,841 (41.7)	252 (80.6)	318 (64.7)	15,694 (36.3)	3,366 (37.2)	3,849 (40.5)	8,361 (60.4)
961	961	41,576 (31.0)	9,710 (16.9)		158 (33.4)	3,934 (11.6)	1,358 (20.6)	1,043 (15.5)	3,191 (32.5)	31,866 (41.7)	252 (80.6)	318 (64.7)	15,706 (36.3)	3,366 (37.2)	3,862 (40.6)	8,361 (60.4)
962	962	42,376 (31.6)	9,780 (17.0)		158 (33.4)	3,975 (11.7)	1,358 (20.6)	1,043 (15.5)	3,220 (32.8)	32,596 (42.7)	252 (80.6)	318 (64.7)	16,098 (37.2)	3,393 (37.5)	3,985 (41.9)	8,550 (61.8)
963	963	42,447 (31.7)	9,783 (17.0)		158 (33.4)	3,975 (11.7)	1,358 (20.6)	1,043 (15.5)	3,223 (32.9)	32,664 (42.7)	252 (80.6)	318 (64.7)	16,166 (37.4)	3,393 (37.5)	3,985 (41.9)	8,550 (61.8)
964	964	42,566 (31.8)	9,783 (17.0)		158 (33.4)	3,975 (11.7)	1,358 (20.6)	1,043 (15.5)	3,223 (32.9)	32,783 (42.9)	252 (80.6)	318 (64.7)	16,272 (37.6)	3,405 (37.7)	3,985 (41.9)	8,550 (61.8)
965	965	42,984 (32.1)	9,818 (17.1)		158 (33.4)	3,995 (11.8)	1,358 (20.6)	1,043 (15.5)	3,238 (33.0)	33,166 (43.4)	252 (80.6)	318 (64.7)	16,526 (38.2)	3,479 (38.5)	4,041 (42.5)	8,550 (61.8)
966	966	43,171 (32.2)	9,818 (17.1)		158 (33.4)	3,995 (11.8)	1,358 (20.6)	1,043 (15.5)	3,238 (33.0)	33,353 (43.6)	252 (80.6)	318 (64.7)	16,665 (38.6)	3,514 (38.9)	4,054 (42.6)	8,550 (61.8)
967	967	43,308 (32.3)	9,874 (17.2)		199 (42.2)	3,995 (11.8)	1,358 (20.6)	1,057 (15.7)	3,238 (33.0)	33,433 (43.8)	252 (80.6)	318 (64.7)	16,745 (38.7)	3,514 (38.9)	4,054 (42.6)	8,550 (61.8)
968	968	43,602 (32.6)	9,949 (17.3)		199 (42.2)	4,022 (11.9)	1,358 (20.6)	1,057 (15.7)	3,287 (33.5)	33,652 (44.0)	252 (80.6)	318 (64.7)	16,834 (39.0)	3,554 (39.3)	4,142 (43.6)	8,552 (61.8)
969	969	43,826 (32.7)	10,110 (17.6)		199 (42.2)	4,102 (12.1)	1,358 (20.6)	1,082 (16.1)	3,342 (34.1)	33,716 (44.1)	252 (80.6)	318 (64.7)	16,874 (39.0)	3,554 (39.3)	4,166 (43.8)	8,552 (61.8)
970	970	44,733 (33.4)	10,327 (18.0)		199 (42.2)	4,155 (12.3)	1,358 (20.6)	1,135 (16.9)	3,455 (35.2)	34,406 (45.0)	252 (80.6)	318 (64.7)	17,219 (40.8)	3,686 (40.8)	4,305 (45.3)	8,626 (62.3)
971	971	44,908 (33.5)	10,398 (18.1)		199 (42.2)	4,225 (12.5)	1,358 (20.6)	1,135 (16.9)	3,455 (35.2)	34,510 (45.2)	252 (80.6)	343 (69.8)	17,281 (40.0)	3,686 (40.8)	4,305 (45.3)	8,643 (62.4)
972	972	45,090 (33.7)	10,534 (18.3)		199 (42.2)	4,274 (12.6)	1,358 (20.6)	1,135 (16.9)	3,541 (36.1)	34,556 (45.2)	252 (80.6)	343 (69.8)	17,281 (40.0)	3,686 (40.8)	4,305 (45.3)	8,689 (62.8)

973	973	45,238 (33.8)	10,560 (18.4)		199 (42.2)	4,288 (12.7)	1,358 (20.6)	1,147 (17.0)	3,541 (36.1)	34,678 (45.4)	252 (80.6)	366 (74.4)	17,356 (40.2)	3,710 (41.0)	4,305 (45.3)	8,689 (62.8)
974	974	45,309 (33.8)	10,593 (18.4)		199 (42.2)	4,321 (12.8)	1,358 (20.6)	1,147 (17.0)	3,541 (36.1)	34,716 (45.4)	252 (80.6)	366 (74.4)	17,356 (40.2)	3,710 (41.0)	4,343 (45.7)	8,689 (62.8)
975	975	45,448 (33.9)	10,593 (18.4)		199 (42.2)	4,321 (12.8)	1,358 (20.6)	1,147 (17.0)	3,541 (36.1)	34,855 (45.6)	252 (80.6)	366 (74.4)	17,447 (40.4)	3,734 (41.3)	4,367 (45.9)	8,689 (62.8)
976	976	45,523 (34.0)	10,620 (18.5)		199 (42.2)	4,321 (12.8)	1,358 (20.6)	1,174 (17.4)	3,541 (36.1)	34,904 (45.7)	252 (80.6)	366 (74.4)	17,496 (40.5)	3,734 (41.3)	4,367 (45.9)	8,689 (62.8)
977	977	45,876 (34.3)	10,620 (18.5)		199 (42.2)	4,321 (12.8)	1,358 (20.6)	1,174 (17.4)	3,541 (36.1)	35,256 (46.1)	252 (80.6)	366 (74.4)	17,598 (40.7)	3,772 (41.7)	4,399 (46.3)	8,869 (64.1)
978	978	46,124 (34.4)	10,688 (18.6)		199 (42.2)	4,362 (12.9)	1,358 (20.6)	1,174 (17.4)	3,568 (36.4)	35,436 (46.4)	252 (80.6)	366 (74.4)	17,719 (41.0)	3,831 (42.4)	4,399 (46.3)	8,869 (64.1)
979	979	46,208 (34.5)	10,714 (18.6)		199 (42.2)	4,389 (13.0)	1,358 (20.6)	1,174 (17.4)	3,568 (36.4)	35,493 (46.4)	252 (80.6)	366 (74.4)	17,776 (41.1)	3,831 (42.4)	4,399 (46.3)	8,869 (64.1)
980	980	46,785 (34.9)	10,880 (18.9)		199 (42.2)	4,439 (13.1)	1,370 (20.8)	1,174 (17.4)	3,672 (37.4)	35,904 (47.0)	252 (80.6)	366 (74.4)	17,923 (41.5)	3,913 (43.3)	4,582 (48.0)	8,889 (64.2)
981	981	46,940 (35.1)	10,917 (19.0)		235 (49.9)	4,439 (13.1)	1,370 (20.8)	1,174 (17.4)	3,672 (37.4)	36,024 (47.1)	252 (80.6)	366 (74.4)	18,017 (41.7)	3,913 (43.3)	4,582 (48.0)	8,913 (64.4)
982	982	47,102 (35.2)	10,987 (19.1)		235 (49.9)	4,439 (13.1)	1,385 (21.0)	1,174 (17.4)	3,728 (38.0)	36,115 (47.3)	252 (80.6)	366 (74.4)	18,058 (41.8)	3,927 (43.4)	4,582 (48.0)	8,949 (64.7)
983	983	47,175 (35.2)	11,011 (19.2)		235 (49.9)	4,463 (13.2)	1,385 (21.0)	1,174 (17.4)	3,728 (38.0)	36,164 (47.3)	252 (80.6)	366 (74.4)	18,108 (41.9)	3,927 (43.4)	4,582 (48.0)	8,949 (64.7)
984	984	47,295 (35.3)	11,068 (19.3)		235 (49.9)	4,490 (13.3)	1,385 (21.0)	1,189 (17.7)	3,743 (38.2)	36,227 (47.4)	252 (80.6)	366 (74.4)	18,147 (42.0)	3,940 (43.6)	4,574 (48.1)	8,949 (64.7)
985	985	47,515 (35.5)	11,145 (19.4)		235 (49.9)	4,528 (13.4)	1,385 (21.0)	1,214 (18.0)	3,757 (38.3)	36,370 (47.6)	252 (80.6)	366 (74.4)	18,172 (42.0)	3,978 (44.0)	4,612 (48.5)	8,991 (65.0)
986	986	47,691 (35.6)	11,169 (19.4)		235 (49.9)	4,552 (13.4)	1,385 (21.0)	1,214 (18.0)	3,757 (38.3)	36,522 (47.9)	252 (80.6)	366 (74.4)	18,204 (42.1)	3,987 (44.3)	4,688 (49.3)	9,026 (65.2)
987	987	47,749 (35.7)	11,169 (19.4)		235 (49.9)	4,552 (13.4)	1,385 (21.0)	1,214 (18.0)	3,757 (38.3)	36,580 (47.9)	252 (80.6)	366 (74.4)	18,205 (42.1)	4,010 (44.3)	4,720 (49.7)	9,026 (65.2)
988	988	47,878 (35.8)	11,169 (19.4)		235 (49.9)	4,552 (13.4)	1,385 (21.0)	1,214 (18.0)	3,757 (38.3)	36,709 (48.0)	252 (80.6)	366 (74.4)	18,284 (42.3)	4,060 (44.9)	4,720 (49.7)	9,026 (65.2)
989	989	47,989 (35.8)	11,206 (19.5)		235 (49.9)	4,589 (13.5)	1,385 (21.0)	1,214 (18.0)	3,757 (38.3)	36,783 (48.1)	252 (80.6)	366 (74.4)	18,331 (42.4)	4,087 (45.2)	4,720 (49.7)	9,026 (65.2)
990	990	48,411 (36.2)	11,206 (19.5)		235 (49.9)	4,589 (13.5)	1,385 (21.0)	1,214 (18.0)	3,757 (38.3)	37,204 (48.7)	252 (80.6)	366 (74.4)	18,608 (43.1)	4,087 (45.2)	4,865 (51.2)	9,026 (65.2)
991	991	48,508 (36.2)	11,246 (19.6)		235 (49.9)	4,603 (13.6)	1,385 (21.0)	1,238 (18.4)	3,757 (38.3)	37,282 (48.8)	252 (80.6)	366 (74.4)	18,637 (43.1)	4,087 (45.2)	4,865 (51.2)	9,055 (65.4)
992	992	48,846 (36.5)	11,308 (19.7)		237 (50.3)	4,664 (13.8)	1,385 (21.0)	1,238 (18.4)	3,757 (38.3)	37,538 (49.1)	252 (80.6)	366 (74.4)	18,750 (43.4)	4,125 (45.6)	4,890 (51.4)	9,155 (66.1)
993	993	48,945 (36.6)	11,310 (19.7)		237 (50.3)	4,664 (13.8)	1,385 (21.0)	1,240 (18.4)	3,757 (38.3)	37,635 (49.3)	252 (80.6)	366 (74.4)	18,847 (43.6)	4,125 (45.6)	4,890 (51.4)	9,155 (66.1)
994	994	49,116 (36.7)	11,343 (19.7)		237 (50.3)	4,664 (13.8)	1,385 (21.0)	1,273 (18.9)	3,757 (38.3)	37,773 (49.4)	252 (80.6)	366 (74.4)	18,932 (43.8)	4,150 (45.9)	4,918 (51.7)	9,155 (66.1)
995	995	49,187 (36.7)	11,381 (19.8)		237 (50.3)	4,702 (13.9)	1,385 (21.0)	1,273 (18.9)	3,757 (38.3)	37,806 (49.5)	252 (80.6)	366 (74.4)	18,932 (43.8)	4,150 (45.9)	4,951 (52.1)	9,155 (66.1)
996	996	49,282 (36.8)	11,407 (19.8)		237 (50.3)	4,729 (14.0)	1,385 (21.0)	1,273 (18.9)	3,757 (38.3)	37,855 (49.5)	252 (80.6)	366 (74.4)	18,970 (43.9)	4,150 (45.9)	4,982 (52.2)	9,155 (66.1)
997	997	49,394 (36.9)	11,440 (19.9)		237 (50.3)	4,760 (14.1)	1,385 (21.0)	1,273 (18.9)	3,759 (38.3)	37,954 (49.7)	252 (80.6)	366 (74.4)	18,983 (43.9)	4,150 (45.9)	5,049 (53.1)	9,155 (66.1)
998	998	49,828 (37.2)	11,518 (20.0)		237 (50.3)	4,836 (14.3)	1,385 (21.0)	1,273 (18.9)	3,761 (38.4)	38,310 (50.1)	252 (80.6)	366 (74.4)	19,156 (44.3)	4,292 (47.5)	5,087 (53.5)	9,157 (66.2)
1,000	1,009	56,660 (42.3)	14,059 (24.5)		362 (76.8)	6,075 (17.9)	1,592 (22.5)	1,511 (22.5)	4,493 (49.8)	42,601 (92.5)	313 (100.0)	454 (92.5)	21,535 (49.8)	4,921 (53.3)	5,342 (56.2)	10,035 (72.5)
1,010	1,019	58,088 (43.4)	14,539 (25.3)		362 (76.8)	6,455 (19.1)	1,627 (22.7)	1,531 (22.7)	4,538 (46.3)	43,548 (57.0)		454 (92.5)	22,164 (51.3)	5,004 (55.3)	5,437 (57.5)	10,176 (73.5)
1,020	1,029	60,467 (45.2)	15,329 (26.7)		362 (76.8)	6,879 (20.3)	1,641 (24.9)	1,631 (24.2)	4,789 (48.8)	45,137 (59.1)		454 (92.5)	23,206 (53.7)	5,103 (56.4)	5,629 (58.2)	10,431 (75.4)
1,030	1,039	61,907 (46.2)	15,823 (27.5)		418 (88.7)	7,046 (20.8)	1,704 (25.9)	1,762 (26.2)	4,867 (49.6)	46,084 (60.3)		454 (92.5)	23,787 (55.0)	5,231 (57.9)	5,662 (59.6)	10,637 (76.9)

Ⅶ 統計用語の解説

1 中位数

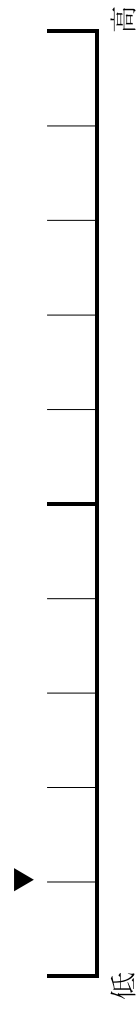
「中位数」とは、変量を大きさの順に並べた場合、その中央で全変量の個数を2等分する位置にある変量である。したがって、中位数より大きい変量の個数は50%、中位数より小さい変量の個数も50%ということになる。「中位数」は、分布が下位又は上位に偏っているような場合によく用いられる。

2 特性値

「特性値」とは、変量の大きさの小さい順に並べてとった、分位数及び分散係数のことである。分位数を図示すれば、次のとおりである。

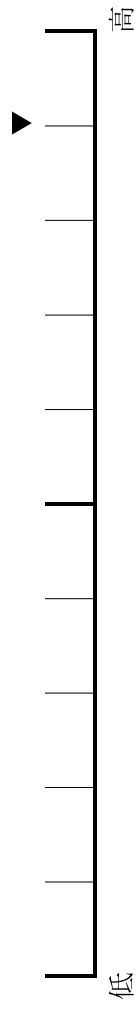
① 第1・十分位数……………10等分し、低い方から最初の節のものの賃金。

第1・十分位数



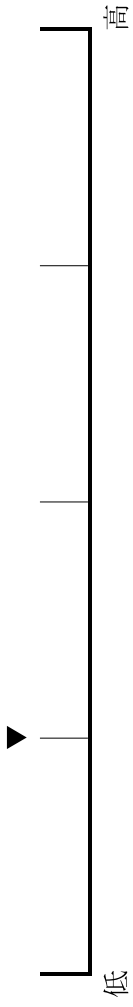
② 第9・十分位数……………10等分し、高い方から最初の節のものの賃金。

第9・十分位数



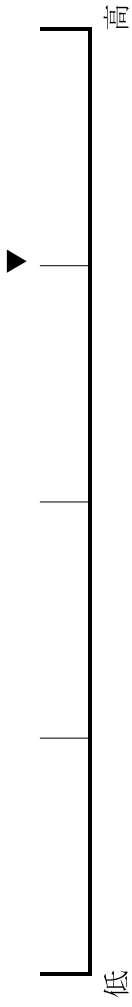
③ 第1・四分位数……………4等分し、低い方から最初の節のものの賃金。

第1・四分位数



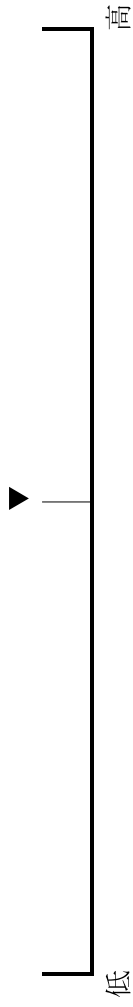
④ 第3・四分位数……………4等分し、高い方から最初の節のものの賃金。

第3・四分位数



⑤ 中位数……………2等分し、真ん中の節のものの賃金。

中位数



3 分散係数

「分散係数」とは、下記の数式により計算された数をいい、数の小さいほど分布の広がり程度が小さいことを示す。

$$\text{四分位分散係数} = \frac{\text{第3・四分位数} - \text{第1・四分位数}}{2 \times \text{中位数}}$$

令和6年度 秋田地方最低賃金審議会日程 (案)

日時	審議会名	場所	主な議題
7月29日(月) 午後1時30分～	第2回 秋田地方最低賃金審議会	秋田合同庁舎 第1会議室(5階)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目安伝達 ・ 賃金実態調査結果 ・ 部長及び部会長代理の選出 ・ 参考人意見聴取 ・ 基本的考え方・金額提示、金額審議
午後3時00分頃～ (本審終了後)	第1回 秋田県最低賃金専門部会		
8月2日(金) 午後1時30分～	第2回 秋田県最低賃金専門部会	秋田合同庁舎 第1会議室(5階)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金額審議
8月5日(月) 午後1時30分～	第3回 秋田県最低賃金専門部会	秋田合同庁舎 第2会議室(5階)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金額審議(結審しなかった場合は8月9日継続審議)
午後3時00分頃～ (専門部会終了後)	第3回 秋田地方最低賃金審議会	第1会議室(5階)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門部会報告及び改正決定の答申について(専門部会で結審しなかった場合は特貸諮問のみ) ・ 特定最低賃金改正決定の必要性の諮問
予備日8月9日(金) 午後1時30分～	第4回 秋田県最低賃金専門部会	秋田合同庁舎 第2会議室(5階)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金額審議(8月5日からの継続審議)
午後3時00分～	第4回 秋田地方最低賃金審議会	第1会議室(5階)	<ul style="list-style-type: none"> * 専門部会で結審した場合 ・ 専門部会報告及び改正決定の答申
8月21日(水) 午前10時00分～	秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会	秋田合同庁舎 第2会議室(5階)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定最低賃金改正の必要性の有無について(8月5日答申がなかった場合は8月27日へ変更)
午前10時30分頃～ (特別小委員会終了後)	第4回 秋田地方最低賃金審議会	第1会議室(5階)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議審(8月5日答申がなかった場合は8月27日へ変更)
予備日8月27日(火) 午前10時00分～	秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会	秋田合同庁舎 第2会議室(5階)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定最低賃金改正の必要性の有無について
午前10時30分頃～ (特別小委員会終了後)	第5回 秋田地方最低賃金審議会	第1会議室(5階)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議審

秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書（写）

- 1 秋田県労働組合総連合（議長 越後屋 建一）・・・・・・・・・・ 1
- 2 秋田県春闘共闘懇談会（代表委員 奥井 明子）・・・・・・・・・・ 11
- 3 秋田県医療労働組合連合会（執行委員長 奥井 明子）・・・・・・・・ 15
- 4 中通病院労働組合（執行委員長 高村 美幸）・・・・・・・・・・ 17
- 5 市立横手病院労働組合（執行委員長 高橋 洋）・・・・・・・・・・ 21
- 6 秋田県高等学校教職員組合（執行委員長 小林 正人）・・・・・・・・ 23
- 7 日本自治体労働組合連合秋田県本部（中央執行委員長 本間 渉）・・ 25
- 8 秋田県公務公共一般労働組合（執行委員長 本間 渉）・・・・・・・・ 29
- 9 秋田県地域一般労働組合（執行委員長 小笠原 猛）・・・・・・・・・・ 33
- 10 全日本年金者組合秋田県本部（執行委員長 大坂谷 邦雄）・・・・ 37
- 11 全日本建設交運一般労働組合秋田県本部（執行委員長 高橋 正彦）・ 39

2024年7月17日

秋田地方最低賃金審議会
会長 長岐 和行 様

秋田県労働組合総連合
議長 越後屋建一

〒010-0001 秋田市中通7丁目2-21 くらしと労働会館2階
電話 018-834-1808 FAX 018-834-1816

秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書

1. はじめに

秋田地方最低賃金審議会が、本年度の最低賃金改正の審議を始められるにあたり、秋田県労働組合総連合（略称：秋田県労連）としての意見を申し上げます。

昨年、秋田県の最低賃金は時間額で44円引き上がり、897円となりました。過去最高の引き上げ額となりました。貴審議会はじめ、関係各位のご尽力に敬意を表するものです。

政府は「2030年代半ばまでに全国加重平均1500円」の政府目標を掲げましたが、「賃金の低廉な労働者」の賃金を改善し、労働者の生活安定を図ることを考えれば、生計費原則に基づき、直ちに1500円に引き上げていく事が求められます。同時に、中小企業・小規模事業者の経営支援を万全にしていかななくてはならないと考えます。

今年度の審議にあたりましても、最低賃金がどうあるべきなのかを真摯にご検討いただき、大幅な引き上げを実現し、「労働者の生活の安定」（最低賃金法第1条）に資する水準に引き上げるよう、精力的に審議を行ってくださるようお願い申し上げます。

2. 物価高騰に追いつき、独立して生計を営める賃金水準を目指してください

2024年の春闘は大企業を中心に5%に及ぶ賃上げとなりました。しかし、それでも、実質賃金は26か月連続減少（2024年5月末）となっており、物価高に賃上げが追いついていない状況にあります。しかも、この先も食料品をはじめとする「値上げラッシュ」は収まる気配はなく、労働者の生活実態の改善は期待できにくい状況です。加えて、医療や介護事業所、中小企業・小規模事業所では大企業のような賃金改善は行われていません。最賃及び近傍で働く労働者の賃金は、最低賃金の改定状況を見ているような状況にすらあります。

秋田県の地域別最低賃金は一時間当たり897円です。ひと月173.8時間（一カ月の平均法定労働時間）働いたとすれば155,899円（端数四捨五入）です。ここから、税金や社会保険料等が控除されますので、手取りは13万円程にしかありません。労働基準法第1条で「労働条件は、人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなくてはならない」と規定されていますが、この賃金水準では「求められるところ」に至っているとはいえないと思います。

雇用労働者の4割が臨時・非常勤・パート・アルバイトなどの非正規雇用です。その中には、家計を支える立場の労働者も多く、「家計補助」的な考え方はすでに通用しなくなっています。



最低賃金及び最低賃金近傍で働いている労働者にはボーナス(一時金)がないか、あっても少額にとどまります。労働者の賃金に大きな影響を与える最低賃金の大幅な引き上げで、独立して生計を営める賃金水準の実現が求められていると思います。

3. 地域間格差解消は待ったなしの課題です

地域間格差は大きな問題です。もっとも金額の高い東京は時間額1,113円です。秋田は897円ですので、格差は時間額216円です。東京で働く労働者よりも2割以上も低い賃金は、秋田で働く労働者の尊厳を心底傷つけています。

地域別最低賃金は官民間問わず非正規雇用労働者の賃金に影響を与えてきています。地域間格差によって労働力が地方から都市部へ流出し、地方の人口減少と高齢化によって地域経済が疲弊しています。最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引き上げることは、地域経済を守るための経済対策だと考えます。人口減少がすすみ、労働力不足が現実のものとなっている今日、賃金格差による労働力の流出は防がなくてはならず、地域間格差を縮小し、解消することは待ったなしの課題であると思います。

中央最低賃金審議会は昨年、最賃の目安ランクをABCの3ランクに再編しました。格差是正を求める世論の高まりを考慮したものと評価されますが、しかし、賃金の高いところは高く、低いところは低くなるような構図に変化はありません。ちなみに、秋田県は岩手、徳島、沖縄について金額が低く、全国最低位のままです。

全国労働組合総連合と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は、地域による大きな格差はなく、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に24万円、月150時間の労働時間で換算すると時給1500円以上必要との結果が出されています。秋田県労連をはじめ東北6県の県労連は共同で2016年に「最低生計費試算調査」を実施しましたが、2022年10月に近年の物価高騰と2019年の消費税増税等を加味して再計算しました。その結果、25歳単身者(モデル例)は普通の暮らしに必要な費用は税社会保険料抜きで月額20万1千円必要で、2016年当時よりも16.9%上昇していることがわかりました。月の労働時間が173.8時間で時間額1,459円、150時間(年1800時間)だと1,691円になります。最低賃金の大幅引き上げの要求を裏付けるものだと確信します。しかも、全国各都道府県で実施した同様の調査とほぼ同じ結果となっており、地域間格差の解消は必要であることを裏付けるものとなっています。

4. 中小企業支援の拡充で最賃引上げにむけた条件整備を

最低賃金の引き上げは「失業」が増えるリスクが高いとの主張があります。しかし、年々最低賃金は引き上げられてきましたが、失業率は悪化することなく推移しています。

秋田県春闘共闘懇談会と秋田県労働組合総連合は、公表されている各種統計と、秋田県が公開している産業連関表を用いて最低賃金を1500円に引き上げた場合の、県内における経済波及効果を算出しました。その結果、秋田では1500円未満の労働者が2人に1人、その方々の賃金を

1500 円に引き上げた場合、賃金総額が 1795 億円増加し、家計消費支出も 1750 億円増加。税収も 180 億円（国税 112 億、地方税 68 億）、法定福利費が 233 億円増加します。その結果雇用誘発が 1 万 1 千人といった結果が出ています。最低賃金の引上げは経済振興につながります。

地域経済の主役である中小企業・小規模事業者は、消費税 10%増税の悪影響を受け、その後、新型コロナウイルス感染予防対策によって経済活動が事実上止まり、大きな打撃を受けています。今日の燃料高騰・原材料の高騰、諸物価の値上がりはそれに追い打ちをかけています。中小・小規模事業者は発注大企業や元受け企業など上部企業による優越的地位の濫用や低価格受注の押し付けによって、生産性が低く抑えられています。労働者国民が低賃金の状態を長くおかれていることから、消費購買力・消費意欲が失われ、生産してもモノが売れない事態になっています。加えて大きな資本力を持つ企業により市場の価格が支配され低価格が誘導され、消費価格に原価を反映させることが困難になっています。今必要なのは政府の責任で、優越的地位の濫用を防止し適正価格による公正な取引を実現すること、原材料・生産コストを適正に価格転嫁できるようにすること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化や社会保険料負担の軽減などを実施し、賃金引上げの環境を整えることです

最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、内需の拡大による経済効果を実現することです。こうしたことについても、審議会の意見として答申に反映し、積極的に発信していくことも大切であると考えます。

5. 最賃引き上げ、格差の解消の声は日増しに大きくなっています

秋田県労連・秋田県春闘懇は 2024 年 5 月後半から 7 月 15 日までの約 2 か月間、組織内外の非正規雇用労働者を対象に、「最賃に関するアンケート」を実施しました。アンケート用紙直接記入及び Google フォームでの回答を求めた結果、241 人から回答が寄せられました。その結果、現行の最賃額 897 円は安いとの回答が 229 人（95%）で圧倒的であり、まあまあの回答は 9 人（3.7%）にとどまりました。「いくらが適正か」との問いには、1,000 円が 68 人（28.2%）、1,500 円が 54 人（22.4%）、次いで 1,200 円が 50 人（20.7%）となっています。Voice（一言欄）には「現状の物価高やインフレが続くと、この仕事だけでは生活できなくなります。副業や転職を考えなければ、と感じています」「何もかも物価高で支出がかなり増えた。子供は食べ盛りで我が家は食費も爆上がり。車がないと生活できないためガソリン代もばかにならない。収入は相変わらずなのに支出は倍。ハッキリ言って生活苦しい」「最低賃金を地域別でなく、一律にしてほしい」といった声が寄せられています。また、6 月 29 日に秋田駅前街頭宣伝行動を行い、最賃に関するシール投票を実施しました。シール投票には 91 人が参加され、最賃はいくらが適正かの質問に対し、「897 円 1 人、1000 円 19 人、1300 円 16 人、1500 円 55 人」の結果でした。ここでも、「自分は東京に出ており、たまたま帰省中だが、897 円はあまりにも低すぎる。東京では高校生のアルバイトも 1200 円～1300 円、格差が大きすぎる（年配の男性）」「えっ！住むところで賃金が違うの。知らなかった。そんなに生活費に違いがあるのかな？（高校生のグループ）」といった声が出されていました。

現行の最賃額が低すぎる、切実な要求として今すぐ1,000円以上に、そして1200円・1500円を展望し、最賃は全国一律でという要求が大きく強い事を改めて実感する結果となっています。

秋田県労連は秋田県内の25市町村議会に「最低賃金の大幅引き上げ、格差解消、時間額1500円を展望し全国一律最賃制の実現を国に求める意見書採択」の陳情を行っています。その結果25市町村中17の議会で採択いただきました。

秋田県知事は政府に対し「国の施策・予算に関する提案・要望」を提出されていますが、その中で、「最低賃金の全国加重平均は1,000円を超え、政府は2030年代半ばまでに1,500円へ引き上げることを掲げていますが、依然として都市部と地方の格差は解消していないことから、全国一律の最低賃金の実現に向けて、制度の更なる見直しを行う必要があります」と述べ、中小企業支援の更なる強化と合わせ、最賃の引き上げ制度の改善を強く要望されました。

秋田弁護士会は本年6月、「労働者の健康で文化的な生活の確保を実現するとともに秋田県の地域経済の健全な発展を持続させるため、「秋田県の地域別最低賃金の大幅な引上げ」「地域間格差を縮小しながら全国全ての地域において最低賃金の引上げ」「全国一律最低賃金制度の実施」を要請する「最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」を発表されました。

全国労働組合総連合は最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制度の実現を目指していますが、国会議員の賛同が衆議院・参議院で123人に及んでいます。

最低賃金の引上げ、格差の解消、全国一律制の実施、中小企業支援の拡充を一体で進めることは社会的要請となっています。

以上の最賃引き上げ等に関する要望を踏まえ、今年の最低賃金の改定に向けて、秋田地方最低賃金審議会が積極的な引き上げと地域間格差の解消を求める答申を出していただき、審議会としても政府に対し実効性のある中小企業支援策の拡充を求めてくださることを切に要望いたします。よろしくお願い申し上げます。

記

1. 最低賃金を今日の物価高に対応しうる金額となるよう、大幅に引き上げること。
2. 全国一律最賃制度を展望し、地域間格差を大幅に縮小すること。
3. 最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業の経営支援を抜本的に強化すること」を、審議会の意見として表明すること。

以上

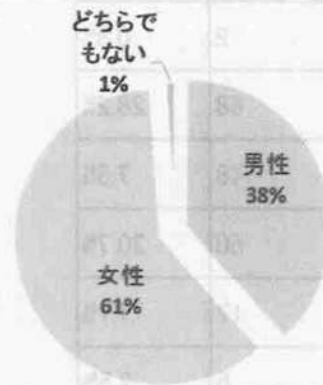
最低賃金アンケート集計表

調査済み人数

2024年7月13日現在

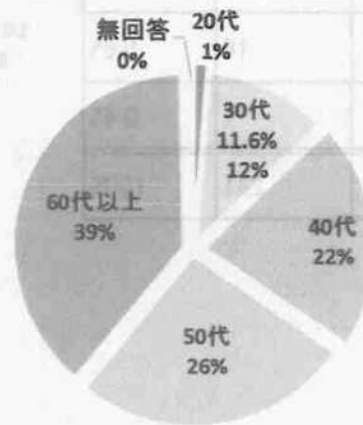
1.性別

回答	回答数	率
男性	92	38.2%
女性	146	60.6%
どちらでもない	3	1.2%
無回答	0	0.0%
合計	241	100%



2.年齢

回答	回答数	率
10代	0	0.0%
20代	3	1.2%
30代	28	11.6%
40代	52	21.6%
50代	64	26.6%
60代以上	93	38.6%
無回答	1	0.4%
合計	241	100.0%



3.最賃897円について

回答	回答数	率
安い	229	95.0%
まあまあだ	9	3.7%
高い	1	0.4%
無回答	2	0.8%
合計	241	100%



最低生計費試算調査・総括表

作表：全労連 最低生計費試算調査PT 2023年10月現在

25歳単身者・賃貸ワンルームマンション(25㎡)に居住という条件で試算

都道府県名 自治体名	新潟県		長野県		岐阜県		静岡県		愛知県		東京都		大阪府		兵庫県		岡山県		広島県		山口県	
	新潟市 B	長野市 B	岐阜市 B/男性 B/女性	静岡市 B7男性 B7女性	静岡市 A/男性 A/女性	豊橋市 A	京都市 B/男性 B/女性	大阪市 A/男性 A/女性	神戸市 B/男性 B/女性	岡山市 B	広島市 B/男性 B/女性	山口市 C/男性 C/女性										
消費支出	177,018	163,113	176,737	161,097	180,900	172,231	178,300	175,640	170,952	180,404	174,873	169,919	175,940	170,952	180,404	152,021	180,404	152,021	174,873	175,795	174,873	175,795
食費	39,597	41,323	44,872	37,640	34,240	38,457	44,441	35,347	35,097	40,333	38,886	35,886	44,208	40,333	40,333	35,788	40,333	35,788	38,886	38,886	38,886	29,161
住居費	38,000	40,625	38,000	38,000	38,000	32,000	41,867	41,867	48,000	46,000	33,000	46,000	46,000	48,000	35,417	37,000	35,417	37,000	33,000	33,000	33,000	33,000
水道・光熱	11,094	7,298	7,874	8,690	6,564	7,510	7,419	6,434	5,091	6,809	7,245	6,841	7,301	6,809	7,273	8,958	7,273	8,958	7,245	11,448	7,245	11,448
家具・家用品	3,765	4,342	3,068	3,109	3,863	3,799	3,836	3,822	3,780	3,883	4,168	4,477	3,972	4,032	4,032	3,677	4,032	3,677	4,168	4,125	4,168	4,125
被服・履物	8,951	7,522	7,748	7,521	4,298	8,272	5,921	4,247	8,758	8,249	6,654	4,308	5,594	4,308	6,575	7,170	6,575	7,170	6,654	5,882	6,654	5,882
保健医療	4,188	1,026	1,501	3,255	4,516	2,186	1,137	2,733	4,107	6,513	1,091	2,163	2,106	2,163	1,094	6,372	1,094	6,372	1,091	2,345	1,091	2,345
交通・通信	40,335	28,359	34,983	43,356	43,157	40,639	18,812	13,489	12,557	16,431	40,417	16,431	17,702	16,431	33,384	12,464	33,384	12,464	40,417	40,417	40,417	40,417
教育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教養・娯楽	14,970	26,393	20,300	18,408	22,034	17,745	17,764	17,531	25,553	25,804	25,749	29,558	29,512	25,804	25,454	26,858	25,454	26,858	25,749	24,881	25,749	24,881
その他	18,146	25,225	18,301	19,882	23,989	21,217	20,293	21,847	21,011	24,620	19,663	24,275	19,547	24,275	26,842	13,758	26,842	13,758	19,663	24,538	19,663	24,538
非消費支出	47,287	53,399	53,422	49,982	46,862	47,582	47,582	49,595	54,157	54,157	49,467	50,492	50,492	50,492	50,107	43,838	50,107	43,838	49,467	49,467	49,467	49,467
非消費額比率	19.54%	20.98%	21.56%	18.92%	19.00%	20.88%	20.43%	20.18%	22.11%	22.37%	20.76%	21.28%	20.70%	22.37%	20.18%	20.76%	20.18%	20.76%	18.19%	20.38%	18.19%	20.38%
予備費	17,700	19,300	17,600	18,100	18,000	17,200	17,800	17,500	17,300	17,000	17,400	16,900	17,500	17,000	18,000	15,132	18,000	15,132	17,400	17,500	17,400	17,500
最低生計費(月額)	194,718	201,413	194,337	199,997	198,980	189,431	196,190	193,140	190,794	187,952	192,273	186,819	193,440	187,952	198,404	167,153	198,404	167,153	192,273	193,295	192,273	193,295
年額(税込)	2,420,005	2,554,812	2,477,959	2,469,959	2,456,522	2,373,340	2,456,275	2,417,680	2,456,522	2,456,522	2,456,522	2,456,522	2,456,522	2,456,522	2,456,522	2,456,522	2,456,522	2,456,522	2,456,522	2,456,522	2,456,522	2,456,522
年額(税込)	2,904,080	3,057,744	2,973,108	2,969,908	2,947,464	2,723,340	2,724,900	2,812,820	2,812,820	2,812,820	2,812,820	2,812,820	2,812,820	2,812,820	2,812,820	2,812,820	2,812,820	2,812,820	2,812,820	2,812,820	2,812,820	2,812,820
月150時間換算	1,613	1,699	1,652	1,644	1,637	1,513	1,514	1,582	1,639	1,618	1,618	1,582	1,626	1,614	1,657	1,407	1,657	1,407	1,612	1,618	1,612	1,618
月155時間換算	1,581	1,644	1,588	1,581	1,585	1,464	1,465	1,531	1,588	1,566	1,566	1,531	1,574	1,562	1,603	1,361	1,603	1,361	1,560	1,586	1,560	1,586
173.8時間換算	1,392	1,466	1,428	1,431	1,413	1,300	1,307	1,397	1,414	1,397	1,397	1,404	1,404	1,393	1,430	1,214	1,430	1,214	1,391	1,397	1,391	1,397
2023年10月改定最賃額	931	948	950	984	984	1027	1008	1064	1001	932	970	928	1001	932	970	928	932	970	928	928	928	928
調査実施時期	2015年12月	2020年7月	2023年1月	2015年12月	2018年2月	2018年4月	2018年4月	2018年4月	2018年1月	2022年1月	2020年7月	2019年4月	2022年6月	2022年1月	2020年7月	2016年1月	2020年7月	2016年1月	2019年4月	2019年4月	2019年4月	2019年4月
若年単身者サンプル数	74	748	38	195	412	634	112	285	757	3,675	455	167	70	167	167	167	167	167	167	167	167	167
全体サンプル数	715	3,688	1,046	1,670	999	4,745	8,501	3,675	455	2,029	2,029	2,029	2,029	2,029	2,029	2,029	2,029	2,029	2,029	2,029	2,029	2,029

最低生計費試算調査・総括表

作表：全労連 最低生計費試算調査PT 2023年10月現在

都道府県名 自治体名	高知県		福岡県		北九州府		佐賀県		長崎県		大分県		鹿児島県		沖縄県	
	C/男性	C/女性	B/男性	B/女性	A/男性	A/女性	C/男性	C/女性	C/男性	C/女性	D/男性	D/女性	D/男性	D/女性	C/男性	C/女性
消費支出	183,688	184,283	181,680	182,945	184,383	178,127	178,887	164,737	168,807	187,077	191,848	178,843	178,055	178,439	182,085	182,085
食費	45,423	37,054	43,886	32,857	44,101	39,025	39,274	39,434	32,120	42,755	35,785	39,841	31,445	41,286	33,200	33,200
住居費	33,000	33,000	32,000	32,000	30,000	34,500	34,500	38,000	39,000	36,000	39,000	34,000	34,000	36,458	36,458	36,458
水道・光熱	8,710	10,380	7,722	9,184	7,743	8,150	9,684	8,108	9,845	7,580	7,877	8,101	9,838	8,764	10,424	10,424
家具・家用品	3,247	3,707	3,687	4,080	3,687	3,561	3,911	3,797	3,940	4,228	5,384	3,401	3,779	3,828	3,851	3,851
被服・履物	6,638	8,223	7,108	8,681	7,108	8,681	5,111	7,082	8,284	4,478	8,898	5,680	6,733	5,021	3,339	3,339
保健医療	1,506	868	1,168	3,729	1,162	1,184	3,778	1,174	3,746	2,248	3,574	1,181	3,768	1,142	3,843	3,843
交通・通運	37,487	33,923	15,613	21,188	41,888	41,888	15,848	15,848	15,848	38,302	38,142	39,469	39,469	33,794	33,794	33,794
教育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
娯楽・娯楽	26,070	25,781	24,738	25,191	24,738	25,964	25,976	23,327	24,530	26,635	26,635	21,257	22,302	25,820	25,177	25,177
その他	21,827	31,387	25,927	33,225	24,127	18,252	23,786	27,155	31,593	23,873	28,545	23,813	26,924	23,548	32,208	32,208
非消費支出	47,711	47,711	49,776	49,776	49,776	49,776	49,776	49,776	49,776	53,037	53,037	43,115	43,115	48,977	48,977	48,977
非消費率	19.11%	19.05%	21.88%	21.04%	19.71%	19.03%	18.97%	18.42%	19.03%	20.49%	20.08%	18.15%	18.04%	19.88%	19.85%	19.85%
予備費	18,300	18,400	16,100	16,800	16,400	17,800	17,800	16,400	16,800	18,700	19,200	17,600	17,800	17,900	18,200	18,200
諸衛生計費	201,988	202,683	177,760	186,845	202,763	195,927	198,687	181,137	185,707	205,777	211,048	194,443	195,858	197,339	200,295	200,295
税金	249,999	250,384	227,538	238,921	252,538	241,972	242,732	224,762	229,382	258,814	284,085	237,558	238,971	246,316	248,272	248,272
年額(税込)	2,995,388	3,004,728	2,730,432	2,839,452	3,030,468	2,803,864	2,812,784	2,987,504	2,762,344	3,105,788	3,189,020	2,850,888	2,887,852	2,955,782	2,981,284	2,981,284
月150時間換算	1,665	1,669	1,517	1,577	1,684	1,613	1,618	1,499	1,529	1,725	1,761	1,584	1,593	1,642	1,652	1,652
月155時間換算	1,811	1,815	1,468	1,527	1,928	1,551	1,566	1,450	1,480	1,670	1,704	1,533	1,542	1,589	1,608	1,608
173.8時間換算	1,437	1,441	1,309	1,381	1,453	1,382	1,387	1,283	1,320	1,488	1,519	1,387	1,375	1,417	1,434	1,434
2023年10月決定費	897	941	900	898	899	897	896	897	896	899	897	897	896	896	896	896
調査実施時期	2022年6月	2018年4月	2019年12月	2019年4月	2019年4月	2019年6月	2019年4月	2019年4月	2019年4月	2021年6月	2021年6月	2019年4月	2020年7月	2020年7月	2020年7月	2020年7月
若年単身者サンプル数	94	267	111	141	109	158	84	158	84	109	158	158	84	84	84	84
全体サンプル数	969	3,000	805	1,478	1,483	1,621	1,621	1,621	1,621	1,483	1,621	1,621	1,621	1,621	1,621	1,621

2024年7月17日

秋田地方最低賃金審議会
会長 長岐 和行 様

秋田県春闘共闘懇談会
代表委員 奥井 明子
〒010-0001 秋田市中通7丁目2-21 くらしと労働会館2階
電話 018-834-1808 FAX 018-834-1816

秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書

1. はじめに

秋田地方最低賃金審議会が、本年度の最低賃金改正の審議を始められるにあたり、秋田県春闘共闘懇談会（略称：秋田県春闘懇）としての意見を申し上げます。昨年、秋田県の最低賃金は時間額で44円引き上がり、897円となりました。過去最高の引き上げ額となりました。貴審議会ははじめ、関係各位のご尽力に敬意を表するものです。今年度の審議にあたりましても、最低賃金法第1条の実現、憲法25条に規定される「健康で文化的な最低限度の生活を営む」事ができる賃金の実現をめざし、精力的に審議を行ってくださるようお願い申し上げます。

2. 物価高騰に追いつき、独立して生計を営める賃金水準を目指してください

2024年の春闘は大企業を中心に5%に及ぶ賃上げとなりました。しかし、それでも、実質賃金は26か月連続減少（2024年5月末）となっており、物価高に賃上げが追いついていない状況にあります。しかも、この先も食料品をはじめとする「値上げラッシュ」は収まる気配はなく、労働者の生活実態の改善は期待できにくい状況です。加えて、医療や介護事業所、中小企業・小規模事業所では大企業のような賃金改善は行われていません。最賃及び近傍で働く労働者の賃金は、最低賃金の改定状況を見ているような状況にすらあります。

秋田県の地域別最低賃金は一時間あたり897円です。ひと月173.8時間（一カ月の平均法定労働時間）働いたとすれば155,899円（端数四捨五入）です。ここから、税金や社会保険料等が控除されますので、手取りは13万円程にしかありません。労働基準法第1条で「労働条件は、人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなくてはならない」と規定されていますが、この賃金水準では「求められるところ」に至っているとはいえないと思います。

雇用労働者の4割が臨時・非常勤・パート・アルバイトなどの非正規雇用です。その中には、家計を支える立場の労働者も多く、「家計補助」的な考え方はすでに通用なくなっています。最低賃金及び最低賃金近傍で働いている労働者にはボーナス（一時金）がないか、あっても少額にとどまります。労働者の賃金に大きな影響を与える最低賃金の大幅な引き上げで、独立して生計を営める賃金水準の実現が求められていると思います。



3. 地域間格差解消は待ったなしの課題です

地域間格差は大きな問題です。もっとも金額の高い東京は時間額 1,113 円です。秋田は 897 円ですので、格差は時間額 216 円です。東京で働く労働者よりも 2 割以上も低い賃金は、秋田で働く労働者の尊厳を心底傷つけています。

地域別最低賃金は官民間問わず非正規雇用労働者の賃金に影響を与えてきています。地域間格差によって労働力が地方から都市部へ流出し、地方の人口減少と高齢化によって地域経済が疲弊しています。最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引き上げることは、地域経済を守るための経済対策だと考えます。人口減少がすすみ、労働力不足が現実のものとなっている今日、賃金格差による労働力の流出は防がなくてはならず、地域間格差を縮小し、解消することは待ったなしの課題であると思います。

中央最低賃金審議会は昨年、最賃の目安ランクを A B C の 3 ランクに再編しました。格差是正を求める世論の高まりを考慮したものと評価されますが、しかし、賃金の高いところは高く、低いところは低くなるような構図に変化はありません。ちなみに、秋田県は岩手、徳島、沖縄について金額が低く、全国最低位のままです。

全国労働組合総連合と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は、地域による大きな格差はなく、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に 24 万円、月 150 時間の労働時間で換算すると時給 1500 円以上必要との結果が出されています。秋田県労連をはじめ東北 6 県の県労連は共同で 2016 年に「最低生計費試算調査」を実施しましたが、2022 年 10 月に近年の物価高騰と 2019 年の消費税増税等を加味して再計算しました。その結果、25 歳単身者（モデル例）は普通の暮らしに必要な費用は税社会保険料抜きで月額 20 万 1 千円必要で、2016 年当時よりも 16.9% 上昇していることがわかりました。月の労働時間が 173.8 時間で時間額 1,459 円、150 時間（年 1800 時間）だと 1,691 円になります。最低賃金の大幅引き上げの要求を裏付けるものだと確信します。しかも、全国各都道府県で実施した同様の調査とほぼ同じ結果となっており、地域間格差の解消は必要であることを裏付けるものとなっています。

4. 中小企業支援の拡充で最賃引上げにむけた条件整備を

最低賃金の引き上げは「失業」が増えるリスクが高いとの主張があります。しかし、年々最低賃金は引き上げられてきましたが、失業率は悪化することなく推移しています。

秋田県春闘共闘懇談会と秋田県労働組合総連合は、公表されている各種統計と、秋田県が公開している産業連関表を用いて最低賃金を 1500 円に引き上げた場合の、県内における経済波及効果を算出しました。その結果、秋田では 1500 円未満の労働者が 2 人に 1 人、その方々の賃金を 1500 円に引き上げた場合、賃金総額が 1795 億円増加し、家計消費支出も 1750 億円増加。税収も 180 億円（国税 112 億、地方税 68 億）、法定福利費が 233 億円増加します。その結果雇用誘発が 1 万 1 千人といった結果が出ています。最低賃金の引上げは経済振興につながります。

地域経済の主役である中小企業・小規模事業者は、消費税 10% 増税の悪影響を受け、その直

後、新型コロナウイルス感染予防対策によって経済活動が事実上止まり、大きな打撃を受けています。今日の燃料高騰・原材料の高騰、諸物価の値上がりはそれに追い打ちをかけています。中小・小規模事業者は発注大企業や元受け企業など上部企業による優越的地位の濫用や低価格受注の押し付けによって、生産性が低く抑えられています。労働者国民が低賃金の状態を長くおかれていることから、消費購買力・消費意欲が失われ、生産してもモノが売れない事態になっています。加えて大きな資本力を持つ企業により市場の価格が支配され低価格が誘導され、消費価格に原価を反映させることが困難になっています。今必要なのは政府の責任で、優越的地位の濫用を防止し適正価格による公正な取引を実現すること、原材料・生産コストを適正に価格転嫁できるようにすること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化や社会保険料負担の軽減などを実施し、賃金引き上げの環境を整えることです

最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、内需の拡大による経済効果を実現することです。こうしたことについても、審議会の意見として答申に反映し、積極的に発信していくことも大切であると考えます。

5. 最賃引き上げ、格差の解消の声は日増しに大きくなっています

秋田県春闘懇・秋田県労連は2024年5月後半から7月15日までの約2か月間、組織内外の非正規雇用労働者を対象に、「最賃に関するアンケート」を実施しました。アンケート用紙直接記入及びGoogleフォームでの回答を求めた結果、241人から回答が寄せられました。その結果、現行の最賃額897円は安いとの回答が229人(95%)で圧倒的であり、まあまあの回答は9人(3.7%)にとどまりました。「いくらが適正か」との問いには1,000円が68人(28.2%)、1,500円が54人(22.4%)、次いで1,200円が50人(20.7%)となっています。Voice(一言欄)には「現状の物価高やインフレが続くと、この仕事だけでは生活できなくなります。副業や転職を考えなければ、と感じています」「何もかも物価高で支出がかなり増えた。子供は食べ盛りで我が家は食費も爆上がり。車がないと生活できないためガソリン代もばかにならない。収入は相変わらずなのに支出は倍。ハッキリ言って生活苦しい」「最低賃金を地域別でなく、一律にしてほしい」といった声が寄せられています。また、6月29日に秋田駅前街頭宣伝行動を行い、最賃に関するシール投票を実施しました。シール投票には91人が参加され、最賃はいくらが適正かの質問に対し、「897円1人、1000円19人、1300円16人、1500円55人」の結果でした。ここでも、「自分は東京に出ており、たまたま帰省中だが、897円はあまりにも低すぎる。東京では高校生のアルバイトも1200円～1300円、格差が大きすぎる(年配の男性)」「えっ!住むところで賃金が違うの。知らなかった。そんなに生活費に違いがあるのかな?(高校生のグループ)」といった声が出されていました。

現行の最賃額が低すぎる、切実な要求として今すぐ1,000円以上に、そして1200円・1500円を展望し、最賃は全国一律でという要求が大きく強い事を改めて実感する結果となっています。

秋田県労連は秋田県内の25市町村議会に「最低賃金の大幅引き上げ、格差解消、時間額1500円を展望し全国一律最賃制の実現を国に求める意見書採択」の陳情を行っています。その結果25市町村中17の議会で採択いただきました。

秋田県知事は政府に対し「国の施策・予算に関する提案・要望」を提出されていますが、その中で、「最低賃金の全国加重平均は1,000円を超え、政府は2030年代半ばまでに1,500円へ引き上げることを掲げていますが、依然として都市部と地方の格差は解消していないことから、全国一律の最低賃金の実現に向けて、制度の更なる見直しを行う必要があります」と述べ、中小企業支援の更なる強化と合わせ、最賃の引き上げ制度の改善を強く要望されました。

秋田弁護士会は本年6月、「労働者の健康で文化的な生活の確保を実現するとともに秋田県の地域経済の健全な発展を持続させるため、「秋田県の地域別最低賃金の大幅な引上げ」「地域間格差を縮小しながら全国全ての地域において最低賃金の引上げ」「全国一律最低賃金制度の実施」を要請する「最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制度の実現を求める会長声明」を発表されました。

全国労働組合総連合は最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制度の実現を目指していますが、国会議員の賛同が衆議院・参議院で123人に及んでいます。

最低賃金の引上げ、格差の解消、全国一律制の実施、中小企業支援の拡充を一体で進めることは社会的要請となっています。

以上の最賃引き上げ等に関する要望を踏まえ、今年の最低賃金の改定に向けて、秋田地方最低賃金審議会が積極的な引き上げと地域間格差の解消を求める答申を出していただき、審議会としても政府に対し実効性のある中小企業支援策の拡充を求めてくださることを切に要望いたします。よろしく願い申し上げます。

記

1. 最低賃金を今日の物価高に対応しうる金額となるよう、大幅に引き上げること。
2. 全国一律最賃制度を展望し、地域間格差を大幅に縮小すること。
3. 最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業の経営支援を抜本的に強化すること」を、審議会の意見として表明すること。

以 上

2024年7月17日

秋田地方最低賃金審議会
会長 長岐 和行 様

秋田県医療労働
執行委員長

〒010-0001 秋田市中通6丁
TEL:018-835-6353 FAX:01

秋田地方最低賃金改正の審議に当たっての意見書

労働者の賃金向上のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

医療・介護現場には、看護師はじめ国家資格等のライセンスを持つ労働者が多数いますが、非常に低い賃金水準におさえられています。厚生労働省の2023年度賃金構造基本統計調査によれば、同じライセンスを持ち社会的役割を担う教員と看護師の所定内賃金を比較すると看護師は117,600円低い実態にあり、さらに介護職所定内賃金は、全産業平均に比べて月額で76,092円も低くなっています。医療・介護労働者の過酷な労働実態と社会的役割を考えれば、専門職とは思えない低い賃金水準です。

仕事に見合わない低賃金が離職を促し、看護師・介護職員の不足に拍車をかけています。加えて、診療報酬、介護報酬は全国一律であるにもかかわらず、賃金実態は地域間の格差が大きく、地域別最低賃金の地域間格差とリンクしています。私たち医療・介護・福祉労働者は全国どこでも同水準の医療・介護を提供しなければなりません。しかし、賃金は地域によって大きな格差が存在しており、納得できません。

コロナ禍が4年以上続くなか、いまなお、現場の組合員は必死に医療・介護を守りながら感染症と向き合い、奮闘を続けています。しかし、コロナ禍が終息しないなかでも関連する補助金などは廃止され、患者・利用者減による減収や、人員不足の現場にコロナとインフルエンザ感染が広がり病床閉鎖せざるを得ないなど、医療・介護事業所は経営的な厳しさを増し、一時金引き下げ回答も増えるなど、そのしわ寄せは労働者の賃金切り下げの形であらわれています。

この間、賃上げに資するベア評価料などの報酬改定がありましたが、すべてのケア労働者が対象とならない差別的な内容であることや、病院と診療所で格差をつける配分となっていることなど、チーム医療の現場では使いづらい不十分な内容です。全産業的に5~10%の賃上げが実施されるなか、医労連の回答状況は3%の賃上げにも満たなく、さらに格差が広がる状況となっています。

このような状況が長引くことで、そこで働く労働者の心身の疲弊も限界を超え、看護現場では、「慢性疲労」8割、「仕事を辞めたい」8割に達し、離職者が増え、募集定員に満たない実態が続く悪化しています。現場の奮闘に見合わない低賃金状態を放置したままでは、慢性的な人員不足を改善することはできません。この状態が続けば、選ばれない職業となり、地域から病院、介護施設がなくなり、国民の要求に応える医療・看護・介護の提



供は、到底、困難といわなければなりません。

人手不足を解消するためにも、賃金水準の引き上げが早急に求められています。そのことが医療・看護・介護の提供体制の改善にも直結します。地域間格差を是正し、大幅な最低賃金の引き上げは喫緊の重要課題であり、即時の実現を求めます。

つきましては、2024年の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情を踏まえ、下記の事項が実現するよう、よろしく願い申し上げます。

記

1. 早期に秋田県の最低賃金額を1,000円以上とすることを旨とし、本年度において大幅な引き上げを実現すること
2. 全国一律最賃制度を展望し、賃金水準の引き上げ及び地域間格差を大幅に縮小すること
3. 最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業の経営支援を抜本的に強化すること」を、審議会の意見として表明すること。同時に、物価の高騰やコロナ禍で特にダメージの大きい医療・福祉産業はじめとする各産業への特別の支援を継続すること。

以 上

2024年7月17日

秋田地方最低賃金審議会
会長 長岐 和行様

中通病院労働

執行委員長 高村

〒010-0001 秋田市中通6丁目1番56

電話 018-833-7937

FAX 018-832-0203

秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書

秋田地方最低賃金審議会が、本年度の最低賃金改正の審議を始められるにあたり、中通病院労働組合としての意見を申し上げます。

昨年、秋田県の最低賃金は時間額が897円となりました。貴審議会ははじめ関係各位のご尽力に敬意を表するものです。賃金はそれによって自立して生計が営めるものでなくてはなりません。憲法25条に規定される「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことができる賃金の実現めざし、今年も精力的な審議を行ってくださるようお願い申し上げます。

昨年の秋田の答申額897円は、一昨年の853円から44円引き上げられました。秋田は21年連続の引き上げで、引き上げ幅は過去最大となりました。東北では4位、他県と同額で全国38位となっています。審議会で奮闘くださった皆さんに敬意を表したいと思います。昨年答申された全国の状況を見れば、人口を加味した全国加重平均で43円引上げ、961円から1,004円になりました。賃金の地域間格差を縮小する機運の高まりを受けて全国で39円以上引き上げましたが、全国答申額の結果をみれば最高額は変わらず東京の1,113円、最低額は岩手県が893円、秋田県は昨年より引上がりましたが、東京都と比べれば未だに216円もの差があります。これでは、秋田から若者の人材流出を止める事はできず、秋田県が最重要課題として取り組んでいる、少子化、人口減少問題等を解決していく上でも大きな障害となり、秋田の状況はますます悪化するばかりと思います。

いま、世界情勢が不安定な状況で燃料及び原材料の高騰、諸物価高騰の下で、日本経済の回復をすすめるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高め、地域経済の好循環を生み出していくためには最低賃金の引き上げが必要です

現在の最賃897円を秋田県毎月勤労統計2024年4月総実労働時間148.5時間、年間1782時間で単純計算をすると、月額133,204円、年額159,845円となります。はたして本当にこの金額で生活ができるでしょうか。「秋田で働き、結婚して子育てをして、生活し続ける」ということには到底及ばない金額です。現在の地域間格差のままでは、秋田の若者が展望を持って地元で働くことができません。2023年人口動態統計から、秋田県は残念ながら婚姻率・出生率が全国最下位という、若者に展望・未来のない状況が続いています。賃金が低いことで婚姻や出生に展望がもてない社会になっています。



日本の最低賃金は非常に低く、フルタイムで働いても必要生計費に遠く及びません。また、医療・福祉の所定内賃金（厚労省「賃金構造基本統計調査」）と地域別最低賃金は明確に相関しており、地域別最低賃金の格差が反映しています。A～Cの三つにランクを削減、再編され、秋田県はCランクとなりました。「全国一律最低賃金制」で、格差の是正・賃金底上げをはかることは、医療・介護労働者全体の賃金改善につながります。また、社会保障負担の軽減を求める運動とともに最低賃金の引き上げは生活保護基準とも連動することから、全国一律の最低賃金は、ナショナルミニマムとしての「国民生活の最低保障」を確立する大きな一歩ともなり、「格差と貧困」の解消に結び付けるにも重要です。私たち医療・介護・福祉労働者は全国どこでも同水準の医療・介護を提供しなければなりません。しかし、賃金は地域によって格差が存在することには納得できません。

令和5年度の全国平均が1,004円と、初めて千円台に到達しました。これまで目標としていた千円台に達したことから岸田内閣は、「さらに着実に賃上げを行っていく必要がある。2030年代半ばまでに全国加重平均が1,500円となることを目指す」と表明しました。労働者の生活安定を図ることを考えれば、早急に生計費原則に基づき、1,500円に引き上げることが必要です。しかし、大幅に引上げるためには、政府として中小企業支援が求められます。高齢化等により医療や介護の需要は増加しているものの、それらの業界は、人材確保のために必要な賃上げの状況が他の産業に追いついていません。特例的な対応として、令和6年度の診療報酬や介護報酬の改定で医療・介護従事者の賃上げの対応が6月から行われていますが、物価高騰に追いつくような十分な賃上げとは言えない状況です。最低賃金は全労働者に関わるものです。よって大幅に引上げを実現するためには、政府の中小企業に対する大きな支援が必要となります。審議会としても国に対しての要望を強くお願いします。

また、昨年の秋田県の最低賃金が897円と引き上がった事により、当病院の臨時職員の時給も引き上がり最低額が900円となりました。残念ながら最賃に張り付いている実態です。正規職員と臨時職員とでは大きな格差があります。労使交渉で毎年一定の改善はされているものの、やはり基本となる最低賃金が大幅に引き上げられなければ格差は解消できません。

新型コロナウイルス感染が5類へ移行となってから1年が経過しました。医療・介護の現場では、経営も悪化し、そこで働く労働者の心身の疲弊も極限に達しています。もともと基礎体力が弱い日本の医療・介護経営の実態に、コロナ禍に伴う収益の大幅な減少が押し寄せ、全国の数多くの医療機関が経営破綻の危機に立たされています。早急な国の思い切った支援が必要です。そのためにも今回の最低賃金の改定は大幅な引き上げを実現し、独立して生計を営める賃金水準に引き上げていただきたいと思います。

2024年の地域別最低賃金改定にあたり、秋田の若者が地元で働き、結婚して生活し続ける事ができ、そして将来展望につなげていく事ができるよう、十分にご審議をお願いします。また、秋田地方最低賃金審議会として最大限独自性を発揮して頂き、地域間格差を縮小していくためにご審議頂くよう重ねてお願い申し上げます。

つきましては、2024年の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情を踏まえ、下記の事項が実現できるよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 最低賃金を今日の物価高に対応しうる金額となるよう、大幅に引き上げること。
2. 全国一律最賃制度を展望し、地域間格差を大幅に縮小すること。
3. 最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業の経営支援を抜本的に強化すること」を、審議会の意見として表明すること。

以 上

2024年7月17日

秋田地方最低賃金審議会
会長 長岐 和行 様

市立横手病院労働組合
執行委員長 高橋 洋

〒013-0016 秋田県横手市根岸
TEL: 0182-33

秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書

貴審議会において、本年度本県における最低賃金改正の審議にあたり当労働組合としての意見を述べさせていただきます。

最低賃金の地域間格差は大きな問題です。もっとも金額の高い東京都は時間額1,113円であり、秋田県の897円との差は時間額216円と東京都で働く場合と比べ2割以上も低い賃金は、秋田県内労働者の労働意欲に大きな負の影響があると考えます。人口減少がすすみ、労働力不足が現実のものとなっている今日、賃金格差による労働力の流出は防がなくてはならず、地域間格差を縮小し、解消することは待ったなしの課題であると考えます。

これは秋田県が作成した、2022年から2025年までの新秋田元気創造プランや政府予算等に関する要望書などにおいても指摘されており、若年層を中心とした人口流出の大きな要因になっていると考えます。この若年層を中心とした人口流出は、地方の人口減少と高齢化による地域経済の疲弊だけではなく、医療サービスを支える各種エッセンシャルワーカーの育成および確保にも影響を及ぼしており、今年度は秋田県内の看護関係養成施設の全てにおいて定員割れとなっています。これは将来の地域の健康と福祉を支える人材の供給体制に対して大きな課題となります。

このことから最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引き上げることは、地域経済をその基盤ごと守るために必要な対策だと考えます。

中央最低賃金審議会は昨年、最賃の目安ランクをABCの3ランクに再編しました。格差是正を求める世論の高まりを考慮したものと評価されますが、しかし、賃金の高いところは高く、低いところは低くなるような構図に変化はありません。また秋田県は岩手、徳島、沖縄について金額が低く、全国最低位のままです。厚生労働省の賃金構造基本統計調査における都道府県別きまって支給する現金給与額と地域別最低賃金には正の相関があることが知られており令和5年度の調査においてもその傾向に変化はありません。そして現役時代の所得は将来の年金受給額へ大きく影響します。現在、日本国内では公的医療保険制度の下に行われる医療サービスは、医療行為ごとに厚生労働大臣が定める全国一律の価格によって提供され、診療報酬として医療機関の収入となっていることは周知のことと存じます。これらにより所得を理由とした受診控えに地域格差が生まれ、低所得者が多い地域では生涯にわたって適切な医療を受ける機会を逃すことに繋がります。

最後に最低賃金の大幅な上昇は、その近傍にて労働者を雇用する中小企業・小規模事業者の負担が大きいと予想されることから、これら事業者に対して金融支援強化や社会保険料負担の軽減など、賃金引上げの環境を整えるために必要な措置を講ずるべきです。

については今年の最低賃金の改定に向けて、貴審議会より積極的な引き上げと地域間格差の解消を求める答申を出してくださることを切に要望いたします。

記

1. 物価高へ対応し地域間格差を大幅に縮小するよう最低賃金を大幅に引き上げること。
2. 審議会の意見として「全国一律最賃制度を目指すこと」を表明すること。
3. 審議会の意見として、最低賃金引き上げへの理解を使用者側から得られるよう、「政府の責任において中小企業の経営支援を抜本的に強化すること」を表明すること。

以上



2024年7月17日

秋田地方最低賃金審議会

会長 長岐 和行 様

秋田県高等学校教職員組合 執行委員長 小林 正士

〒010-0951 秋田市山王4丁目4-14 秋田県教育会館

TEL：018-824-1667 FAX：018-863

E-mail：akita-ko@jasmine.ocn

秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書

昨年度、新型コロナウイルスの感染法上の分類が5類に変更されて以降、一見すればコロナ前の生活を取り戻しつつあります。しかし、国民、県民の生活に直結するあらゆるものの価格は上昇し続け、その先行きは見通すことができません。2024春闘では大企業を中心に大きな賃金引き上げとなりましたが、企業の多くを占める中小企業にはその波が十分に波及していないとも言われています。それは、物価上昇率を超える賃金の引き上げになっておらず、実質賃金が長期間低下し続けていることから明らかです。このような状況下で、誰もが「健康的で文化的な最低限度の生活を営む」ために、労働者の賃金・雇用を改善することが求められています。

高等学校卒業予定の県内就職希望者や、進学後秋田県で働くことを希望する若者を惹きつけるためには、生活を充実させることができる賃金であることが、条件のひとつとして不可欠です。全国的に見ても秋田県の初任給は低い水準ではありますが、インターネットやコンビニエンスストアなどの普及により、地域間の物価差が生まれにくくなっている今こそ、地域間賃金格差を是正する契機です。そのための中小企業支援策をさらに充実させることも求められています。

一般企業社員等の賃金と公務職員等の賃金が相乗効果で引き上げられ、すべての労働者が「健康的で文化的な生活を営む」ことができる社会を目指し、2024年度の地域別最低賃金の改定にあたり、下記の事項が実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 最低賃金を現在の物価高に対応した金額となるよう、大幅に引き上げること。
2. 最低賃金の地域間格差を大幅に縮小すること。
3. 最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において、地方の経済を支える中小企業に対する経営支援を抜本的に強化すること」を、審議会の意見として表明すること。

以上



2024年7月17日

秋田地方最低賃金審議会
会長 長岐 和行 様

日本自治体労働組合連合秋田県本部
中央執行委員長 本 間 渉
〒013-0022 秋田県横手市四日町4-30
電話 0182-33-3895 FAX0182-33-6870

秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書

1. はじめに

秋田地方最低賃金審議会が、本年度の最低賃金改正の審議を始められるにあたり、日本自治体労働組合連合秋田県本部（略称：自治労連秋田県本部）としての意見を申し上げます。

昨年、秋田県の最低賃金は時間額で44円引き上がり、897円となりました。過去最高の引き上げ額となりました。貴審議会ははじめ、関係各位のご尽力に敬意を表するものです。

政府は「2030年代半ばまでに全国加重平均1500円」の政府目標を掲げましたが、「賃金の低廉な労働者」の賃金を改善し、労働者の生活安定を図ることを考えれば、生計費原則に基づき、直ちに1500円に引き上げていく事が求められます。同時に、中小企業・小規模事業者の経営支援を万全にしていかななくてはならないと考えます。

今年度の審議にあたりましても、最低賃金がどうあるべきなのかを真摯にご検討いただき、大幅な引き上げを実現し、「労働者の生活の安定」（最低賃金法第1条）に資する水準に引き上げるよう、精力的に審議を行ってくださるようお願い申し上げます。

2. 物価高騰に追いつき、独立して生計を営める賃金水準を目指してください

秋田県の地域別最低賃金は一時間当たり897円です。ひと月173.8時間（一カ月の平均法定労働時間）働いたとすれば155,899円（端数四捨五入）です。ここから、税金や社会保険料等が控除されますので、手取りは13万円程にしかありません。労働基準法第1条で「労働条件は、人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなくてはならない」と規定されていますが、この賃金水準では「求められるところ」に至っているとはいえないと思います。

雇用労働者の4割が臨時・非常勤・パート・アルバイトなどの非正規雇用です。その中には、家計を支える立場の労働者も多く、「家計補助」的な考え方はすでに通用しなくなっています。最低賃金及び最低賃金近傍で働いている労働者にはボーナス（一時金）がないか、あっても少額にとどまります。

自治体職場は会計年度任用職員をはじめとする非正規職員なしには成り立たず、すべての職員が一体となって自治体業務を支えています。そして、本来ならば正規職員が配置されるべき専門的、本格業務にも会計年度任用職員が配置され、その多くが最賃に近い水準で働いています。会



計年度任用職員の給与水準の決定にあたっては、総務省通知（令和4年12月23日）にて「最低賃金を考慮すること」とされています。正規職員との賃金格差にさいなまれながらも必死に働いている会計年度任用職員の労苦に報いるためには大幅な最賃引き上げが欠かせません。

すべての労働者が独立して生計を営めるよう物価上昇を上回る大幅な最賃引き上げの実現が求められていると思います。

3. 地域間格差解消は待ったなしの課題です

地域間格差は大きな問題です。もっとも金額の高い東京は時間額1,113円です。秋田は897円ですので、格差は時間額216円です。東京で働く労働者よりも2割以上も低い賃金は、秋田で働く労働者の尊厳を心底傷つけています。

地域別最低賃金は官民間問わず非正規雇用労働者の賃金に影響を与えてきています。地域間格差によって労働力が地方から都市部へ流出し、地方の人口減少と高齢化によって地域経済が疲弊しています。最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引き上げることは、地域経済を守るための経済対策だと考えます。人口減少がすすみ、労働力不足が現実のものとなっている今日、賃金格差による労働力の流出は防がなくてはならず、地域間格差を縮小し、解消することは待ったなしの課題であると思います。

全国労働組合総連合と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は、地域による大きな格差はなく、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に24万円、月150時間の労働時間で換算すると時給1500円以上必要との結果が出されています。秋田県労連をはじめ東北6県の県労連は共同で2016年に「最低生計費試算調査」を実施しましたが、2022年10月に近年の物価高騰と2019年の消費税増税等を加味して再計算しました。その結果、25歳単身者（モデル例）は普通の暮らしに必要な費用は税社会保険料抜きで月額20万1千円必要で、2016年当時よりも16.9%上昇していることがわかりました。月の労働時間が173.8時間で時間額1,459円、150時間（年1800時間）だと1,691円になります。最低賃金の大幅引き上げの要求を裏付けるものだと確信します。しかも、全国各都道府県で実施した同様の調査とほぼ同じ結果となっており、地域間格差の解消は必要であることを裏付けるものとなっています。

4. 中小企業支援の拡充で最賃引上げにむけた条件整備を

最低賃金の引き上げは「失業」が増えるリスクが高いとの主張があります。しかし、年々最低賃金は引き上げられてきましたが、失業率は悪化することなく推移しています。

秋田県春闘共闘懇談会と秋田県労働組合総連合は、公表されている各種統計と、秋田県が公開している産業連関表を用いて最低賃金を1500円に引き上げた場合の、県内における経済波及効果を算出しました。その結果、秋田では1500円未満の労働者が2人に1人、その方々の賃金を1500円に引き上げた場合、賃金総額が1795億円増加し、家計消費支出も1750億円増加。税収も180億円（国税112億、地方税68億）、法定福利費が233億円増加します。その結果雇用誘発

が1万1千人といった結果が出ています。最低賃金の引上げは経済振興につながります。

地域経済の主役である中小企業・小規模事業者は、消費税10%増税の悪影響を受け、その直後、新型コロナウイルス感染予防対策によって経済活動が事実上止まり、大きな打撃を受けています。今日の燃料高騰・原材料の高騰、諸物価の値上がりはそれに追い打ちをかけています。中小・小規模事業者は発注大企業や元受け企業など上部企業による優越的地位の濫用や低価格受注の押し付けによって、生産性が低く抑えられています。労働者国民が低賃金の状態を長くおかれていることから、消費購買力・消費意欲が失われ、生産してもモノが売れない事態になっています。加えて大きな資本力を持つ企業により市場の価格が支配され低価格が誘導され、消費価格に原価を反映させることが困難になっています。今必要なのは政府の責任で、優越的地位の濫用を防止し適正価格による公正な取引を実現すること、原材料・生産コストを適正に価格転嫁できるようにすること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化や社会保険料負担の軽減などを実施し、賃金引上げの環境を整えることです

最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、内需の拡大による経済効果を実現することです。こうしたことについても、審議会の意見として答申に反映し、積極的に発信していくことも大切であると考えます。

5. 最賃引き上げ、格差の解消の声は日増しに大きくなっています

秋田県労連・秋田県春闘懇は2024年5月後半から7月15日までの約2か月間、組織内外の非正規雇用労働者・会計年度任用職員を対象に、「最賃に関するアンケート」を実施しました。アンケート用紙直接記入及びGoogleフォームでの回答を求めた結果、241人から回答が寄せられました。その結果、現行の最賃額897円は安いとの回答が229人(95%)で圧倒的であり、まあまあの回答は9人(3.7%)にとどまりました。「いくらが適正か」との問いには、1,000円が68人(28.2%)、1,500円が54人(22.4%)、次いで1,200円が50人(20.7%)となっています。Voice(一言欄)には「現状の物価高やインフレが続くと、この仕事だけでは生活できなくなります。副業や転職を考えなければ、と感じています」「何もかも物価高で支出がかなり増えた。子供は食べ盛りで我が家は食費も爆上がり。車がないと生活できないためガソリン代もばかにならない。収入は相変わらずなのに支出は倍。ハッキリ言って生活苦しい」「最低賃金を地域別でなく、一律にしてほしい」といった声が寄せられています。また、6月29日に秋田駅前街頭宣伝行動を行い、最賃に関するシール投票を実施しました。シール投票には91人が参加され「897円1人、1000円19人、1300円16人、1500円55人」の結果でした。ここでも、「自分は東京に出ており、たまたま帰省中だが、897円はあまりにも低すぎる。東京では高校生のアルバイトも1200円~1300円、格差が大きすぎる(年配の男性)」「えっ!住むところで賃金が違うの。知らなかった。そんなに生活費に違いがあるのかな?(高校生のグループ)」といった声が出されていました。

現行の最賃額が低すぎる、1500円を中心に大幅な引き上げが必要、最賃は全国一律でという声が大きくなっています。

最低賃金の引上げ、格差の解消、全国一律制の実施、中小企業支援の拡充を一体で進めることは社会的要請となっています。

以上の最賃引き上げ等に関する要望を踏まえ、今年度の最低賃金の改定に向けて、秋田地方最低賃金審議会が積極的な引き上げと地域間格差の解消を求める答申を出していただき、審議会としても政府に対し実効性のある中小企業支援策の拡充を求めてくださることを切に要望いたします。よろしくお願い申し上げます。

記

1. 最低賃金を今日の物価高に対応しうる金額となるよう、大幅に引き上げること。
2. 全国一律最賃制度を展望し、地域間格差を大幅に縮小すること。
3. 最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業の経営支援を抜本的に強化すること」を、審議会の意見として表明すること。

以上

2024年7月17日

秋田地方最低賃金審議会
会長 長岐 和行 様

秋田県公務公共一般労働組合
執行委員長 本 間 渉
〒013-0022 秋田県横手市四日町 4-30
電話 0182-33-6906 F A X 0182-33-6870

秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書

1. はじめに

秋田地方最低賃金審議会が、本年度の最低賃金改正の審議を始められるにあたり、秋田県公務公共一般労働組合（略称：公務公共一般労組）としての意見を申し上げます。

昨年、秋田県の最低賃金は時間額で44円引き上がり、897円となりました。過去最高の引き上げ額となりました。貴審議会ははじめ、関係各位のご尽力に敬意を表するものです。

政府は「2030年代半ばまでに全国加重平均1500円」の政府目標を掲げましたが、「賃金の低廉な労働者」の賃金を改善し、労働者の生活安定を図ることを考えれば、生計費原則に基づき、直ちに1500円に引き上げていく事が求められます。同時に、中小企業・小規模事業者の経営支援を万全にしていかななくてはならないと考えます。

今年度の審議にあたりましても、最低賃金がどうあるべきなのかを真摯にご検討いただき、大幅な引き上げを実現し、「労働者の生活の安定」（最低賃金法第1条）に資する水準に引き上げるよう、精力的に審議を行ってくださるようお願い申し上げます。

2. 物価高騰に追いつき、独立して生計を営める賃金水準を目指してください

秋田県の地域別最低賃金は一時間当たり897円です。ひと月173.8時間（一カ月の平均法定労働時間）働いたとすれば155,899円（端数四捨五入）です。ここから、税金や社会保険料等が控除されますので、手取りは13万円程にしかありません。労働基準法第1条で「労働条件は、人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなくてはならない」と規定されていますが、この賃金水準では「求められるところ」に至っているとはいえないと思います。

雇用労働者の4割が臨時・非常勤・パート・アルバイトなどの非正規雇用です。その中には、家計を支える立場の労働者も多く、「家計補助」的な考え方はすでに通用なくなっています。最低賃金及び最低賃金近傍で働いている労働者にはボーナス（一時金）がないか、あっても少額にとどまります。

自治体職場は会計年度任用職員をはじめとする非正規職員なしには成り立たず、すべての職員が一体となって自治体業務を支えています。そして、本来ならば正規職員が配置されるべき専門



的、本格業務にも会計年度任用職員が配置され、その多くが最賃に近い水準で働いています。会計年度任用職員の給与水準の決定にあたっては、総務省通知（令和4年12月23日）にて「最低賃金を考慮すること」とされています。正規職員との賃金格差にさいなまれながらも必死に働いている会計年度任用職員の労苦に報いるためには大幅な最賃引き上げが欠かせません。

すべての労働者が独立して生計を営めるよう物価上昇を上回る大幅な最賃引き上げの実現が求められていると思います。

3. 地域間格差解消は待ったなしの課題です

地域間格差は大きな問題です。もっとも金額の高い東京は時間額1,113円です。秋田は897円ですので、格差は時間額216円です。東京で働く労働者よりも2割以上も低い賃金は、秋田で働く労働者の尊厳を心底傷つけています。

地域別最低賃金は官民間問わず非正規雇用労働者の賃金に影響を与えてきています。地域間格差によって労働力が地方から都市部へ流出し、地方の人口減少と高齢化によって地域経済が疲弊しています。最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引き上げることは、地域経済を守るための経済対策だと考えます。人口減少がすすみ、労働力不足が現実のものとなっている今日、賃金格差による労働力の流出は防がなくてはならず、地域間格差を縮小し、解消することは待ったなしの課題であると思います。

全国労働組合総連合と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は、地域による大きな格差はなく、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に24万円、月150時間の労働時間で換算すると時給1500円以上必要との結果が出されています。秋田県労連をはじめ東北6県の県労連は共同で2016年に「最低生計費試算調査」を実施しましたが、2022年10月に近年の物価高騰と2019年の消費税増税等を加味して再計算しました。その結果、25歳単身者（モデル例）は普通の暮らしに必要な費用は税社会保険料抜きで月額20万1千円必要で、2016年当時よりも16.9%上昇していることがわかりました。月の労働時間が173.8時間で時間額1,459円、150時間（年1800時間）だと1,691円になります。最低賃金の大幅引き上げの要求を裏付けるものだと確信します。しかも、全国各都道府県で実施した同様の調査とほぼ同じ結果となっており、地域間格差の解消は必要であることを裏付けるものとなっています。

4. 中小企業支援の拡充で最賃引上げにむけた条件整備を

最低賃金の引き上げは「失業」が増えるリスクが高いとの主張があります。しかし、年々最低賃金は引き上げられてきましたが、失業率は悪化することなく推移しています。

秋田県春闘共闘懇談会と秋田県労働組合総連合は、公表されている各種統計と、秋田県が公開している産業連関表を用いて最低賃金を1500円に引き上げた場合の、県内における経済波及効果を算出しました。その結果、秋田では1500円未満の労働者が2人に1人、その方々の賃金を1500円に引き上げた場合、賃金総額が1795億円増加し、家計消費支出も1750億円増加。税収

も180億円(国税112億、地方税68億)、法定福利費が233億円増加します。その結果雇用誘発が1万1千人といった結果が出ています。最低賃金の引き上げは経済振興につながります。

地域経済の主役である中小企業・小規模事業者は、消費税10%増税の悪影響を受け、その直後、新型コロナウイルス感染予防対策によって経済活動が事実上止まり、大きな打撃を受けています。今日の燃料高騰・原材料の高騰、諸物価の値上がりはそれに追い打ちをかけています。中小・小規模事業者は発注大企業や元受け企業など上部企業による優越的地位の濫用や低価格受注の押し付けによって、生産性が低く抑えられています。労働者国民が低賃金の状態を長くおかれていることから、消費購買力・消費意欲が失われ、生産してもモノが売れない事態になっています。加えて大きな資本力を持つ企業により市場の価格が支配され低価格が誘導され、消費価格に原価を反映させることが困難になっています。今必要なのは政府の責任で、優越的地位の濫用を防止し適正価格による公正な取引を実現すること、原材料・生産コストを適正に価格転嫁できるようにすること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化や社会保険料負担の軽減などを実施し、賃金引き上げの環境を整えることです

最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、内需の拡大による経済効果を実現することです。こうしたことについても、審議会の意見として答申に反映し、積極的に発信していくことも大切であると考えます。

5. 最賃引き上げ、格差の解消の声は日増しに大きくなっています

秋田県労連・秋田県春闘懇は2024年5月後半から7月15日までの約2か月間、組織内外の非正規雇用労働者・会計年度任用職員を対象に、「最賃に関するアンケート」を実施しました。アンケート用紙直接記入及びGoogleフォームでの回答を求めた結果、241人から回答が寄せられました。その結果、現行の最賃額897円は安いとの回答が229人(95%)で圧倒的であり、まあまあの回答は9人(3.7%)にとどまりました。「いくらが適正か」との問いには、1,000円が68人(28.2%)、1,500円が54人(22.4%)、次いで1,200円が50人(20.7%)となっています。Voice(一言欄)には「現状の物価高やインフレが続くと、この仕事だけでは生活できなくなります。副業や転職を考えなければ、と感じています」「何もかも物価高で支出がかなり増えた。子供は食べ盛りで我が家は食費も爆上がり。車がないと生活できないためガソリン代もばかにならない。収入は相変わらずなのに支出は倍。ハッキリ言って生活苦しい」「最低賃金を地域別でなく、一律にしてほしい」といった声が寄せられています。また、6月29日に秋田駅前街頭宣伝行動を行い、最賃に関するシール投票を実施しました。シール投票には91人が参加され「897円1人、1000円19人、1300円16人、1500円55人」の結果でした。ここでも、「自分は東京に出ており、たまたま帰省中だが、897円はあまりにも低すぎる。東京では高校生のアルバイトも1200円~1300円、格差が大きすぎる(年配の男性)」「えっ!住むところで賃金が違うの。知らなかった。そんなに生活費に違いがあるのかな?(高校生のグループ)」といった声が出されていました。

現行の最賃額が低すぎる、1500円を中心に大幅な引き上げが必要、最賃は全国一律でという

声が大きくなっています。

最低賃金の引上げ、格差の解消、全国一律制の実施、中小企業支援の拡充を一体で進めることは社会的要請となっています。

以上の最賃引き上げ等に関する要望を踏まえ、今年の最低賃金の改定に向けて、秋田地方最低賃金審議会が積極的な引き上げと地域間格差の解消を求める答申を出していただき、審議会としても政府に対し実効性のある中小企業支援策の拡充を求めてくださることを切に要望いたします。よろしくお願い申し上げます。

記

1. 最低賃金を今日の物価高に対応しうる金額となるよう、大幅に引き上げること。
2. 全国一律最賃制度を展望し、地域間格差を大幅に縮小すること。
3. 最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業の経営支援を抜本的に強化すること」を、審議会の意見として表明すること。

以 上

2024年7月17日

秋田地方最低賃金審議会
会長 長岐 和行 様

秋田県地域一般労働組合
執行委員長 小笠原 猛
〒010-0001 秋田市中通7丁目2-21 くらしと労働会館2階
電話 018-834-1808 FAX 018-834-1816

秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書

1. はじめに

秋田地方最低賃金審議会が、本年度の最低賃金改正の審議を始められるにあたり、秋田県地域一般労働組合としての意見を申し上げます。

秋田県地域一般労働組合は秋田県労働組合総連合に加盟する個人加入の労働組合であり、その構成員は、正規雇用労働者よりもパート・アルバイト、臨時・非常勤などの非正規雇用労働者の割合が大きく、賃金は最低賃金の影響を大きく受けています。

昨年、秋田県の最低賃金は時間額で44円引き上がり、897円となりました。過去最高の引き上げ額となりました。貴審議会はじめ、関係各位のご尽力に敬意を表するものです。今年度の審議にあたりましても、最低賃金法第1条の実現、憲法25条に規定される「健康で文化的な最低限度の生活を営む」事ができる賃金の実現をめざし、精力的に審議を行ってくださるようお願い申し上げます。

2. 物価高騰に追いつき、独立して生計を営める賃金水準を目指してください

2024年の春闘は大企業を中心に5%に及ぶ賃上げとなりました。しかし、それでも、実質賃金は26か月連続減少（2024年5月末）となっており、物価高に賃上げが追いついていない状況にあります。しかも、この先も食料品をはじめとする「値上げラッシュ」は収まる気配はなく、労働者の生活実態の改善は期待できにくい状況です。加えて、医療や介護事業所、中小企業・小規模事業所では大企業のような賃金改善は行われていません。最賃及び近傍で働く労働者の賃金は、最低賃金の改定状況を見ているような状況にすらあります。

秋田県の地域別最低賃金は一時間当たり897円です。ひと月173.8時間（一カ月の平均法定労働時間）働いたとすれば155,899円（端数四捨五入）です。ここから、税金や社会保険料等が控除されますので、手取りは13万円程にしかありません。労働基準法第1条で「労働条件は、人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなくてはならない」と規定されていますが、この賃金水準では「求められるところ」に至っているとはいえないと思います。

雇用労働者の4割が臨時・非常勤・パート・アルバイトなどの非正規雇用です。その中には、家計を支える立場の労働者も多く、「家計補助」的な考え方はすでに通用しなくなっています。



最低賃金及び最低賃金近傍で働いている労働者にはボーナス(一時金)がないか、あっても少額にとどまります。労働者の賃金に大きな影響を与える最低賃金の大幅な引き上げで、独立して生計を営める賃金水準の実現が求められていると思います。

3. 地域間格差解消は待ったなしの課題です

地域間格差は大きな問題です。もっとも金額の高い東京は時間額1,113円です。秋田は897円ですので、格差は時間額216円です。東京で働く労働者よりも2割以上も低い賃金は、秋田で働く労働者の尊厳を心底傷つけています。

地域別最低賃金は官民間問わず非正規雇用労働者の賃金に影響を与えてきています。地域間格差によって労働力が地方から都市部へ流出し、地方の人口減少と高齢化によって地域経済が疲弊しています。最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引き上げることは、地域経済を守るための経済対策だと考えます。人口減少がすすみ、労働力不足が現実のものとなっている今日、賃金格差による労働力の流出は防がなくてはならず、地域間格差を縮小し、解消することは待ったなしの課題であると思います。

中央最低賃金審議会は昨年、最賃の目安ランクをABCの3ランクに再編しました。格差是正を求める世論の高まりを考慮したものと評価されますが、しかし、賃金の高いところは高く、低いところは低くなるような構図に変化はありません。ちなみに、秋田県は岩手、徳島、沖縄について金額が低く、全国最低位のままです。

全国労働組合総連合と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は、地域による大きな格差はなく、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に24万円、月150時間の労働時間で換算すると時給1500円以上必要との結果が出されています。秋田県労連をはじめ東北6県の県労連は共同で2016年に「最低生計費試算調査」を実施しましたが、2022年10月に近年の物価高騰と2019年の消費税増税等を加味して再計算しました。その結果、25歳単身者(モデル例)は普通の暮らしに必要な費用は税社会保険料抜きで月額20万1千円必要で、2016年当時よりも16.9%上昇していることがわかりました。月の労働時間が173.8時間で時間額1,459円、150時間(年1800時間)だと1,691円になります。最低賃金の大幅引き上げの要求を裏付けるものだと確信します。しかも、全国各都道府県で実施した同様の調査とほぼ同じ結果となっており、地域間格差の解消は必要であることを裏付けるものとなっています。

4. 中小企業支援の拡充で最賃引上げにむけた条件整備を

最低賃金の引き上げは「失業」が増えるリスクが高いとの主張があります。しかし、年々最低賃金は引き上げられてきましたが、失業率は悪化することなく推移しています。

私たちが加盟している秋田県春闘共闘懇談会と秋田県労働組合総連合は、公表されている各種統計と、秋田県が公開している産業連関表を用いて最低賃金を1500円に引き上げた場合の、県内における経済波及効果を算出しました。その結果、秋田では1500円未満の労働者が2人に1

人、その方々の賃金を1500円に引き上げた場合、賃金総額が1795億円増加し、家計消費支出も1750億円増加。税収も180億円（国税112億、地方税68億）、法定福利費が233億円増加します。その結果雇用誘発が1万1千人といった結果が出ています。最低賃金の引上げは経済振興につながります。

地域経済の主役である中小企業・小規模事業者は、消費税10%増税の悪影響を受け、その直後、新型コロナウイルス感染予防対策によって経済活動が事実上止まり、大きな打撃を受けています。今日の燃料高騰・原材料の高騰、諸物価の値上がりはそれに追い打ちをかけています。中小・小規模事業者は発注大企業や元受け企業など上部企業による優越的地位の濫用や低価格受注の押し付けによって、生産性が低く抑えられています。労働者国民が低賃金の状態を長くおかれていることから、消費購買力・消費意欲が失われ、生産してもモノが売れない事態になっています。加えて大きな資本力を持つ企業により市場の価格が支配され低価格が誘導され、消費価格に原価を反映させることが困難になっています。今必要なのは政府の責任で、優越的地位の濫用を防止し適正価格による公正な取引を実現すること、原材料・生産コストを適正に価格転嫁できるようにすること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化や社会保険料負担の軽減などを実施し、賃金引上げの環境を整えることです

最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、内需の拡大による経済効果を実現することです。こうしたことについても、審議会の意見として答申に反映し、積極的に発信していくことも大切であると考えます。

5. 最賃引き上げ、格差の解消の声は日増しに大きくなっています

私たちは秋田県春闘懇と秋田県労連が行った「最賃に関するアンケート」に取り組みました。2か月間で241人から回答が寄せられました。その結果、現行の最賃額897円は安いとの回答が229人（95%）で圧倒的であり、まあまあの回答は9人（3.7%）にとどまりました。「いくらが適正か」との問いには1,000円が68人（28.2%）、1,500円が54人（22.4%）、次いで1,200円が50人（20.7%）となっています。Voice（一言欄）には「現状の物価高やインフレが続くと、この仕事だけでは生活できなくなります。副業や転職を考えなければ、と感じています」「何もかも物価高で支出がかなり増えた。子供は食べ盛りで我が家は食費も爆上がり。車がないと生活できないためガソリン代もばかにならない。収入は相変わらずなのに支出は倍。ハッキリ言って生活苦しい」「最低賃金を地域別でなく、一律にしてほしい」といった声が寄せられています。また、6月29日に秋田駅前街頭宣伝行動を行い、最賃に関するシール投票を実施しました。シール投票には91人が参加され、最賃はいくらが適正かの質問に対し、「897円1人、1000円19人、1300円16人、1500円55人」の結果でした。ここでも、「自分は東京に出ており、たまたま帰省中だが、897円はあまりにも低すぎる。東京では高校生のアルバイトも1200円～1300円、格差が大きすぎる（年配の男性）」「えっ！住むところで賃金が違うの。知らなかった。そんなに生活費に違いがあるのかな？（高校生のグループ）」といった声が出されていました。

現行の最賃額が低すぎる、切実な要求として今すぐ1,000円以上に、そして1200円・1500円を展望し、最賃は全国一律でという要求が大きく強い事を改めて実感する結果となっています。

秋田県労連は秋田県内の25市町村議会に「最低賃金の大幅引き上げ、格差解消、時間額1500円を展望し全国一律最賃制の実現を国に求める意見書採択」の陳情を行っています。その結果25市町村中17の議会で採択いただきました。

秋田県知事は政府に対し「国の施策・予算に関する提案・要望」を提出されていますが、その中で、「最低賃金の全国加重平均は1,000円を超え、政府は2030年代半ばまでに1,500円へ引き上げることを掲げていますが、依然として都市部と地方の格差は解消していないことから、全国一律の最低賃金の実現に向けて、制度の更なる見直しを行う必要があります」と述べ、中小企業支援の更なる強化と合わせ、最賃の引き上げ制度の改善を強く要望されました。

秋田弁護士会は本年6月、「労働者の健康で文化的な生活の確保を実現するとともに秋田県の地域経済の健全な発展を持続させるため、「秋田県の地域別最低賃金の大幅な引上げ」「地域間格差を縮小しながら全国全ての地域において最低賃金の引上げ」「全国一律最低賃金制度の実施」を要請する「最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」を発表されました。

全国労働組合総連合は最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制度の実現を目指していますが、国会議員の賛同が衆議院・参議院で123人に及んでいます。

最低賃金の引上げ、格差の解消、全国一律制の実施、中小企業支援の拡充を一体で進めることは社会的要請となっています。

以上の最賃引き上げ等に関する要望を踏まえ、今年の最低賃金の改定に向けて、秋田地方最低賃金審議会が積極的な引き上げと地域間格差の解消を求める答申を出していただき、審議会としても政府に対し実効性のある中小企業支援策の拡充を求めてくださることを切に要望いたします。よろしくお願い申し上げます。

記

1. 最低賃金を今日の物価高に対応しうる金額となるよう、大幅に引き上げること。
2. 全国一律最賃制度を展望し、地域間格差を大幅に縮小すること。
3. 最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業の経営支援を抜本的に強化すること」を、審議会の意見として表明すること。

以上

2024年7月17日

秋田地方最低賃金審議会
会長 長岐 和行 様

全日本年金者組合秋田県本部
執行委員長 大坂谷 邦雄
〒010-0001
秋田市中通7丁目2-21
くらしと労働会館4F
TEL・fax 018-833-5456

秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見

秋田地方最低賃金審議会の本年度の最低賃金改定の審議では、年金受給者の声を反映した答申をしてくださるよう年金者組合秋田県本部として要望します。

年金は働いていた時の賃金で年金支給額が決定されます。最低賃金が全国でも最低位にある秋田県の年金支給額は、こうした年金の仕組みから低くならざるを得ません。しかし、昨今の食料品、電気・ガス・ガソリン・灯油などの生活に欠かせない物価の高騰は、全国一律で秋田県が例外だというわけではありません。こうした物価高騰は、年金受給者の暮らしに大きく響いています。年金受給者は、秋田県で働いていたというだけで、死ぬまで低賃金の影響を受けなければならないのか、と自らの人生を振り返っています。

高齢になって東京などの都市部に転居しても年金には「都市手当」があるわけではありません。秋田県で働いていたというだけで年金までもが最低賃金を反映し、都市で働いていた人と差があるのは納得できません。

私たち年金生活者は、全国一律の最低賃金を切望しています。

また、老後を子どもたちと暮らせるようにするためには、都市部と大きな差のある最低賃金の引上げが必要です。そうすることで子どもや孫が秋田で働くようになるのです。

ぜひ、全国一律の最低賃金の実現、物価高・公租公課の引き上げが続くもとで、せめて最低賃金を1500円以上にすることを強く要望します。



2024年7月17日

秋田地方最低賃金審議会
会長 長岐和行 様

〒010-0976 秋田市八橋南1-2-29
TEL018-823-7748 Fax018-823-
全日本建設交運一般労働組合秋田県
執行委員長 高橋

秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書

秋田地方最低賃金審議会が本年度の最低賃金改正の審議を始めるにあたり、意見書を提出いたします。

記

【意見書の内容】

1. 最低賃金を今日の物価高に対応しうる金額となるよう、大幅に引き上げること。
2. 全国一律最低賃金制度を展望し、地域間の最低賃金格差を大幅に縮小すること。
3. 最低賃金引き上げへの理解が得られるよう、「政府の責任において中小零細企業の経営支援を抜本的に強化すること」を審議会の意見として表明すること。



【意見書の理由】

日本国憲法は第25条で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とし、最低賃金法は第1条の目的で「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」としています。現在の秋田地方最低賃金は、時間額897円です。この額は、自立して子育てができ、労働力の再生産を保障できる生計費水準には程遠い状況です。憲法の求める「人間らしい生活」を達成するために、大幅な引き上げが必要です。

日本の最低賃金には、3つの大きな問題があります。1つは低すぎて自立して生活できないこと、2つ目は地域別で格差が広がっていること、3つ目は中小零細企業支援がきわめて脆弱であることです。

最低賃金の地域間格差をみると秋田県(時間額897円)ともっとも高い東京都(時間額1,113円)を比べると、格差が依然として時間額で216円あります。地域間格差が縮まらないことなどから、最低賃金の低い地域から若者などの労働力が流出し、人口減少の大きな要因となっています。昨年、中央最低賃金審議会は最賃の目安ランクをABCの3ランクに再編しました。これは、地域間格差の是正を求める世論の高まりに押されての変更であると言えますが、最低賃金の高いところは高く、低いところは低いまま固定化する構図に変わりありません。

私たちの組合が加盟する秋田県労連をはじめとする東北6県の県労連は共同で2016年に「最低生計費試算調査」を実施し、2022年10月に近年の物価高騰と2019年の消費税増税等を加味して再計算を行いました。その結果、秋田市の25歳単身者(モデル例)では、普通の暮らしに必要な費用は税・社会保険料を除いて月額20万1千円必要であること、2016年当時よりも16.9%上昇していることがわかりました。月の労働時間が173.8時間とすると時間額1,459円、150時間(年1,800時間)とすると時間額1,691円になります。

これらの数字は、最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制度確立の根拠を裏付けるものだと確信します。

中小零細企業の多くは大企業の下請であり、指値や買ったときなどによって不公平な取引にさらされていて、経営的にきびしい状況にあります。中小零細企業が安心して最低賃金引き上げに対応できるよう政府予算を大幅に引き上げるとともに、社会保険料の事業主負担を減免するなどの抜本的支援策が求められています。

2024年（令和6年）6月28日

秋田地方最低賃金審議会長 様

秋田弁護士会

会長 石 田 英 彦

会長声明の送付について

当会は、常議員会の議を経て、本日、下記会長声明を発表しましたので、送付申し上げます。

記

最低賃金の大幅な引上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明



最低賃金の大幅な引上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明

- 1 現在の秋田県の地域別最低賃金は、1時間897円であるが、この金額では、仮に1日8時間、週40時間の1ヶ月フルタイム(厚生労働省が用いる最長所定労働時間月173.8時間)で働いたとしても、賃金は月額約15万6000円、年額約187万円にしかない。

最低賃金を決定する際の重要な要素は労働者の生計費(生活のために必要な費用)であるが、例えば秋田県労働組合総連合(秋田県労連)が東北六県共同で2022年に実施した生計費試算調査によれば、秋田市在住・25歳単身の若者の生計費は時給1691円が必要であることが明らかになったとされている。上記の最低賃金の水準は労働者の生計費に対して絶対的に不足しており、最低賃金制度をセーフティーネットとして実効的に機能させるためには、最低賃金の大幅な引上げが急務である。

- 2 また、秋田県の地域別最低賃金は、前年から44円の引上げとなったものの、依然として全国最高額の東京都の1時間1113円を216円も下回っており、地域間格差の是正には全く至っていない。

上記の秋田県労連等の調査によれば、地方では都市部に比べ住居費は低廉であるものの、公共交通機関の利用が制限されることから自家用車の保有を余儀なくされるため、地方と都市部の生計費には地域間格差がほとんど存在しないことが判明している。したがって、地域間での生計費の差を前提とした地域別最低賃金制度はその立法事実を欠いていると言わざるを得ない。

また、秋田県が新秋田元気創造プラン(2022年~2025年度)や政府予算等に関する要望書などで指摘するとおり、全国下位にある賃金水準は、若者などの人口の社会減の大きな要因の一つになっていると考えられる。

政府は賃金の地域間格差を早急に是正するために、地域別最低賃金制度を根本的に見直し、全国一律最低賃金制度を実現すべきである。

- 3 一方で、最低賃金の大幅な引き上げは、労働者の生活だけでなく経済に影響を与える可能性が大きく、特に、中小企業の経営維持には配慮しなければならない。

この点、中小企業が最低賃金の大幅な引上げに対応できるようにするために、原材料価格や労務費などの上昇分を取引価格に転嫁できる公正な取引を確保するとともに、社会保険料の事業主負担分の減免などの、抜本的な中小企業支援策を実現することが不可欠である。

- 4 以上より、当会は、労働者の健康で文化的な生活の確保を実現するとともに秋田県の地域経済の健全な発展を持続させるため、秋田地方最低賃金審議会に対し秋田県の地域別最低賃金の大幅な引上げを答申することを求めるとともに、中央最低賃金審議会に対し地域間格差を縮小しながら全国全ての地域において最低賃金の引上げを答申すること及び全国一律最低賃金制度の実施に向けた提言をなすことを求めるものである。

2024年（令和6年）6月28日

秋田弁護士会

会長 石田 英

秋田地方最低賃金審議会
秋田県最低賃金専門部会委員名簿

*50音順

区 分	氏 名	現 職
公益代表	うすき ともあき 白 木 智 昭	秋田大学 教授
	さが ひろし 嵯 峨 宏	弁護士
	ながき かずゆき 長 岐 和 行	弁護士
労働者代表	いのうえ まさかつ 井 上 正 克	UAゼンセン 秋田県支部長
	ごとう まさふみ 後 藤 正 文	JAM秋田 事務局長
	さとう しんゆき 佐 藤 伸 幸	連合秋田 横手湯沢地域協議会事務局長
使用者代表	おの ひでと 小 野 秀 人	(一社)秋田県経営者協会 専務理事
	さかいだ みき 境 田 未 希	(株)境田商事 取締役
	ときた ゆうじ 時 田 祐 司	時田電機工業(株) 代表取締役社長
任 期	令和6年7月18日 ～ 専門部会廃止まで	